

(案)

別紙3 果樹農業生産力増強総合対策（※ 公募事業部分抜粋）

第1 事業の実施方針

果樹農業については、永年性作物であるという果樹の特性を踏まえ、消費者ニーズの動向に即した果実及び果実製品（以下「果実等」という。）の安定供給を図るため、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）に基づく果樹農業振興基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・公表し、諸施策を推進している。

我が国では、地域の特性に応じた多種多様な果樹が栽培されており、地域ごとに特色ある果樹農業が展開されている。近年は、優良品目・品種への改植等に取り組んできたこと等を背景に、消費者ニーズに対応した高品質な果実等の生産が行われている。

こうした高品質な国産果実等は国内で高く評価されている。また、海外からの評価も高く、輸出品目としても高いポテンシャルを有している。

しかしながら、高品質な国産果実等の生産は、果樹生産者の労力と時間をかけた手作業によって実現されており、整枝・せん定等の高度な技術を要する作業や、摘果、収穫等の機械化が困難な作業が多い果樹農業は、労働集約的な構造となっている。

また、果樹生産者の減少や高齢化、後継者不足が深刻となり、栽培面積も長期的に減少が続いていることや、果樹農業を支える苗木の生産・供給体制のぜい弱化、一定程度を輸入に頼っている花粉の供給の不安定化等により、果樹農業の生産基盤がぜい弱化しており、それが国産果実等の供給力の低下につながっている。

永年性作物であり、植え付けから収穫まで長い年月を必要とする果樹について、こうした現状を打破し、将来にわたって持続可能な果樹農業を実現していくためには、果樹産地の生産基盤の強化に取り組むことが必要である。

この実現に向けて、担い手不足による生産基盤の脆弱化を踏まえ、果樹産地の労働生産性の向上及び新たな担い手の確保・定着を推進するための「果樹労働生産性向上等対策事業」、省力樹形の導入等に必要な苗木の生産及び一定程度を輸入花粉に頼っている品目の国産花粉の安定供給を推進するための「果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業」、果実の需要に即した流通加工等の推進を図る「果実流通加工対策事業」、近年頻発している大規模な自然災害により、果樹産地において甚大な被害が発生していることに対応するための「被害果実利用促進等対策事業」等を実施することとする。これらに必要な経費について、果振法第4条の4の規定に基づき指定された公益財団法人中央果実協会（以下「指定法人」という。）、都道府県法人（同条第2号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ。）又は農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定めるところにより実施する公募に応募した者の中から選定された者（以下「事業実施主体」という。）が補助を行うものとする。

また、スマート技術導入を前提とした樹園地の環境整備や流通事業者等との連携等、生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルの構築を図る「産地構造転換パイロット事業」を実施することとし、事業実施主体が実施する当該事業の取組に必要な経費について、国が補助を行うものとする。

第2 事業の内容

1 事業ごとの取組内容、事業実施手続等については、次のとおり定めるものとする。

(1) 果樹労働生産性向上等対策事業

Iに定めるとおりとする。

(2) 果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業

IIに定めるとおりとする。

(3) 果実流通加工対策事業

IIIに定めるとおりとする。

(4) 被害果実利用促進等対策事業

IVに定めるとおりとする。

(5) パインアップル構造改革特別対策事業

Vに定めるとおりとする。

(6) 果樹緊急総合対策支援事業

指定法人は、(3)から(5)までに定める事業のほか、果実等の輸出入の急激な変動、自然災害等の不測の事態に対処するため、果実等の需給調整、消費改善、需要拡大又は再生産の確保を図る上で必要となる事業として、農産局長が別に定める事業を実施することができるものとする。

(7) 推進事業

指定法人は、(3)から(6)までの事業を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる取組を行う。

ア 推進・指導

事業の実施等に必要な事項についての周知徹底、適正な実施を確保するための(3)から(6)に定められる各事業における事業実施者及び支援対象者に対する指導並びに所要の手続に係る事務

イ 交付事務

申請書等の審査、事業実施者及び支援対象者に対する助成等

ウ 実施確認

事業の対象となる取組に係る書面又は実地での確認

エ その他必要な事項

アからウまでのほか、事業の適正かつ円滑な実施のために必要な取組

(8) 産地構造転換パイロット事業

VIに定めるとおりとする。

2 事業の対象期間及び実施

(1) 事業の対象期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

(2) 事業の実施は、原則として4月1日から翌年3月31日までの単年度で完了するものとする。ただし、事業の実施、確認等が翌年度以降に及ぶものについては、当該年度において、当該事業経費に係る予算が確保できた場合に事業の継続ができるものとする。

(3) (2)のただし書の規定に基づく事業の継続の場合には、事業実施計画の承認を行った年度の翌年度以降の年度に関しても、当該事業実施計画の承認に基づく事業

を実施することができるものとする。

なお、1の(1)から(7)までの事業については、前年度と事業実施主体が異なる場合においても、(2)のただし書の規定に基づく事業の継続ができるものとする。

(4) 自然災害等の不測の事態が生じた場合にあっては、当該自然災害等を対象として1の(1)のうち果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業を実施できる旨を農産局長が別に定めることができ、この場合にあっては、事業実施主体は業務方法書等に当該事業に係る取扱いを定めるものとし、また、当該事業における支援対象者が行う取組について、発災日以降にさかのぼって補助対象とすることができるものとする。

(5) 1の(3)から(7)までの事業の実施に当たっては、交付等要綱第29、本要領本体第6及び第7の規定は適用しないものとし、1の(1)及び(2)の事業の実施に当たっては、交付等要綱第29、本要領本体第3の1(4)のイ、第6及び第7の規定は適用しないものとする。

3 指定法人の業務

果振法第4条の4各号の指定法人の業務の具体的内容及び運営については、「果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律の施行について」（昭和60年7月1日付け60農蚕第3664号農林水産事務次官依命通知。以下「施行通知」という。）第4の3及び以下に定めるところによるものとする。

(1) 業務の内容

ア 都道府県法人に対する出資

イ 1の(3)、(4)、(5)及び(6)の事業において、都道府県法人がその事業実施者に対して行う補助に対する補助

ウ 1の(3)、(4)、(5)及び(6)の事業について、その事業実施者に対する補助

エ 1の(3)、(5)及び(6)の事業の実施

オ アからエまでの業務に附帯する業務

(2) 業務実施方針及び業務実施規程の作成

ア 指定法人は、農産局長と協議の上、1の(4)のうち果汁特別調整保管等対策事業に係る補助を行うための業務実施方針を作成するものとする。

イ アの業務実施方針及び果振法第4条の5第1項の規定に基づく業務実施規程の作成は、別添1に沿って行うものとする。

(3) 都道府県法人及び事業実施者に対する業務の指導等

ア 指定法人は、都道府県法人に対し、業務の円滑な実施に必要な事項につき助言、指導等を行うものとする。

イ 指定法人は、事業の運営上必要な限度において、都道府県法人に対し、業務及び資産の状況その他必要な事項について、報告を求め、又は当該都道府県法人の帳簿及び書類を閲覧することができるものとする。

ウ 指定法人は、(1)のウの業務の実施に必要な限度において、事業実施者に対し必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

(4) 業務方法書の制定

指定法人は、(1)の業務の実施に関する事項について業務方法書に定めるものとし、これを制定しようとする場合にはあらかじめ農産局長に協議することとする。また、これを変更する場合も同様とする。

4 都道府県法人の業務

1の(1)から(6)の事業について、都道府県法人の設立の要件、業務の内容及び運営その他必要な事項については、以下に定めるところによるものとする。

(1) 法人の設立

都道府県法人の設立は、次のア又はイに定めるところによるものとする。

ア 都道府県法人を新たに設立する場合には、定款及び業務方法書を作成するものとする。

イ 一般法人を活用して都道府県法人を設立する場合には、以下に定めるところによるものとする。

(ア) 類似の事業を行う一般法人の定款及び業務方法書を変更し、本要領に基づく業務を行う機能を付与するものとする。

(イ) 本要領に基づく事業に係る収支とその他の収支とを明確に区分して経理を行うものとする。

(ウ) 都道府県法人が解散し、その機能を類似の事業を行う既存の一般社団法人等に付与する場合及び類似の事業を行う既存の一般社団法人等が解散し、その事業を都道府県法人が引き継ぐ場合においては、(ア)及び(イ)の規定を準用するものとする。

(2) 都道府県法人の事業年度

都道府県法人の事業年度については、国の会計年度及び指定法人の事業年度が4月から翌年の3月までとなっていることを踏まえ、関係する事業の円滑な実施に支障を生じることがないように設定するように努めるものとする。

(3) 業務の内容

ア 1の(1)のうち果樹経営支援等対策事業、(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)の事業の事業実施者又は支援対象者に対する補助

イ 1の(1)のうち果樹経営支援等対策事業、(2)のうち苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業及び花粉安定確保対策事業、(3)のうち国産果実競争力強化事業、(5)及び(6)の事業の実施

ウ ア及びイの業務に付帯する業務

(4) 交付準備金等の管理

ア 都道府県法人は、指定法人の出資金の全額を他の財産と区分して適正に管理しなければならない。

イ アの財産は、以下に定めるところにより管理するものとする。

(ア) 銀行、農林中央金庫その他金融機関への預金

(イ) 国債、地方債その他有価証券の取得

(ウ) (イ)により取得した有価証券の信託業務を営む銀行若しくは信託会社への信託又は証券会社への預託

(エ) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

ウ イの財産の運用により生じた利益は、都道府県法人の管理運営に要する経費及び(5)の借入金の利息の支払いに充てるものとする。

エ 交付準備金は、イに準じて管理し、他の資金と区分して経理するものとする。

オ 交付準備金は、会員等の納付した負担金、指定法人、都道府県等から交付された補助金等からなるものとする。

カ 交付準備金の運用により生じた利益は、指定法人と協議して承認された使途に充てることができるものとする。

(5) 交付準備金に不足が生じた場合の借入れ

都道府県法人は、その保有する交付準備金の全額を使用して、なお支払うべき補給金がある場合には、その財源に充てるために基本財産の額を限度として借入れを行うことができるものとする。

なお、この借入れの償還は、指定法人以外の当該法人の会員の負担において早期に行うものとする。

(6) 指定法人との協議

都道府県法人は、定款を定め、又は変更した場合には、速やかに当該定款の写しを指定法人に提出するものとする。

(7) 報告及び調査

都道府県法人は、(3)の業務の実施に必要な限度において、事業実施者及び支援対象者に対し、必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

(8) 業務方法書の制定

都道府県法人は、1の事業等の実施に必要な事項について業務方法書に定めるものとする。ただし、Iの第1の事業における支援対象者、IIの第2の事業における支援対象者のうち、事業実施主体が特に必要と認める者については、当該事業の実施に必要な事項とする。

(9) 事業の円滑な推進

都道府県法人は、(3)の業務を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる取組を行う。

ア 推進・指導

事業の実施等に必要な事項についての周知徹底、適正な実施を確保するための事業実施者及び支援対象者に対する指導並びに所要の手續に係る事務

イ 交付事務

申請書等の審査、事業実施者及び支援対象者に対する助成等

ウ 実施確認

事業の対象となる取組に係る書面又は実地での確認

エ その他必要な事項

アからウまでのほか、事業の適正かつ円滑な実施のために必要な取組

(10) (9)に定める取組に要する補助対象経費は、次の表のとおりとする。

区分	内容
----	----

謝金	都道府県法人の職員以外の専門家、指導員等として依頼した者（以下「外部専門家等」という。）に対する謝金及び報償費（会議の出席、補助金の交付要件の確認、産地協議会に対する指導等に伴う者であり、会議録、日誌等によりその活動内容が証明できる者に限る。）
旅費	都道府県法人の職員旅費及び外部専門家等旅費
事業費等	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費、消耗品費（燃料費を含む（自動車燃料に限る。）。）、借上費、備品費（取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。）、賃金、保険料、器具機械等の修繕料
委託費	都道府県法人の行う事務の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費

5 事業実施主体の業務等

1の（1）及び（2）の事業を実施する事業実施主体の要件、業務の内容及び運営その他必要な事項については、以下に定めるところによるものとする。なお、1の（8）の事業を実施する事業実施主体の要件及び業務の内容その他必要な事項については、Ⅵに定めるところによるものとする。

（1）業務の内容については、次のアからウまでに定めるものとし、これらの業務を一体的に行うものとする。

ア 1の（1）のうち果樹経営支援等対策事業及び1の（2）の事業の事業実施者に対する補助

イ 1の（1）のうち果樹農業調査研究等事業の実施

ウ ア及びイの業務に付帯する業務

（2）応募団体の要件、募集方法等については、次のとおりとする。

ア 応募団体の要件

民間企業、特定非営利法人、事業協同組合連合会、事業協同組合、企業組合、協業組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人並びに全国の区域をその対象地区とする農業協同組合連合会及び協議会とする。

ただし、いずれの組織においても役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）でないこと。

イ 募集方法

農産局長は、別に定める公募要領に基づき、アに該当する応募団体から事業実施主体を選定するものとする。

ウ 審査基準

本要領本体別表 4 の 2 の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(ア) 果実・果樹に対する知見

- a 果実の生産に関する知見を有しているか。
- b 果実の流通に関する知見を有しているか。
- c 果実の加工に関する知見を有しているか。
- d 果実の消費に関する知見を有しているか。
- e 果樹の試験研究に関する知見を有しているか。

(イ) 事業実施者等との協力体制

- a 応募団体と果実の流通加工対策等の業務を行う指定法人との協力体制が構築されている事業体系となっているか。
- b 応募団体と都道府県法人及び事業実施者との協力体制が構築されている事業体系となっているか。
- c 『果樹産地構造改革計画について（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 生産第 8112 号農林水産省生産局長通知）』（以下「産地計画通知」という。）に基づく産地協議会（以下「産地協議会」という。）や農協等の関係機関との協力体制が構築されている事業体系となっているか。
- d 地方農政局等と関係機関との協力体制が構築されている事業体系となっているか。
- e 都道府県と関係機関との協力体制が構築されている事業体系となっているか。

エ 成果目標

産地協議会が、産地計画通知に基づき策定した果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）における生産振興品目・品種の栽培面積のうち、優良品目・品種への転換等に係る面積等の具体的な成果目標を定めること。

(3) 事業実施等の手続

ア 事業実施主体は、交付等要綱第 7 の規定に基づく交付申請を行う際に、事業実施前に別添 2 により事業実施計画を作成の上、農産局長に提出し、承認を受けるものとする。

なお、交付等要綱第 9 による交付決定の通知により、当該事業実施計画が承認されたとみなすことができるものとする。

また、公募により選定された事業実施主体の選定時の事業実施計画については、農産局長の承認を受けたものとみなすことができるものとする。

イ 事業実施主体は、事業終了後 3 か月以内に、アに準じた内容の事業実施報告書を、別添 3 に基づき交付決定額等に係る一覧表と併せて作成し、農産局長に提出するものとする。

(4) 報告及び調査

事業実施主体は、(1) の業務の実施に必要な限度において、事業実施者に対して、必要な事項に係る報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

(5) 事業実施主体の事業年度

事業実施主体の事業年度については、国の会計年度及び指定法人の事業年度が

4月から翌年の3月までとなっていることを踏まえ、関係する事業の円滑な実施に支障を生じることがないように設定するように努めるものとする。

(6) 業務方法書の制定・変更

事業実施主体は、1の(1)及び(2)の業務の実施に関する事項について、あらかじめ農産局長に協議の上、業務方法書に定め、又は変更するものとする。

(7) 事業の円滑な推進

事業実施主体は、(1)の業務を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる取組を行う。

ア 推進・指導

事業の実施等に必要な事項についての周知徹底、適正な実施を確保するための事業実施者及び支援対象者に対する指導並びに所要の手續に係る事務

イ 交付事務

申請書等の審査、事業実施者及び支援対象者に対する助成等

ウ 実施確認

事業の対象となる取組に係る書面又は実地での確認

エ その他必要な事項

アからウまでのほか、事業の適正かつ円滑な実施のために必要な取組

6 国の助成等

1の(1)から(7)までの事業について、国は、予算の範囲内において、以下に掲げる経費につき別に定めるところにより補助するものとする。

(1) 指定法人が行う本事業の実施に必要な経費につき定額

(2) 生産者団体等が行う本事業の実施に必要な経費につき定額

(3) 事業実施主体が行う本事業の実施に必要な経費につき定額

第3 農業機械・施設等の管理運営・リース導入に関する基準等

1 農業機械・施設等の管理運営

(1) 管理運営

支援対象者(Ⅱの第1の2の果樹種苗増産緊急対策事業にあつては、事業実施者をいう。また、Ⅵの産地構造転換パイロット事業にあつては、事業実施主体をいう。第3において以下同じ。)は、事業により整備した農業機械・設備・施設(以下本別紙において「施設等」という。)やほ場について、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)の満了時までは、常に良好な状態で適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業により整備した施設等やほ場の管理は、原則として、支援対象者が行うものとする。ただし、支援対象者が事業により整備した施設等やほ場の管理運営を直接行い難い場合は、他に定めのある場合を除き、支援対象者が適当と認める者に管理させることができるものとする。

(3) 指導監督

都道府県法人又はⅠ第１（２）のただし書きに定める団体（以下第３において「都道府県法人等」という。）（Ⅱの第１の２の果樹種苗増産緊急対策事業にあっては、事業実施主体をいう。１において以下同じ。）は、事業の適正な推進が図られるよう、支援対象者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県法人等は、関係書類の整備、施設等やほ場の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、支援対象者を十分に指導監督するものとする。

（４）事業名等の表示

支援対象者は、事業により整備した施設等や実証ほ場について、事業名、整備を実施した年月日等を表示するものとする。

２ 施設等のリース導入等

（１）リース導入を行う施設等の範囲

リース導入を行う施設等の範囲は、成果目標の達成に必要なものとし、施設等のリース方式による導入の規模決定に当たっては、支援対象者が成果目標の達成に必要な規模で決定できるものとする。

ただし、次に掲げる機械は除く。

ア トラクター

イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いもの（例：運搬用乗用車輛、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）

ウ 中古の農業機械

エ 施設等の利用者が既に利用しているものと同程度の能力の施設等への更新とみなされるもの

（２）施設等のリース導入に係る留意事項

施設等をリース方式で導入する場合は、以下の点に留意するものとする。

ア 施設等のリース料助成金の額は、対象施設等ごとに次のア又はイに掲げる計算式により算出し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とすること。

なお、計算式におけるリース物件価格（園芸施設のリース導入に取り組む場合は、資機材の設置費を含む。）及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の小数第 3 位の数字を四捨五入して小数第 2 位で表した数値とすること。

（ア）リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間/法定耐用年数）×1/2 以内

（イ）リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1/2 以内

イ 支援対象者は、リース内容やその決定根拠等の対象施設等に係る事項を事業実施計画に記載し、又は根拠となる資料を添付すること。

ウ 支援対象者が成果目標の達成後もリースにより導入した施設等を継続利用する場合は、都道府県法人等（Ⅵの事業にあっては農産局長又は地方農政局長（事業の範囲が複数の都道府県にわたる場合及び全国推進事業の場合にあっては農産局

長、事業の範囲が都道府県域を超えない場合は地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）。2において以下同じ。）」と協議の上、本事業の趣旨に沿った目標達成後の施設等の利用方針を別途設定すること。

エ 本事業で助成の対象となる施設等のリースについては、「農業用機械施設補助の整理合理化通知について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）に関わらずリース方式による導入ができるものとする。

オ 導入する施設等は、動産総合保険等の保険に加入することが確実に見込まれること。

カ リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（支援対象者又は支援対象者の構成員（以下「支援対象者等」という。）と支援対象者等が導入する対象施設等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

（ア）リース事業者及びリース料が次のキにより決定されたものであること。

（イ）リース期間が1年以上であり、かつ、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数）以内であること。

キ リース事業者及びリース料の決定

支援対象者等は、本事業について都道府県法人等から交付決定を受けた後に、原則として、一般競争入札により選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定すること。

ク 助成金の支払申請に係る書類

（ア）支援対象者等は、キの入札結果及びリース契約に基づき施設等を導入し、都道府県法人等に対し助成金の申請を行う場合は、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付すること。

（イ）都道府県法人等は、支援対象者等から提出のあった請求内容及び資料を確認の上、アの（ア）又は（イ）により算出されたリース料助成額の範囲内で、リース料助成金を支払うこと。

第4 適正な補助金の執行

1 不用額等の返還

第2の1の（1）から（7）までの事業について、事業実施主体は、以下（1）又は（2）に該当する場合、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施者に対し、すでに交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めるものとする。

（1）交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったとき

（2）合理的な理由なく、本事業に係る取組の様態が適切な期間継続していないこと及び本事業に係る支援を実施した園地で適切な栽培管理が行われていないことが明らかになったとき

2 不正行為等に対する措置

国、事業実施主体及び事業実施者（Ⅰ並びにⅡの第１の１及び第２に限る）は、支援対象者等（Ⅱの第１の２の事業における輸入苗木供給推進コンソーシアム及び事業実施者が直接事業を行う場合は事業実施者を含む。また、Ⅵの事業における事業実施主体を含む。）が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、支援対象者等に対して当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

3 資機材の低減

事業で必要となる資機材については、複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に努めることとする。

4 利益等排除

補助対象経費の中に支援対象者の親会社や関連会社からの製品の調達（施工を含む）が含まれる場合は以下の（１）～（３）に定める利益等排除の考え方に従うものとする。

なお、利益等排除の対象範囲は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 条）第 8 号で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社とする。

（１）支援対象者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価は、当該調達品の製造原価（又は生産原価）とする。

（２）100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費とする。ただし、補助金の上限は当該調達品の製造原価（又は生産原価）とする。

（３）支援対象者の関係会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費とする。ただし、補助金の上限は当該製造原価（又は生産原価）と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費の合計とする。

第 5 事業効果の調査分析

- 1 農産局長は、本事業の効果について調査分析を行うため、事業実施主体に対し、本事業の実施に関し必要な報告を求めることができるものとする。その際、事業実施主体は、正当な理由がある場合を除き、当該調査分析に協力するものとする。
- 2 農産局長は、本事業の効果の調査分析に必要がある場合には、関係行政機関又は当該調査分析業務の一部を受託した第三者に対し、本事業の実施に係る情報を提供することができるものとする。
- 3 農産局長は、2 の規定により情報を提供する場合には、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

第6 その他

- 1 水田農業高収益化推進計画（『水田農業高収益化推進計画の策定について』（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知）に基づく水田農業高収益化推進計画をいう。以下同じ。）において、第2の1（1）から（5）までのうちいずれかに係る申請者が位置付けられている場合、当該申請者を優先採択するものとする。

また、本計画において第2の（8）の申請者であるコンソーシアムの構成員が位置付けられている場合、当該申請者の採択基準のポイントを加算するものとする。

- 2 国の行う他の施策との連携を図るため、下表の事業欄に掲げる事業を実施する関係者は、連携する施策欄に掲げる施策に取り組むよう努めることとする。

連携する施策	事業	取組主体
【科学技術イノベーション施策】 担い手の不足や高齢化等の生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、先進技術の導入等の科学技術イノベーションに資する取組の導入に努める。	第2の1（1）の事業	産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等（事業実施者を除く）
	第2の1（3）の事業	事業実施者（指定法人を除く）

- 3 第2の1の（1）から（7）までの事業について、都道府県の区域を越える地域を地区とし、従たる事務所を設置している者が事業実施者となる場合の取扱いは以下のとおりとする。

（1）都道府県の区域を越える地域を地区とする事業実施者であって、都道府県の区域を地区とする従たる事務所を設置して事業を行う場合の事務手続については、事業実施者が都道府県ごとの事業を委任する者に行わせることができる。

（2）事業実施者が前項の規定に基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときには、あらかじめその旨を、当該都道府県法人を通じて指定法人に届け出るものとする。

なお、当該都道府県に都道府県法人が設置されていない場合は指定法人に届け出るものとする。

（3）前項の規定に基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときの事務手続については、都道府県の全部又は一部の区域を地区とする者が事業を行う際の事務手続に準じるものとする。

- 4 第2の1の事業に係る事業実施主体及び指定法人、第2の1（1）及び（2）の事業に係る支援対象者並びに第2の1（3）及び（5）の事業に係る事業実施者は、事業実施計画の承認申請に当たって、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下、「チェックシート」という。）（別記1～3のいずれかを選択）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で提出

すること。また、事業実施後、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを提出することとする。

なお、第２の１（１）及び（２）の事業に係る事業実施者は、交付申請及び実績報告の際に支援対象者からチェックシートを収集し、当該チェックシートをリストに整理して当該リストを事業実施主体に提出するとともに、当該チェックシートを保管すること。事業実施主体は、当該リストを農産局長に提出すること。

I 果樹労働生産性向上等対策事業

第1 果樹経営支援等対策事業

1 果樹経営支援対策事業

(1) 事業の内容

本事業は、果樹産地の生産基盤を強化するため、産地計画に基づき、(3)のイの支援対象者が行う、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品目・品種への改植・新植、小規模園地整備その他の経営基盤を強化する取組に要する経費を補助する事業とする。

(2) 事業実施者

本事業の事業実施者は、原則として都道府県法人とする。

ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。

(3) 補助対象及び補助率

ア 本事業において補助対象となる取組、補助率等は次の表のとおりとする。

ただし、対象となる品目・品種、省力樹形等は、産地計画又は地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）において今後振興すべきと定められている又は今後定められることが確実と見込まれる品目・品種、省力樹形、省力的な植栽方法を対象とするものに限る。

また、主要果樹とは、かんきつ類、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。

更に、省力樹形とは、試験結果又は事例で、以下の(ア)又は(イ)の要件を満たすことが確認でき、かつ未収益となる期間の短縮が期待できる樹形をいい、高接とは、果樹の枝等に優良な品目又は品種の穂木を接ぐことをいう（本別紙において以下同じ。）。また、省力的な植栽方法とは、省力樹形の要件を一部満たすものをいう（整列的な配置等により効果を発揮する植栽方法等）。

(ア) 10a 当たり労働時間を慣行栽培と比較して10%以上縮減できる。

(イ) 10a 当たり収量を慣行栽培と比較して10%以上増加できる。

なお、種苗法（平成10年法律第83号）第20条に基づく登録品種を扱う場合は、育成者権者の許諾を受け、適正に生産された種苗のみを利用するものとし、支援対象者は、種苗法第55条により義務付けられた種苗業者による種苗への表示及び特に必要な場合は種苗業者への照会により、適正に生産された種苗であることを確認の上で利用しなければならない。

補助対象となる取組	補助率 () 内は改植（新植）支援単価
1 整備事業 (1) 優良品目・品種への転換等 ア 慣行樹形への改植・新植	

(ア) うんしゅうみかん等のかんきつ類への改植・新植	定額 (23 (21) 万円/10a 以内)
(イ) りんごのわい化栽培への改植・新植	定額 (33 (32) 万円/10a 以内)
(ウ) ぶどう (加工用) の垣根栽培への改植・新植	定額 (33 (32) 万円/10a 以内)
(エ) (ア) から (ウ) までを除く主要果樹への改植・新植	定額 (17 (15) 万円/10a 以内)
(オ) (ア) から (エ) までのいずれの場合にも該当しない改植・新植	1/2 以内
イ 省力樹形等への改植・新植	
(ア) 超高密植 (トールスピンドル) 栽培 (りんご) への改植・新植	定額 (73 (71) 万円/10a 以内)
(イ) 高密植低樹高 (新わい化) 栽培 (りんご) への改植・新植	定額 (53 (52) 万円/10a 以内)
(ウ) 根域制限栽培 (うんしゅうみかん等のかんきつ類) への改植・新植	定額 (111 (108) 万円/10a 以内)
(エ) 根域制限栽培 (ぶどう、なし、もも等) への改植・新植	定額 (100 (99) 万円/10a 以内)
(オ) ジョイント栽培 (なし、もも、すもも、かき等) への改植・新植	定額 (33 (32) 万円/10a 以内)
(カ) 朝日ロンバス方式 (りんご) への改植・新植	定額 (33 (32) 万円/10a 以内)
(キ) V字ジョイント栽培 (なし、りんご、もも、おうとう、かき等) への改植・新植	定額 (73 (71) 万円/10a 以内)
(ク) (ア) から (キ) までのいずれにも該当しない改植・新植	1/2 以内
ウ 高接	1/2 以内

(2) 小規模園地整備 園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、排水路の整備等 (3) 放任園地発生防止対策 作業性の悪い以下品目の園地等において、産地内での合意形成に基づき行う伐採や植林等の取組 ア うんしゅうみかん等のかんきつ類 イ アを除く主要果樹 ウ ア及びイのいずれにも該当しない品目 (4) 用水・かん水設備の整備 果実の品質向上等を目的として行う取組 (5) その他事業実施主体が特に必要と認める取組	1/2 以内 定額 (10 万円/10a 以内) 定額 (8 万円/10a 以内) 1/2 以内 1/2 以内 1/2 以内
2 推進事業 (1) 大苗育苗ほの設置 購入した苗等を一定期間育成するための育苗ほの設置 (2) 省力技術サポート支援 省力樹形の仕立て方法や管理技術、作業機械の効率的な操作方法等を習得するための調査や研修、講習会の開催等 (3) まとまった面積での省力樹形等への改植 (以下、「一斉改植」という。)に伴う代替園地での生産性回復に係る取組支援 一斉改植を行うに当たり、成園までの間、代替園地で営農を継続するための掛かり増し経費	1/2 以内 定額 定額 (56 万円/10a (=11.2 万円/10a × 5 年分) 以内)

イ 支援対象者

(ア) アの表の 1、2 (3) の取組に係る支援対象者

- ① 産地計画において担い手と定められた生産者（苗木生産者を含む。）
- ② 産地計画に参画している①以外の生産者（１年以内に①の担い手が所有権若しくは賃借権等を取得し、又は、①の担い手との間で果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の、継続して８年以上の期間を有する契約を締結することが確実と認められる農地に係る取組（アの表の１の（３）の放任園地発生防止対策（以下「放任園地発生防止対策」という。）に係る取組を除く。）を行う場合に限る。）
- ③ 地域計画のうち目標地図（基盤法第 19 条第 3 項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた担い手等（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織をいう。）、市町村の基本構想（基盤法第 6 条第 1 項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者）
- ④ 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「中間管理事業法」という。）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）
- ⑤ 生産出荷団体（事業実施者を除き、かつ、放任園地発生防止対策に係る取組を行う場合に限る。）
- ⑥ 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 7 条第 1 項に定める生産方式革新実施計画（以下「革新実施計画」という。）の認定を受けた者又は認定を受けることが確実と認められる者
- ⑦ 事業実施主体が特に必要と認める者

（イ）アの表の 2（１）、2（２）の取組に係る支援対象者

- ① 市町村
- ② 生産出荷団体（事業実施者を除く。）
- ③ 事業実施主体が特に必要と認める者

ウ アの表のうち改植・新植について、次に掲げるいずれか又は全てに該当する場合であって、改植・新植に伴い追加的な土層改良経費を要するなど事業実施主体が農産局長と協議して定めた要件に該当するときは、支援単価に 2 万円/10a 以内を加算できるものとする。

（ア）農地中間管理機構又は農地中間管理機構と同様な活動を行っている事業実施主体が認めた者が集積・集約した園地において行う改植・新植

（イ）農地を集積・集約した上で、急傾斜地から平地等に園地を移動して行う改植

エ 事業実施主体は、自然災害により、生産者の営農活動の継続に支障を来した場合において、その支援のために都道府県法人又は 1 の（２）のただし書きに定める団体（以下「都道府県法人等」という。）が緊急的に実施する事業に対して経費の一部を交付することができるものとする。

この場合において、交付の対象となる自然災害、支援の対象となる取組、支援対象者及び補助率等は農産局長が別に定めるものとする。

オ 事業を円滑に推進するため、事業実施主体が農産局長と協議して別に定める使途の基準等に基づき、都道府県法人等に対して推進事務費を交付することができるものとし、その補助率は定額とする。

(4) 支援の要件

本事業の支援を受けようとする場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

ただし、農産局長と協議の上、事業実施主体が別に定める場合にあっては、この限りではない。

ア 事業が実施される地域は、産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であり、(3)のアの表のうち1(1)及び2(3)の取組の対象とする園地は、地域計画の区域内であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。

イ (3)のアの表のうち2(1)及び2(2)の取組の支援対象者の主たる事務所が所在する都道府県において、当該取組の支援対象者である市町村の区域又は生産出荷団体若しくは事業実施主体が特に必要と認める者の業務区域における対象品目の収穫共済(対象品目について果樹共済のうち収穫共済の引き受けが行われている場合に限る。)又は収入保険の加入推進体制が整備され、加入率の向上に関する目標が設定されていること。

ウ 改植・新植を行う年度の前年度から起算して過去8年以内に本事業を含む国費補助事業による同一の支援の対象となっていないこと。ただし、本別紙本体第2の2(4)より農産局長が別に定める場合については、この限りではない。

エ (3)のアの表のうち2(3)の取組について、一斉改植を行う園地は、当該産地における対象品目の概ね1経営体あたりの平均栽培面積以上の面積とし、代替園地は、初年度から収入を得られる園地であるとともに、当該支援対象者が一斉改植を行う面積以下であること。また、支援対象者は事業実施から5年間は当該代替園地において営農を継続するとともに、一斉改植を行った園地が成園化した後も、支援対象者又は事業実施者は当該代替園地を適切に管理する体制を整えること。

(5) 推進指導体制

ア 全国段階

国及び事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、都道府県法人その他関係機関に指導を行うものとする。

イ 都道府県段階

都道府県及び都道府県法人等は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して産地協議会その他関係機関に指導を行うものとする。

ウ 産地段階

産地協議会は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して、支援対象者に指導を行うものとする。

(6) 果樹経営支援対策事業実施計画

ア 支援対象者は、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた果樹経営支援対策事業実施計画（以下、第1の1において「事業実施計画」という。）を都道府県法人等に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 都道府県法人等は、アの承認をしようとするときは、都道府県知事及び事業実施主体に協議するものとする。

なお、特に事業実施主体が認める場合は、（7）ア（イ）の交付申請と併せて事業実施主体に対し事業実施計画の協議が実施できるものとする。この場合、提出された事業実施計画は、（7）ア（ウ）の交付決定の通知により、承認されたものとみなす。

ウ 事業実施計画を変更する場合は、ア及びイの規定を準用するものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、支援対象者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増加及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

（7）補助金の交付

ア 補助金の交付手続

（ア）補助金の交付を受けようとする支援対象者は、都道府県法人等に対し補助金の交付を申請するものとする。

（イ）都道府県法人等は、支援対象者からの補助金の交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。

（ウ）事業実施主体は、（イ）により申請された場合には、本別紙本体第2の5（6）の業務方法書に定めるところにより補助金を交付するものとし、当該都道府県法人等は、本別紙本体第2の4（8）の業務方法書に定めるところにより、当該支援対象者に補助金を交付するものとする。

イ 事業実施主体の助成措置

事業実施主体は、都道府県法人等が本事業を実施するために必要な経費の全部又は一部を助成するものとする。

（8）実績報告

ア 支援対象者は、本事業の実績について、（6）のアの事業実施計画の内容に準じて記載したものを、都道府県法人等に報告するものとする。

イ 都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

（9）政策の重要度に応じた補助金の配分

ア 事業実施主体は、国から交付された補助金の範囲内において、次に掲げる事項を勘案して算出した額を事業実施者へ交付するものとし、（3）のアの表のうち1（1）イの取組については、優先的に支援するものとする。

ただし、自然災害による被害に対応した事業実施計画については、この限りではない。

（ア）担い手への園地の集積状況

- (イ) 振興品目の生産状況
- (ウ) 農地中間管理機構等を通じた園地整備の取組状況
- (エ) 農地中間管理機構の産地協議会への参画状況
- (オ) 農業共済及び収入保険の加入状況
- (カ) G A P の取組状況
- (キ) 革新実施計画の認定状況
- (ク) 輸出の取組状況（フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号農林水産省輸出・国際局長通知）第5の規定により認定証の交付を受けた産地（以下、フラッグシップ輸出産地という。）の認定状況を含む）
- (ケ) 水田活用の取組状況
- (コ) 労働生産性向上の取組状況

イ アに基づく交付額の算出の基礎となる指標については、アに掲げる事項ごとに、事業実施主体が農産局長と協議して定めるものとするが、省力樹形の導入や農地中間管理機構等の活用に取り組む産地協議会に対しては、優先配分する点に留意するものとする。

(10) 関係様式

1に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体又は都道府県法人等が、その業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
果樹経営支援対策事業実施計画（兼実績報告）兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書（兼確定報告）	(6) ア	別添4－1
果樹経営支援対策推進事業実施計画（兼実績報告）	〃	別添4－2
果樹経営支援対策事業実施計画（及び果樹未収益期間支援事業対象者）承認申請書	〃	別添4－3
果樹経営支援対策事業（及び果樹未収益期間支援事業）補助金交付申請書	(7) ア（ア）	別添4－4－1
果樹経営支援対策事業（及び果樹未収益期間支援事業）補助金交付申請書（生産出荷団体に委任する場合）	〃	別添4－4－2
果樹経営支援対策事業実績（及び果樹未収益期間支援事業対象者確定）報告兼補	(8) ア	別添4－5

2 果樹未収益期間支援事業

(1) 事業の内容

本事業は、果樹産地の生産基盤を強化するため、次のアからオまでに定める者（２において「支援対象者」という。）に対し、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や、優良品目・品種への改植・新植が実施された後、経済的に価値のある水準の収量が得られるまでの期間（以下「果樹未収益期間」という。）に要する経費の一部を補助する事業とする。

ア １の（３）アの表のうち１の（１）に定める優良品目・品種への転換等を実施した者（１の（３）イの（ア）②の生産者を除く。）

イ １の（３）アの表のうち、１の取組を実施した園地の所有権又は貸借権等を１年以内に取得して営農活動を開始し、かつ営農開始時に担い手であることが確実と認められる者

ウ 農地中間管理機構がアの取組を実施し、当該取組終了後１年を超えて園地を保全管理（中間管理事業法第２条第３項第４号に規定する農用地等の管理又は「農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の制定について」（平成１２年９月１日付け１２構改Ｂ第８４６号）の「別添２特例事業規程例」の第１８条に規定する管理をいう。以下同じ。）する場合において、当該園地の所有権又は貸借権等を取得して営農活動を開始し、かつ営農開始時に担い手であることが確実と認められる者

エ 福島県営農再開支援事業実施要綱（平成２５年２月２６日付け２４生産第２８７５号農林水産事務次官依命通知）に基づき、果樹の改植の取組（ただし、対象となる品目はアの取組の対象品目と同様のものに限る。）により放射性物質の果実への移行低減に取り組んだ園地の所有権又は貸借権等を有する者（産地計画に参画している生産者に限る。）

オ 原子力被災１２市町村農業者支援事業実施要綱（平成２８年１０月１１日付け２８文第１５２号農林水産事務次官依命通知）別記の２の別表２に定める果樹の新植・改植（ただし、対象となる品目はアの取組の対象品目と同様のものに限る。）に取り組んだ園地の所有権又は貸借権等を有する者

(2) 果樹未収益期間

本事業における果樹未収益期間は改植・新植実施年を含む５年間とし、そのうち支援対象期間は改植・新植実施年を除いた４年間とする。ただし、（１）のウの場合にあっては、農地中間管理機構による保全管理が行われた年数その他事業実施主体が特に必要と認めた年数を減ずることができる。

(3) 補助率

本事業による補助率は定額（２２万円／１０ａ（＝５．５万円／１０ａ×４年分）以内）とする。

(4) 事業実施者

本事業の事業実施者は、１の（２）の事業実施者とする。

(5) 推進指導体制

本事業の推進指導体制は、１の（５）に準ずるものとする。

（６）果樹未収益期間支援事業対象者の申告

（１）のア又はイの取組に係る支援対象者は、１の（６）アの事業実施計画の提出と併せて、都道府県法人等に支援対象者申告を行い、その承認を受けるものとする。

（７）補助金の交付

本事業の補助金の交付については、１の（７）に準ずるものとする。

（８）果樹未収益期間支援事業対象者の確定報告

ア （１）のア又はイの取組に係る支援対象者は、１の（８）アの実績報告と併せて、都道府県法人等に支援対象者の確定報告を行うものとする。

イ 都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

（９）関係様式

（６）、（７）及び（８）のアに規定する手続に係る様式は、（１）のア又はイの支援対象者にあつては、１の（１０）の表に掲げるものを例として、また、（１）のウからオまでのいずれかの支援対象者にあつてはこれに準じて、事業実施主体又は都道府県法人等がその業務方法書に定めるものとする。

３ 未来型果樹農業等推進条件整備事業

（１）新産地育成型及び既存産地改良型

ア 事業の内容

本事業は、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、次の（ア）又は（イ）に係る取組を実施することにより、まとまった面積での省力樹形又は整列樹形（園地内の作業道を確保し、慣行樹形の果樹を当該作業道に沿って整列して植栽する栽培方法をいう。本別紙において以下同じ。）のいずれか及び機械作業体系の導入と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組に要する経費を総合的に支援する事業とする。

（ア）新産地育成型

平坦で作業性の良い水田等において、基盤整備実施後の樹園地への転換等を通じた果樹の新植により、生産性の高い園地づくりの推進・水田の高収益化を図る取組

（イ）既存産地改良型

中山間地等の既存産地において、基盤整備実施後の改植等により、生産性の高い園地づくりを推進する取組

イ 事業実施者

本事業の事業実施者は、都道府県法人等とする。

ウ 支援対象者

本事業の支援対象者は、次に掲げる者とする。

（ア）産地計画において担い手と定められた者

（イ）地域計画のうち目標地図に位置付けられた担い手等（目標地図に位置付けら

れている認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織）、市町村の基本構想（基盤法第 6 条第 1 項に定める基本構想）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者）。

（ウ）法人化した経営体

（エ）農地中間管理機構

（オ）（ア）から（エ）までの者のほか、生産者により組織された団体

（カ）事業実施主体が特に必要と認める者

なお、（イ）、（ウ）及び（オ）の支援対象者については、今後産地計画において担い手と定められることが確実と見込まれる者であることとする。

エ 補助対象となる取組等

本事業による補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

ただし、支援対象者は、第 1 の 1 （ 3 ） のアの表のうち 1 の（ 1 ）、（ 2 ）、（ 4 ）及び（ 5 ）並びに第 1 の 2 に係る取組を一体的に実施することができるものとする。

なお、改植・新植については、省力樹形又は整列樹形の導入に係るものであること、また、産地計画において今後振興すべきものとして定められている又は今後定められることが確実と見込まれる品目・品種を対象とするものに限る。

補助対象となる取組		補助対象経費	補助率
早期成園化や経営の継続・発展に係る取組	大苗の育成	新植又は改植後の早期成園化を図るため、あらかじめ大型の苗を育成する取組に必要な労賃、育苗費（苗木代は除く。）、地代、排水対策費、栽培管理に要する肥料代、農薬代、かん水設備費等	定額 (20 万円 /10a 以内)
	代替農地での営農 ※アの（イ）に限る。また、原則として、高齢化により管理できなくなっている農地、他の農業者等から新たに借り受け、若しくは取得した農地、又は裏作を行っていない等により利用していない自己の農地を対象とし、自らの経営のため現に利用している農地は対象外とする。	未利用の農地等を取得又は賃借して野菜等を栽培することにより、代替的な収入を確保するための取組に必要な労賃、パイプハウスやトンネル等の導入費、地代、種苗費、農薬代、肥料代等	定額 (28 万円 /10a 以内)

	省力技術研修	省力樹形の仕立て方法や管理技術、作業機械の効率的な操作方法等を習得するための調査や研修の受講、講習会の開催等に必要な旅費、謝金、資料印刷費、作業労賃、通信費等	定額 (3万円/10a 以内)
機械作業体系に必要な農業機械・設備等の導入又は農業機械・設備のリース導入 ※ただし、農業機械・設備等の導入は以下の①又は②に該当するものに限る ①経営面積の拡大に必要な農業機械・設備及び資材 ②地域において、労働生産性の向上に向けたモデルとなり、かつ、当該地域において、導入事例のない農業機械・設備及び資材		省力化・機械化に対応し、労働生産性を抜本的に高めた園地づくりに必要となる農業機械・設備及び資材の導入費又は農業機械・設備のリース導入費	1/2 以内

オ 新産地育成型の実施に係る要件

水田農業高収益化推進計画において、アの（ア）の新産地育成型に係る支援対象者が位置付けられている場合、当該支援対象者は、水田活用の直接支払交付金の交付対象農地（『経営所得安定対策等実施要綱』（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙1に規定するものをいう。）において、次の①及び②に係る取組（同要綱別紙14又は別紙21に規定するものをいう。）を実施するものとする。

- ① 高収益作物定着促進支援（水田活用の直接支払交付金又は畑地化促進事業）
- ② 高収益作物畑地化支援（水田活用の直接支払交付金又は畑地化促進事業）

なお、①及び②に係る取組を実施し、当該支援を受ける場合、エの表のうち、「大苗の育成」及び「省力技術研修」の取組の支援と併せて、補助率は最大40.5万円/10aまでとする。

カ 面積規模要件

新植又は改植を行う面積がおおむね2ha以上であることとし、公共事業による基盤整備を実施する場合は、原則として5ha以上とする。

なお、新植又は改植を行う面積は、地続きであることを要せず、また、新植又は改植を行う品目・品種は、同一のもの又は複数のもののいずれであっても支援対象とする。

キ 支援対象面積

エの表の「早期成園化や経営の継続・発展に係る取組」の支援対象面積は、以下の取組ごとの条件を満たす面積とする。

（ア）大苗の育成

新植又は改植を行う園地の面積のうち、当該取組により育成した大苗を用い

て新植又は改植を行う面積とする。

(イ) 代替農地での営農

改植を行う園地において、改植により途絶する収益に対する、代替農地での目標収益の割合（100%を限度とする。）を改植面積に乗じて得た面積とする。

(ウ) 省力技術研修

新植又は改植を行う園地の面積のうち、省力技術（省力樹形や整列樹形、機械作業体系をいう。）を導入する面積とする。

ク 事業の成果目標

(ア) 支援対象者は、本事業の開始前に支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた未来型果樹農業等推進条件整備事業実施計画（以下、3において「事業実施計画」という。）を策定し、事業の成果目標を定めなければならない。

(イ) 成果目標の設定に関し、必要な事項は、次に掲げるものとする。

- ① 事業実施前と比較して、新植又は改植を行った園地における 10a 当たりの作業時間当たり収穫量を向上させること。
- ② 成果目標の設定に当たっては、その設定根拠を明確にすること。
- ③ 目標年度は、新植又は改植を行った年度の翌年度から起算して8年以内とする。

ケ 推進指導体制

(ア) 全国段階

国及び事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、都道府県法人その他関係機関に指導を行うものとする。

(イ) 都道府県段階

都道府県及び都道府県法人等は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して産地協議会その他関係機関に指導を行うものとする。

(ウ) 産地段階

産地協議会は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して、支援対象者に指導を行うものとする。

コ 事業実施の手続

(ア) 支援対象者は、本事業を実施する際には、事業実施計画を作成の上、シ（ア）の交付申請と併せて、都道府県法人等に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画の内容は、補助対象となる取組、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めるものとし、原則として、都道府県の果樹農業振興計画や、産地協議会が策定する産地計画等との整合をとることとする。

(イ) 都道府県法人等は、支援対象者から提出された事業実施計画を適切と認め承認しようとするときは、当該計画を取りまとめ、あらかじめ都道府県知事と協議した上で、シ（イ）の交付申請と併せて、事業実施主体に協議するものとする。

(ウ) 事業実施主体は、都道府県法人等から事業実施計画にかかる協議があったときは、内容を確認し適切と認める場合は、当該計画に異存はない旨を通知する

ものとする。

(エ) 都道府県法人等は、(ウ)の通知があったときは、事業実施計画を承認し、速やかに支援対象者に通知するものとする。

(オ) 交付申請書と併せて提出された事業実施計画は、シ(ウ)の交付決定の通知により、承認されたとみなすことができるものとする。

(カ) 事業実施計画を変更する場合は、(ア)から(オ)までの規定を準用するものとする。

ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、支援対象者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増加及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

(キ) 事業実施計画は、次年度以降の国の予算が確保できた場合、当該計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

サ 施設等の管理運営・リース導入等

施設等の管理運営・リース導入等については、本別紙本体第3に定めるとおりとする。

シ 補助金の交付

(ア) 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、都道府県法人等に対し、コ(ア)の事業実施計画の提出と併せて、補助金の交付を申請するものとする。

(イ) 都道府県法人等は、支援対象者からの補助金交付申請を取りまとめ、コ(イ)の事業実施計画の提出と併せて、事業実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。

(ウ) 事業実施主体は、都道府県法人等から補助金交付申請があった場合には、本別紙本体第2の5(6)の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、支援対象者に補助金を交付するものとする。

ス 実績の報告

(ア) 支援対象者は、目標年度までの間、交付申請を行った翌年度に、都道府県法人等に対し、本事業の実績を報告するものとする。

(イ) 都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

セ 事業実施状況の報告等

(ア) 支援対象者は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を作成し、7月末日までに都道府県法人等に報告するものとする。

(イ) 都道府県法人等は、(ア)により報告のあった事業実施状況について、同年度の9月末日までに報告書を作成し事業実施主体に提出するものとする。

なお、都道府県法人等は、報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、都道府県と協力し、支援対象者に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて事業実

施主体に報告するものとする。

- (ウ) 事業実施主体は、(イ)により報告のあった事業実施状況について、同年度の11月末日までに報告書を作成し農産局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体が報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体は、都道府県法人等に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて農産局長に報告するものとする。

- (エ) 農産局長は、(ウ)により報告のあった事業実施状況の報告書の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して、指導・助言を行うものとする。

ソ 事業の評価

- (ア) 支援対象者は、目標年度の翌年度の7月末日までに成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を都道府県法人等に報告するものとする。

- (イ) 都道府県法人等は、(ア)による成果目標の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、その結果、成果目標が達成されていないと判断するときは、都道府県と協力して支援対象者に対し、改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を事業実施主体に9月末日までに報告するものとする。

- (ウ) 都道府県法人等は、(イ)の指導を行った結果、成果目標が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までに当該成果目標が達成されるよう支援対象者に対し、継続的に助言・指導を行うものとする。

また、都道府県法人等が、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、必要な助言・指導を行うものとする。

ただし、天災その他支援対象者の責に帰すことのできない原因により当該成果目標が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。

- (エ) 事業実施主体は、(イ)による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県法人等に指導を行うとともに、その評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

- (オ) 農産局長は、当該報告を受けた場合は、内容を検討し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

- (カ) 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

タ その他

ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合において、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、本事業の支援対象者（支援対象者以外の者に貸し付ける場合にあって

は、当該貸付けの対象となる者）等は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

(2) 関係様式

(1) に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体又は都道府県法人等がその業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
未来型果樹農業等推進条件整備事業補助金交付申請書	(1) シ (ア)	別添 5 - 1
未来型果樹農業等推進条件整備事業実績報告兼補助金支払請求書	(1) ス (ア)	別添 5 - 2
未来型果樹農業等推進条件整備事業実施状況報告書	(1) セ (ア)	別添 5 - 3
未来型果樹農業等推進条件整備事業目標達成状況報告書	(1) ソ (ア)	別添 5 - 4
未来型果樹農業等推進条件整備事業における改善計画	(1) ソ (イ)	別添 5 - 5

4 果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業

(1) 事業の内容

本事業は、果樹産地における新たな担い手の確保・定着に向けた、産地の新規就農者等受入体制の整備として、研修又はリース・譲渡向けの園地の整備等に要する経費や、新規就農者等に対する技術指導・園地管理を行うために必要な経費等を支援する事業とする。

(2) 事業実施者

本事業の事業実施者は、都道府県法人等とする。

(3) 支援対象者

本事業の支援対象者は、新たな担い手の参入を支援する、次に掲げる者とする。

- ア 都道府県
- イ 市町村
- ウ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- エ 生産出荷団体
- オ 産地協議会
- カ 農地中間管理機構
- キ 法人化した経営体
- ク 生産者により組織された団体
- ケ 民間事業者
- コ 特定非営利活動法人

サ 事業実施主体が特に必要と認める者

(4) 補助対象となる取組等

本事業による補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

補助対象となる取組	補助対象経費等	補助率
小規模園地整備等	新規就農者等の受入に必要な園地整備に要する経費 ※ ただし、第1の1(3)のアの表のうち1(2)、(4)及び(5)で対象とする取組に係るものとする。	1/2 以内
改植	園地の生産基盤強化のための優良品目・品種や省力樹形への改植等に要する経費 ※ ただし、第1の1(3)のアの表のうち1(1)で対象とする取組に係るものとする。	定額又は 1/2 以内 ※ 第1の1(3)のアの表のうち1(1)の補助率又は支援単価とする。
改植後の幼木管理	部分改植後の幼木管理に要する経費	定額 (22 万円/10a (=5.5 万円/10a × 4 年分) 以内)
省力技術研修	省力樹形の仕立て方法や管理技術、作業機械の効率的な操作方法等を習得するための調査や研修の受講、講習会の開催等に必要な旅費、謝金、資料印刷費、作業労賃、通信費等	定額 (3 万円/10a 以内)
技術指導・管理委託	果樹型トレーニングファームの運営に必要な技術指導・園地管理が可能な技能を持つ人材への管理委託に要する経費	定額

(5) 事業の実施要件

ア 産地計画において、新たな担い手の確保・定着に向けた取組を実施する主

体、目標、関係機関とその役割分担、新規就農者等の育成方針や確保の取組、園地整備の内容、工程等を位置付けること。又は、今後位置付けることが確実と見込まれること。

- イ 果樹型トレーニングファームとして設置初年度から実地研修を行う園地を確保すること。
- ウ 本事業で整備した園地を新規就農者等にリース又は譲渡する場合は、その対象園地を地域計画の区域内に設定するとともに、当該新規就農者等が、地域計画に定められている目標地図に位置付けられること。
- エ 支援対象者は、次の（ア）（イ）に掲げる要件を満たす者に技術指導・管理の委託をできるものとする。なお、活動日数は年間 200 日以内とし、支援対象者は、当該受託者が技術指導・管理を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。
 - （ア）当該産地における果樹生産に必要な技術的な能力を有していること。
 - （イ）謝金・旅費規程等、技術指導・園地管理を適正に行うための規約やその他の規定が定められていること。

（６）事業の成果目標

事業を開始した年度の３年後までに新規就農者等を確保すること。

（７）推進指導体制

ア 全国段階

国及び事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、都道府県法人その他関係機関に指導を行うものとする。

イ 都道府県段階

都道府県及び都道府県法人等は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して産地協議会その他関係機関に指導を行うものとする。

ウ 産地段階

産地協議会は、産地における担い手確保の方策について支援対象者や関係機関と検討し、（５）アで定める内容を産地計画に位置付けるものとする。また、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して、支援対象者に指導を行うものとする。

（８）事業実施の手続き

- ア 支援対象者は、本事業を実施する際には、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業実施計画（以下、４において「事業実施計画」という。）を作成の上、（９）アの交付申請と併せて、都道府県法人等に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画の内容は、原則として、都道府県の果樹農業振興計画や、産地協議会が策定する産地計画等との整合をとることとする。

- イ 都道府県法人等は、支援対象者から提出された事業実施計画を適切と認め承認しようとするときは、当該計画を取りまとめ、あらかじめ都道府県知事と協議した上で、（９）イの交付申請と併せて、事業実施主体に協議するも

のとする。

- ウ 事業実施主体は、都道府県法人等から事業実施計画にかかる協議があったときは、内容を確認し適切と認める場合は、当該計画に異存はない旨を通知するものとする。
- エ 都道府県法人等は、ウの通知があったときは、事業実施計画を承認し、速やかに支援対象者に通知するものとする。
- オ 交付申請書と併せて提出された事業実施計画は、(9)ウの交付決定の通知により、承認されたとみなすことができるものとする。
- カ 事業実施計画を変更する場合は、アからオまでの規定を準用するものとする。

ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、支援対象者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の 30%以上の増加及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

- キ 事業実施計画は、当該計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

(9) 補助金の交付

- ア 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、都道府県法人等に対し、(8)アの事業実施計画の提出と併せて、補助金の交付を申請するものとする。
- イ 都道府県法人等は、支援対象者からの補助金交付申請を取りまとめ、(8)イの事業実施計画の提出と併せて、事業実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。
- ウ 事業実施主体は、都道府県法人等から補助金交付申請があった場合には、本別紙本体第2の5(6)の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、支援対象者に補助金を交付するものとする。

(10) 実績の報告

- ア 支援対象者は、目標年度までの間、交付申請を行った翌年度に、都道府県法人等に対し、本事業の実績を報告するものとする。
- イ 都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

(11) 事業実施状況の報告等

- ア 支援対象者は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を作成し、7月末日までに都道府県法人等に報告するものとする。
- イ 都道府県法人等は、アにより報告のあった事業実施状況について、同年度の9月末日までに報告書を作成し事業実施主体に提出するものとする。

なお、都道府県法人等は、報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、都道府県と協力し、支援対象者に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて

事業実施主体に報告するものとする。

- ウ 事業実施主体は、イにより報告のあった事業実施状況について、同年度の11月末日までに報告書を作成し農産局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体が報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体は、都道府県法人等に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて農産局長に報告するものとする。

- エ 農産局長は、ウにより報告のあった事業実施状況の報告書の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して、指導・助言を行うものとする。

(12) 事業の評価

- ア 支援対象者は、目標年度の翌年度の7月末日までに成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を都道府県法人等に報告するものとする。

- イ 都道府県法人等は、アによる成果目標の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、その結果、成果目標が達成されていないと判断するときは、都道府県と協力して支援対象者に対し、改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を事業実施主体に9月末日までに報告するものとする。

- ウ 都道府県法人等は、イの指導を行った結果、成果目標が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までに当該成果目標が達成されるよう支援対象者に対し、継続的に助言・指導を行うものとする。

また、都道府県法人等が、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、必要な助言・指導を行うものとする。

ただし、天災その他支援対象者の責に帰すことのできない原因により当該成果目標が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。

- エ 事業実施主体は、イによる報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県法人等に指導を行うとともに、その評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

- オ 農産局長は、当該報告を受けた場合は、内容を検討し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

- カ 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

(13) 関係様式

4に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体又は都道府県法人等がその業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
-------	-----	---------

果樹型トレーニングファーム推進条件 整備事業補助金交付申請書	(9) ア	別添 6－1
果樹型トレーニングファーム推進条件 整備事業補助金支払請求書	(10) ア	別添 6－2
果樹型トレーニングファーム推進条件 整備事業実施状況報告書	(11) ア	別添 6－3
果樹型トレーニングファーム推進条件 整備事業目標達成状況報告書	(12) ア	別添 6－4
果樹型トレーニングファーム推進条件 整備事業における改善計画	(12) イ	別添 6－5

第 2 果樹農業調査研究等事業

1 事業の内容

- (1) 国内及び国外の果樹農業に関する情報の収集及び提供並びに国産果実の普及啓
発を行う事業
- (2) その他本対策の目的を達成するために必要な事業

- 2 事業実施者は、1 の事業を実施する場合には、あらかじめ農産局長と協議するもの
とする。

Ⅱ 果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業

第1 苗木安定確保対策事業

1 優良苗木生産推進事業

(1) 事業の内容

本事業は、果樹生産に必要な苗木の安定供給を図るため、優良苗木の生産・供給体制の構築に向けた取組や、苗木生産に必要となる育苗ほの設置に係る取組のほか、省力樹形用苗木の安定生産に向けたモデル的な取組に要する経費を補助する事業とする。

(2) 事業実施者

本事業の事業実施者は、都道府県法人等とする。

(3) 支援対象者

本事業の支援対象者は、次に掲げる者とする。

ア 以下の(ア)から(カ)までの要件を満たす苗木生産コンソーシアム

(ア) 都道府県、市町村、産地協議会、種苗法の第2条第6項に規定する種苗業者のうち自ら果樹の苗木を生産する技術を有し、優良品目又は品種の穂木等を提供できる者（以下「苗木生産者」という。）等によりコンソーシアムが構成されていること又は構成されることが確実と見込まれること。

このうち、産地協議会又は苗木生産者のいずれかは必須の構成員とする。

(イ) 苗木生産コンソーシアムの構成員の中から法人格を有する中核機関が選定されていること。

(ウ) 苗木生産コンソーシアム又は中核機関が、補助金交付に係る全ての手続等を担うこと。

(エ) 意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした苗木生産コンソーシアムの運営等に係る規約（以下「苗木生産コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

(オ) 苗木生産コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(カ) 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

イ 次の要件を満たす苗木生産者

苗木の安定生産・供給体制を構築するため、苗木の供給先である生産出荷団体等と検討会を実施すること。

(4) 補助対象となる取組

本事業において補助対象となる取組は、次のアからウまでに掲げるものとする。

なお、対象となる品目・品種は、原則として苗木生産コンソーシアムの構成員となっており、又は苗木の供給先の生産出荷団体等が構成員となっている産地協議

会が策定した産地計画において、今後振興すべき品目・品種として定められているものとする。

また、種苗法第 20 条に基づく登録品種を扱う場合は、育成者権者の許諾を受け、適正に生産された種苗のみを利用するものとし、支援対象者は、種苗法第 55 条により義務付けられた種苗業者による種苗への表示及び特に必要な場合は種苗業者への照会により、適正に生産された種苗であることを確認の上で利用しなければならない。

ア 検討会の開催

果樹生産に必要な苗木の安定生産・供給体制を構築するため、産地協議会や苗木生産者、生産出荷団体等の連携による検討会を開催する。

イ 苗木育苗ほの設置

苗木の安定生産を図るため、苗木育苗ほの設置に必要となるほ場の借り上げや、かん水設備の設置等を行う。

ウ 省力樹形用苗木の育成

省力樹形の導入推進のため、りんごの高密植栽培用のフェザー苗やなしのジョイント栽培用の大苗等の省力樹形用苗木の安定生産に向けたモデル的な取組を行う。

なお、その支援対象面積は、本取組により育成した省力樹形用苗木を用いて改植又は新植を行う面積とし、本取組において支援対象となる省力樹形は、I の第 1 の 1 (3) のアの表のうち 1 の (1) イにおける省力樹形とする。

(5) 補助率

補助率は、(4) のア及びイの取組は 1/2 以内、同ウの取組は定額 (20 万円/10a 以内) とする。

(6) 事業の成果目標

支援対象者は、事業開始前に優良苗木生産推進事業実施計画（以下、1 において「事業実施計画」という。）において、事業実施年度の翌年度から起算して 3 か年度（以下「目標年度」という。）までの優良苗木の供給計画を策定することとし、目標年度までに苗木生産コンソーシアムを構成する産地協議会や生産出荷団体等に事業実施計画に沿った苗木の供給を開始することを成果目標とする。

(7) 推進指導体制

ア 全国段階

国及び事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、都道府県、都道府県法人等、その他関係機関に対して、必要に応じて指導を行うものとする。

イ 都道府県段階

都道府県及び都道府県法人等は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、支援対象者に対して、必要に応じて指導するものとする。

ウ 産地段階

事業実施計画を策定した支援対象者は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して事業を行うものとする。

(8) 事業実施の手続

ア 支援対象者は、本事業を実施する際には、事業実施計画を作成の上、(11)アの交付申請と併せて、都道府県法人等に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画の内容は、補助対象となる取組、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めるものとし、原則として、都道府県の果樹農業振興計画、苗木生産コンソーシアムを構成し、又は苗木生産者が苗木を供給する生産出荷団体等が構成員となっている産地協議会が策定した産地計画との整合をとることとする。

イ 都道府県法人等は、支援対象者から提出された事業実施計画を適切と認めるときは、当該計画を取りまとめ、あらかじめ都道府県知事と協議した上で、(11)イの交付申請と併せて、事業実施主体に提出するものとする。ただし、都道府県が苗木生産コンソーシアムの構成員である場合は、都道府県知事との協議は不要とする。

ウ 事業実施主体は、都道府県法人等から事業実施計画の提出があったときは、内容を確認し適切と認める場合は、都道府県法人等に対して、(11)ウの通知に併せて、当該計画に異存はない旨を通知するものとする。

エ 都道府県法人等は、ウの通知があったときは、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、速やかに支援対象者に通知するものとする。

オ 交付申請書と併せて提出された事業実施計画は、(11)ウの通知により、承認されたものとみなすことができるものとする。

カ 事業実施計画を変更する場合は、アからオまでの規定を準用するものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項は、成果目標の変更、支援対象者の変更、事業の中止又は廃止、支援対象者における事業費の30%を超える増、国庫補助金の増又は事業費若しくは国庫補助金の30%を超える減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

キ 事業実施計画は、次年度以降の国の予算が確保できた場合、当該計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

(9) 施設等及び苗木生産ほ場の管理運営

施設等及び苗木生産ほ場の管理運営については、本別紙第3に定めるとおりとする。

(10) 補助対象となる経費

本事業のうち(4)のア及び同イにおいて補助対象となる経費は、別表のうち備品費、賃金等、事業費(会場借料、通信運搬費、借上費、印刷製本費、資料購入費、原材料費、資機材費、消耗品費及びほ場整備費)、旅費(委員旅費及び調査等旅費)、

謝金、委託費、役務費及び雑役務費（手数料及び租税公課）とする。

また、（４）のウにおいて補助対象となる経費は、省力樹形用苗木を育成する取組に必要な労賃、育苗費（苗木代は除く。）、地代、排水対策費、栽培管理に要する肥料代、農薬代、かん水設備費等とする。

（11）補助金の交付

ア 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、都道府県法人等に対し（８）アの事業実施計画の提出と併せて補助金の交付を申請するものとする。

イ 都道府県法人等は、支援対象者からの補助金交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し、（８）イの事業実施計画の提出と併せて補助金の交付を申請するものとする。

ウ 事業実施主体は、都道府県法人等から補助金交付申請があった場合には、本別紙本体第２の５（６）の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第２の４（８）の業務方法書に定めるところにより、支援対象者に補助金を交付するものとする。

（12）実績の報告

ア 支援対象者は、本事業の実績について都道府県法人等に報告するものとする。

イ 都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

（13）事業実施状況の報告等

ア 支援対象者は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を作成し、７月末日までに都道府県法人に報告するものとする。

イ 都道府県法人等は、アにより報告のあった事業実施状況について、同年度の９月末日までに報告書を作成し事業実施主体に提出するものとする。なお、都道府県法人等は、報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、都道府県と協力し当該支援対象者に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて事業実施主体に報告するものとする。

ウ 事業実施主体は、イにより報告のあった事業実施状況について、同年度の１１月末日までに報告書を作成し農産局長に提出するものとする。なお、事業実施主体が報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体は、都道府県法人等に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて農産局長に報告するものとする。

エ 農産局長は、ウにより報告のあった事業実施状況の報告書の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して、指導・助言を行うものとする。

(14) 事業の評価

- ア 支援対象者は、目標年度の翌年度の7月末日までに成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を都道府県法人等に報告するものとする。
- イ 都道府県法人等は、アによる成果目標の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、その結果、成果目標が達成されていないと判断するときは、都道府県と協力して支援対象者に対し、改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を事業実施主体に同年度の9月末日までに報告するものとする。
- ウ 都道府県法人等は、イの指導を行った結果、成果目標が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までに当該成果目標が達成されるよう支援対象者に対し、継続的に助言・指導を行うものとする。また、都道府県法人等が、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、必要な助言・指導を行うものとする。ただし、天災その他支援対象者の責に帰すことのできない原因により当該成果目標が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。
- エ 事業実施主体は、イによる報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県法人等に指導を行うとともに、その評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- オ 農産局長は、当該報告を受けた場合は、内容を検討し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。
- カ 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

(15) 収益納付

- ア 支援対象者は、補助事業により借り上げ、整備された育苗ほ場で生産された苗木の売却等により収益が発生した場合は、補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに都道府県法人等に報告するものとする。
- イ 都道府県法人等は、アの報告を受けた場合、補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た金額について、支援対象者に納付を命ずることができるものとする。
- ウ 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要する経費として交付した補助金総額を限度とする。
- エ 都道府県法人等は、収益納付が行われた場合、事業実施主体を通じて、国に納付を行うこととする。

(16) 関係様式

1に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体又は都道府県法人等がその業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
優良苗木生産推進事業補助金交付申請書	(11) ア	別添 7－1
優良苗木生産推進事業実績報告兼補助金支払請求書	(12) ア	別添 7－2
優良苗木生産推進事業実施状況報告書	(13) ア	別添 7－3
優良苗木生産推進事業目標達成状況報告書	(14) ア	別添 7－4
優良苗木生産推進事業における改善計画	(14) イ	別添 7－5
収益状況報告書	(15) ア	別添 7－6

2 果樹種苗増産緊急対策事業

(1) 事業の内容

輸入ぶどう苗木等の供給不足に対応するため、民間施設における隔離検疫の実施拡大等を推進する必要があることから、本事業では、都道府県、市町村、産地協議会、試験研究機関等が連携し緊急的に輸入ぶどう苗木等を確保するための体制の構築、既存施設の隔離栽培施設への改修等に要する経費を補助する事業とする。

(2) 事業実施者

本事業の事業実施者は、以下のアからカまでの要件を満たす輸入苗木供給推進コンソーシアムとする。

ア 都道府県、都道府県法人等、市町村、産地協議会、大学、試験研究機関、苗木生産者、果実加工業者等により輸入苗木供給推進コンソーシアムが構成されていること又は構成されることが確実と見込まれること。

このうち、一以上の産地協議会及び一以上の大学又は試験研究機関は必須の構成員とする。

また、輸入苗木供給推進コンソーシアムは、隔離検疫について、植物防疫所と連携し指導を受けるものとする。

イ 輸入苗木供給推進コンソーシアムの構成員の中から、法人格を有する中核機関が選定されていること。

ウ 輸入苗木供給推進コンソーシアム又は中核機関が、補助金交付に係る全ての手続等を担うこと。

エ 意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内

部監査の方法等を明確にした輸入苗木供給推進コンソーシアムの運営等に係る規約（以下「輸入苗木供給推進コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

オ 輸入苗木供給推進コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

カ 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

（３）補助対象となる取組

需要の急増等により安定供給が困難となったぶどう苗木等について、需要に対応した供給が行えるよう、輸入苗木の安定確保に向けた検討会の開催、苗木の輸入の際に義務付けられている隔離栽培による検疫を、既存施設等を活用して行う場合に必要な施設の改修等の取組を支援するものとする。

輸入する苗木は、輸入苗木供給推進コンソーシアムの構成員となっている産地協議会の産地計画において、今後振興すべき品目・品種として定められているもの又は産地協議会が振興すべき品目・品種とすることを検討しているものであることとする。

なお、種苗法第 20 条に基づく登録品種を扱う場合は、育成者権者の許諾を受け、適正に生産された種苗のみを利用するものとし、支援対象者は、種苗法第 55 条により義務付けられた種苗業者による種苗への表示及び特に必要な場合は種苗業者への照会により、適正に生産された種苗であることを確認の上で利用しなければならない。

（４）補助率

補助率は事業費の 1/2 以内とする。

ただし、1 地区当たりの補助金額の上限は、1 千万円とする。

（５）事業の成果目標

輸入苗木供給推進コンソーシアムは、事業開始前に果樹種苗増産緊急対策事業実施計画（以下、2 において「事業実施計画」という。）において、事業実施年度の翌年度から起算して 5 か年度までの輸入苗木の供給計画を策定することとし、事業実施年度の翌年度から起算して 3 か年度までに輸入苗木供給推進コンソーシアムを構成する産地協議会等に事業実施計画に沿った苗木の供給を開始することを成果目標とする。

（６）推進指導体制

ア 全国段階

国及び事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、必要に応じて都道府県、都道府県法人等、その他関係機関に対して、指導を行うものとする。

イ コンソーシアム段階

事業実施計画を策定した輸入苗木供給推進コンソーシアムは、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して事業を行うものとする。

(7) 事業実施の手続

ア 輸入苗木供給推進コンソーシアムは、本事業を実施する際には事業実施計画を作成の上、(10)アの交付申請と併せて、事業実施主体に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画の内容は、補助対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めるものとし、都道府県の果樹農業振興計画、輸入苗木供給推進コンソーシアムを構成する産地協議会の産地計画との整合をとることとする。

イ 事業実施主体は、輸入苗木供給推進コンソーシアムから提出があったときは、内容を確認し適切と認める場合は、事業実施計画を承認し、(10)イの交付決定の通知と併せて輸入苗木供給推進コンソーシアムに通知するものとする。

ウ 事業実施計画を変更する場合は、ア及びイの規定を準用するものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、成果目標の変更、事業実施者の変更、事業の中止又は廃止、事業実施者における事業費の30%を超える増、国庫補助金の増又は事業費若しくは国庫補助金の30%を超える減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

(8) 農業機械・隔離栽培施設の管理運営、施設等のリース導入

農業機械・隔離栽培施設の管理運営、施設等のリース導入については、本別紙第3に定めるとおりとする。

(9) 補助対象となる経費

本事業において補助対象となる経費は、別表のうち備品費、賃金等、事業費（会場借料、通信運搬費、借上費、印刷製本費、資料購入費、原材料費、資機材費、消耗品費、施設等リース費及び改修費）、旅費（委員旅費及び調査等旅費）、謝金、委託費、役務費及び雑役務費（手数料及び租税公課）とする。

(10) 補助金の交付

ア 補助金の交付を受けようとする輸入苗木供給推進コンソーシアムは、事業実施主体に対し、(7)アに規定する事業実施計画の提出と併せて補助金の交付を申請するものとする。

イ 事業実施主体は、アにより申請された場合には、本別紙本体第2の5(6)の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

(11) 実績の報告

輸入苗木供給推進コンソーシアムは、本事業の実績について、事業実施主体に報

告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

(12) 事業実施状況の報告等

ア 輸入苗木供給推進コンソーシアムは、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を作成し、6月末日までに事業実施主体に報告するものとする。

イ 事業実施主体は、アにより報告のあった事業実施状況について、同年度の9月末日までに報告書を作成し農産局長に報告するものとする。

なお、事業実施主体が報告の内容を検討し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該輸入苗木供給推進コンソーシアムに対して適切な措置を講ずるものとし、その内容についても併せて報告するものとする。

ウ 農産局長は、イにより報告のあった事業実施状況の報告書の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して、指導・助言を行うものとする。

(13) 事業の評価

ア 輸入苗木供給推進コンソーシアムは、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況について、自ら評価を行い事業実施主体に報告するものとする。

イ 事業実施主体は、アによる成果目標の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、その結果、成果目標が達成されていないと判断されるときは、国と協力し当該輸入苗木供給推進コンソーシアムに対し、改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を農産局長に9月末日までに報告するものとする。

ウ 事業実施主体は、イの指導を行った結果、成果目標が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までに当該成果目標が達成されるよう輸入苗木供給推進コンソーシアムに対し、継続的に助言・指導を行うものとする。

なお、事業実施主体が、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、必要な助言・指導を行うものとする。

ただし、天災その他輸入苗木供給推進コンソーシアムの責に帰さない原因により当該成果目標が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。

エ 農産局長は、イによる報告を受けた場合は、内容を検討し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

オ 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

(14) 収益納付

ア 輸入苗木供給推進コンソーシアムは、補助事業により改修等された施設により隔離検疫を受けた苗木の売却等により収益が発生した場合は、補助事業の成

果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに事業実施主体に報告するものとする。

イ 事業実施主体は、アの報告を受けた場合、補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た金額について、輸入苗木供給推進コンソーシアムに納付を命ずることができるものとする。

ウ 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了の翌年度から起算し5年間とする。
ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要する経費として交付した補助金総額を限度とする。

エ 事業実施主体は、収益納付が行われた場合、国に納付を行うこととする。

(15) 関係様式

2に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体がその業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
果樹種苗増産緊急対策事業補助金交付申請書	(10) ア	別添8-1
果樹種苗増産緊急対策事業実績報告兼補助金支払請求書	(11)	別添8-2
果樹種苗増産緊急対策事業実施状況報告書	(12) ア	別添8-3
果樹種苗増産緊急対策事業目標達成状況報告書	(13) ア	別添8-4
果樹種苗増産緊急対策事業における改善計画	(13) イ	別添8-5
収益状況報告書	(14) ア	別添8-6

3 省力的苗木生産体制推進事業

(1) 事業の内容

本事業は、省力樹形の導入等に必要な苗木の安定生産・供給に向け、ポット苗木栽培等の省力的な苗木生産体制の整備に要する経費を支援する事業とする。

(2) 事業実施者

本事業の事業実施者は、都道府県法人等とする。

(3) 支援対象者

本事業の支援対象者は、省力的な苗木生産に取り組む苗木生産者とする。

(4) 補助対象となる取組

本事業において補助対象となる取組は、ポット苗栽培等の省力的生産体制の整備とし、対象となる品目・品種は、果樹産地において特に必要とされているものとして事業実施主体が定める品目・品種とする。

なお、種苗法第 20 条に基づく登録品種を扱う場合は、育成者権者の許諾を受け、適正に生産された種苗のみを利用するものとし、支援対象者は、種苗法第 55 条により義務付けられた種苗業者による種苗への表示及び特に必要な場合は種苗業者への照会により、適正に生産された種苗であることを確認の上で利用しなければならない。

(5) 補助率

補助率は、事業費の 1/2 以内とする。

(6) 事業の成果目標

事業実施年度の翌々年度までに生産されたポット苗等を果樹生産者等に出荷すること。

(7) 補助対象となる経費

本事業において補助対象となる経費は、簡易ハウス設置費（内部設備含む）、ポット苗栽培等に必要な資材費（ポット、コンテナ等）、栽培管理に要する肥料代、農薬代等とする。

(8) 事業実施の手続

ア 支援対象者は、本事業を実施する際には補助対象となる取組、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた事業実施計画を作成の上、(10)アの交付申請と併せて、都道府県法人等に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 都道府県法人等は、支援対象者から提出された事業実施計画を適切と認めるときは、当該計画を取りまとめ、あらかじめ都道府県知事と協議した上で、(10)イの交付申請と併せて、事業実施主体に提出するものとする。

ウ 事業実施主体は、都道府県法人等から事業実施計画の提出があったときは、内容を確認し適切と認める場合は、都道府県法人等に対して、(10)ウの通知に併せて、当該計画に異存はない旨を通知するものとする。

エ 都道府県法人等は、ウの通知があったときは、本別紙本体第 2 の 4 (8) の業務方法書に定めるところにより、速やかに支援対象者に通知するものとする。

オ 交付申請書と併せて提出された事業実施計画は、(10)ウの通知により、承認

されたとみなすことができるものとする。

カ 事業実施計画を変更する場合は、アからオまでの規定を準用するものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項は、成果目標の変更、支援対象者の変更、事業の中止又は廃止、支援対象者における事業費の 30%を超える増、国庫補助金の増又は事業費若しくは国庫補助金の 30%を超える減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

(9) 施設等及び苗木生産ほ場の管理運営

施設等及び苗木生産ほ場の管理運営については、本別紙本体第3に定めるとおりとする。

(10) 補助金の交付

ア 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、都道府県法人等に対し(8)アの事業実施計画の提出と併せて補助金の交付を申請するものとする。

イ 都道府県法人等は、支援対象者からの補助金交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し、(8)イの事業実施計画の提出と併せて補助金の交付を申請するものとする。

ウ 事業実施主体は、都道府県法人等から補助金交付申請があった場合には、本別紙本体第2の5(6)の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、支援対象者に補助金を交付するものとする。

(11) 実績の報告

ア 支援対象者は、本事業の実績について都道府県法人等に報告するものとする。

イ 都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

(12) 事業実施状況の報告等

ア 支援対象者は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を作成し、7月末日までに都道府県法人に報告するものとする。

イ 都道府県法人等は、アにより報告のあった事業実施状況について、同年度の9月末日までに報告書を作成し事業実施主体に提出するものとする。なお、都道府県法人等は、報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、都道府県と協力し当該支援対象者に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて事業実施主体に報告するものとする。

ウ 事業実施主体は、イにより報告のあった事業実施状況について、同年度の11月末日までに報告書を作成し農産局長に提出するものとする。なお、事業実施主

体が報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体は、都道府県法人等に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて農産局長に報告するものとする。

エ 農産局長は、ウにより報告のあった事業実施状況の報告書の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して、指導・助言を行うものとする。

(13) 事業の評価

ア 支援対象者は、目標年度の翌年度の7月末日までに成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を都道府県法人等に報告するものとする。

イ 都道府県法人等は、アによる成果目標の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、その結果、成果目標が達成されていないと判断するときは、都道府県と協力して支援対象者に対し、改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を事業実施主体に同年度の9月末日までに報告するものとする。

ウ 都道府県法人等は、イの指導を行った結果、成果目標が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までに当該成果目標が達成されるよう支援対象者に対し、継続的に助言・指導を行うものとする。また、都道府県法人等が、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、必要な助言・指導を行うものとする。ただし、天災その他支援対象者の責に帰すことのできない原因により当該成果目標が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。

エ 事業実施主体は、イによる報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県法人等に指導を行うとともに、その評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

オ 農産局長は、当該報告を受けた場合は、内容を検討し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

カ 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

(14) 関係様式

3に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体がその業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
省力的苗木生産体制整備事業補助金交付申請書	(10) ア	別添9-1
省力的苗木生産体制整備事業実績報告兼補助金支払請求書	(11) ア	別添9-2
省力的苗木生産体制整備事業実施状況	(12) ア	別添9-3

報告書		
省力的苗木生産体制整備事業目標達成 状況報告書	(13) ア	別添 9 - 4
省力的苗木生産体制整備事業における 改善計画	(13) イ	別添 9 - 5

4 苗木契約生産拡大支援事業

(1) 事業の内容

本事業は、省力樹形の導入等に必要な苗木の安定生産・供給に向け、契約に基づく苗木の生産拡大に伴い必要となる安定生産技術の導入に要する経費を支援する事業とする。

(2) 事業実施者

本事業の事業実施者は、都道府県法人等とする。

(3) 支援対象者

本事業の支援対象者は、契約栽培に取り組む苗木生産者とする。

(4) 補助対象となる取組

本事業において補助対象となる取組は、支援対象者が果樹生産者等との契約書（覚書や確認書等を含む）の締結に基づく、苗木生産の安定生産拡大とし、以下に掲げる①から⑤の安定生産技術の取組のうち3つ以上を選択し行う（①「かん水設備の導入」又は②「排水対策」のうち暗きよの取組は必須）こととする。また、対象となる品目・品種は、果樹産地において特に必要とされているものとして事業実施主体が定める品目・品種とする。

なお、種苗法第20条に基づく登録品種を扱う場合は、育成者権者の許諾を受け、適正に生産された種苗のみを利用するものとし、支援対象者は、種苗法第55条により義務付けられた種苗業者による種苗への表示及び特に必要な場合は種苗業者への照会により、適正に生産された種苗であることを確認の上で利用しなければならない。

- ① かん水設備の導入
- ② 排水対策（明きよ、暗きよ）
- ③ 土壌診断
- ④ 病害虫対策
- ⑤ その他事業実施主体が特に必要と認める技術

(5) 補助率

補助率は、定額（15万円/10a以内）とする。

(6) 事業の成果目標

事業実施年度の翌々年度までに契約生産面積を拡大させ、契約に基づき苗木を出荷することを成果目標とする。

(7) 補助対象となる経費

本事業において補助対象となる経費は、契約に基づく果樹苗木の生産拡大に伴い必要となる労賃、育苗費（苗木代は除く。）、かん水設備費、排水対策費、土壌診断代、病害虫対策費、栽培管理に要する肥料代、農薬代等とする。

(8) 事業実施の手続

ア 支援対象者は、本事業を実施する際には補助対象となる取組、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた事業実施計画を作成の上、(10)アの交付申請と併せて、都道府県法人等に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 都道府県法人等は、支援対象者から提出された事業実施計画を適切と認めるときは、当該計画を取りまとめ、あらかじめ都道府県知事と協議した上で、(10)イの交付申請と併せて、事業実施主体に提出するものとする。

ウ 事業実施主体は、都道府県法人等から事業実施計画の提出があったときは、内容を確認し適切と認める場合は、都道府県法人等に対して、(10)ウの通知に併せて、当該計画に異存はない旨を通知するものとする。

エ 都道府県法人等は、ウの通知があったときは、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、速やかに支援対象者に通知するものとする。

オ 交付申請書と併せて提出された事業実施計画は、(10)ウの通知により、承認されたとみなすことができるものとする。

カ 事業実施計画を変更する場合は、アからオまでの規定を準用するものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項は、成果目標の変更、支援対象者の変更、事業の中止又は廃止、支援対象者における事業費の30%を超える増、国庫補助金の増又は事業費若しくは国庫補助金の30%を超える減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

(9) 施設等及び苗木生産ほ場の管理運営

施設等及び苗木生産ほ場の管理運営については、本別紙本体第3に定めるとおりとする。

(10) 補助金の交付

ア 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、都道府県法人等に対し(8)アの事業実施計画の提出と併せて補助金の交付を申請するものとする。

イ 都道府県法人等は、支援対象者からの補助金交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し、(8)イの事業実施計画の提出と併せて補助金の交付を申請するものとする。

ウ 事業実施主体は、都道府県法人等から補助金交付申請があった場合には、本別

紙本体第2の5(6)の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、支援対象者に補助金を交付するものとする。

(11) 実績の報告

- ア 支援対象者は、本事業の実績について都道府県法人等に報告するものとする。
- イ 都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

(12) 事業実施状況の報告等

- ア 支援対象者は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を作成し、7月末日までに都道府県法人に報告するものとする。
- イ 都道府県法人等は、アにより報告のあった事業実施状況について、同年度の9月末日までに報告書を作成し事業実施主体に提出するものとする。なお、都道府県法人等は、報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、都道府県と協力し当該支援対象者に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて事業実施主体に報告するものとする。
- ウ 事業実施主体は、イにより報告のあった事業実施状況について、同年度の11月末日までに報告書を作成し農産局長に提出するものとする。なお、事業実施主体が報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体は、都道府県法人等に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて農産局長に報告するものとする。
- エ 農産局長は、ウにより報告のあった事業実施状況の報告書の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して、指導・助言を行うものとする。

(13) 事業の評価

- ア 支援対象者は、目標年度の翌年度の7月末日までに成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を都道府県法人等に報告するものとする。
- イ 都道府県法人等は、アによる成果目標の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、その結果、成果目標が達成されていないと判断するときは、都道府県と協力して支援対象者に対し、改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を事業実施主体に同年度の9月末日までに報告するものとする。
- ウ 都道府県法人等は、イの指導を行った結果、成果目標が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までに当該成果目標が達成されるよう支援対象者に対し、継続的に助言・指導を行うものとする。また、都道府県法人等が、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標を概ね達成すること

- が困難であると認められる場合には、必要な助言・指導を行うものとする。ただし、天災その他支援対象者の責に帰すことのできない原因により当該成果目標が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。
- エ 事業実施主体は、イによる報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県法人等に指導を行うとともに、その評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- オ 農産局長は、当該報告を受けた場合は、内容を検討し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。
- カ 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

(14) 関係様式

4に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体がその業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
苗木契約生産拡大支援事業補助金交付申請書	(10) ア	別添 10－1
苗木契約生産拡大支援事業実績報告兼補助金支払請求書	(11) ア	別添 10－2
苗木契約生産拡大支援事業実施状況報告書	(12) ア	別添 10－3
苗木契約生産拡大支援事業目標達成状況報告書	(13) ア	別添 10－4
苗木契約生産拡大支援事業における改善計画	(13) イ	別添 10－5

第2 花粉安定確保対策事業

1 事業の内容

本事業は、海外での病害の発生等による花粉輸入の不安定化のリスクを軽減し、国内での花粉の安定的な生産・供給を図るため、なしやりんご、キウイフルーツ等の品目について、花粉専用樹の改植・新植や施設等のリース導入等に要する経費を補助する事業とする。

2 事業実施者

本事業の事業実施者は、都道府県法人等とする。

3 支援対象者

本事業の支援対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 産地計画において担い手と定められた生産者
- (2) 産地計画に参画している(1)以外の生産者(1年以内に担い手が所有権若しくは賃借権等を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の、継続して8年以上の期間を有する契約を締結することが確実と認められる農地に係る取組を行う場合に限る。)
- (3) 生産出荷団体
- (4) 都道府県
- (5) 市町村
- (6) 法人化した経営体
- (7) 生産者により組織された団体
- (8) 民間事業者
- (9) 事業実施主体が特に必要と認める者

4 補助対象となる取組等

本事業により補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、次の表のとおりとする。なお、種苗法第20条に基づく登録品種を扱う場合は、育成者権者の許諾を受け、適正に生産された種苗のみを利用するものとし、支援対象者は、種苗法第55条により義務付けられた種苗業者による種苗への表示及び特に必要な場合は種苗業者への照会により、適正に生産された種苗であることを確認の上で利用しなければならない。

補助対象となる取組	補助対象経費	補助率
検討会の開催 (花粉の安定的な生産・供給を図るための生産者や市町村、生産出荷団体等を参集した連携体制構築のための検討会の開催)	別表のうち備品費、賃金等、事業費(会場借料、通信運搬費、借上費、印刷製本費、資料購入費、原材料費及び消耗品費)、旅費(委員旅費及び調査等旅費)、謝金、委託費、役務費及び雑役務費(手数料及び租税公課)	定額
小規模園地整備 (傾斜の緩和、土壌土層改良、排水路の整備、用水・かん水設備整備等)	左記の取組に必要な重機リース代・燃料費、均平・法切り費、深耕・整地費、土壌改良資材費、明渠・暗渠施工費、オペレータ賃金、貯水槽・ポンプ・揚水設備・撒水設備・自動制御装置等導入費等	1/2 以内
改植・新植	なし、キウイフルーツ、りんご等の花粉専用樹の改植・新植に必要な深耕・整地費、土壌改良資材費、植栽費、苗木代等(改植の場合は伐採・抜	1/2 以内

	根費も補助対象経費)	
花粉専用樹の育成管理	新植・改植後、花粉が採れるまでの幼木の育成管理に必要な肥料代・農薬代等の経費	定額 (11 万円/10a (= 5.5 万円/10a × 2 年分) 以内)
機械・設備のリース導入	花粉採取機や開葯機、花粉精選機等の機械・設備のリース導入に要する経費	1/2 以内

5 事業の成果目標

本事業の支援対象者は、事業開始前に花粉安定確保対策事業実施計画（以下、第2において「事業実施計画」という。）において、事業実施年度の翌年度から起算して5か年度（以下「目標年度」という。）までの花粉の供給計画を策定することとし、目標年度までに産地協議会や生産者等に事業実施計画に沿った花粉の供給を開始することを成果目標とする。

6 推進指導体制

（1）全国段階

国及び事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、都道府県、都道府県法人等、その他関係機関に対して、必要に応じて指導を行うものとする。

（2）都道府県段階

都道府県及び都道府県法人等は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、支援対象者、産地協議会その他関係機関に対して、必要に応じて指導を行うものとする。

（3）産地段階

産地協議会は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して、支援対象者に指導を行うものとする。

7 事業実施の手続

（1）支援対象者は、本事業を実施する際には、事業実施計画を作成の上、9（1）の交付申請と併せて、都道府県法人等に提出するものとする。

なお、事業実施計画の内容は、補助対象となる取組、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

（2）都道府県法人等は、支援対象者から提出された事業実施計画を適切と認めるときは、当該計画を取りまとめ、あらかじめ、都道府県知事と協議した上で、9（2）

の交付申請と併せて、事業実施主体と協議するものとする。

- (3) 事業実施主体は、都道府県法人等から事業実施計画に係る協議があったときは、内容を確認し適切と認める場合は、都道府県法人等に対して、当該計画に異存はない旨を通知するものとする。
- (4) 都道府県法人等は、(3)の通知があったときは、事業実施計画を承認し、速やかに支援対象者に通知するものとする。
- (5) 交付申請書と併せて提出された事業実施計画は、9(3)の交付決定の通知により承認されたとみなすことができるものとする。
- (6) 事業実施計画を変更する場合は、(1)から(5)までの規定を準用するものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項は、成果目標の変更、支援対象者の変更、事業の中止又は廃止、支援対象者における事業費の30%を超える増、国庫補助金の増又は事業費若しくは国庫補助金の30%を超える減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。
- (7) 事業実施計画は、次年度以降の国の予算が確保できた場合、当該計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

8 施設等及び花粉生産ほ場の管理運営、施設等のリース導入

施設等及び花粉生産ほ場の管理運営、施設等のリース導入については、本別紙第3に定めるとおりとする。

9 補助金の交付

- (1) 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、都道府県法人等に対し、7(1)の事業実施計画の提出と併せて補助金の交付を申請するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、支援対象者からの補助金交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し、7(2)の事業実施計画の提出と併せて補助金の交付を申請するものとする。
- (3) 事業実施主体は、都道府県法人等から補助金交付申請があった場合には、本別紙本体第2の5(6)の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、支援対象者に補助金を交付するものとする。

10 実績の報告

- (1) 支援対象者は、本事業の実績について都道府県法人等に報告するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

11 事業実施状況の報告等

- (1) 支援対象者は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を作成し、7月末日までに都道府県法人等に報告するも

のとする。

- (2) 都道府県法人等は、(1)により報告のあった事業実施状況について、同年度の9月末日までに報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

なお、都道府県法人等は、報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、都道府県と協力し支援対象者に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて事業実施主体に報告するものとする。

- (3) 事業実施主体は、(2)により報告のあった事業実施状況について、同年度の11月末日までに報告書を作成し農産局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体が報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体は、都道府県法人等に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて農産局長に報告するものとする。

- (4) 農産局長は、(3)により報告のあった事業実施状況の報告書の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して、指導・助言を行うものとする。

12 事業の評価

- (1) 支援対象者は、目標年度の翌年度の7月末日までに成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を都道府県法人等に報告するものとする。

- (2) 都道府県法人等は、(1)による成果目標の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、その結果、成果目標が達成されていないと判断するときは、都道府県と協力して支援対象者に対し改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を事業実施主体に9月末日までに報告するものとする。

- (3) 都道府県法人等は、(2)の指導を行った結果、成果目標が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までに当該成果目標が達成されるよう支援対象者に対し、継続的に助言・指導を行うものとする。

また、都道府県法人等が、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、必要な助言・指導を行うものとする。

ただし、天災その他支援対象者の責に帰すことのできない原因により当該成果目標が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。

- (4) 事業実施主体は、(2)による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県法人等に指導を行うとともに、その評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

- (5) 農産局長は、当該報告を受けた場合は、内容を検討し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

- (6) 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

13 関係様式

第2に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体又は都道府県法人等がその業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
花粉安定確保対策事業補助金交付申請書	9 (1)	別添 11-1
花粉安定確保対策事業実績報告兼補助金支払請求書	10 (1)	別添 11-2
花粉安定確保対策事業実施状況報告書	11 (1)	別添 11-3
花粉安定確保対策事業目標達成状況報告書	12 (1)	別添 11-4
花粉安定確保対策事業における改善計画	12 (2)	別添 11-5

VI 産地構造転換パイロット事業

第1 事業の内容

1 パイロット実証事業

本事業は、スマート農業技術の導入を前提とした樹園地の環境整備や流通事業者等との連携等により、販売供給の出口を見据えた作業の合理化、省力栽培技術・品種の導入、労働力の確保等を図り、生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルを構築する実証の取組に要する経費を支援する事業とする。

2 全国推進事業

パイロット実証事業で構築するモデルを全国に展開させる取組に要する経費を支援する事業とする。

第2 事業実施主体

1 パイロット実証事業

本事業の事業実施主体は、以下の（１）から（７）までの要件を満たすコンソーシアムとする。

- （１）都道府県、生産者、生産出荷団体、実需者（流通・加工・販売事業者等を含む）、農業支援サービスを提供する事業者（以下「サービス事業体」という。）等によりコンソーシアムが構成されていること又は構成されることが確実と見込まれること。
- （２）コンソーシアムの構成員は、生産者及び実需者を必須とすること（生産出荷団体が流通・加工・販売を行う場合は実需者と見なすことができる）。また、都道府県の区域を超えない取組については、都道府県を必須とすること。
- （３）コンソーシアムの構成員の中から法人格を有する中核機関が選定されていること。
- （４）コンソーシアム又は中核機関が、補助金交付に係る全ての手続等を担うこと。
- （５）意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
- （６）コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- （７）年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

2 全国推進事業

本事業の事業実施主体は、民間企業、特定非営利法人、事業協同組合連合会、事業協同組合、企業組合、協業組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人並びに全国の区域をその対象地区とする農業協同組合連合会及び協議会とする。

第3 募集方法

本事業の募集方法は、農産局長が別に定める公募要領によるものとする。

第4 審査基準及び選定方法

1 審査基準

本要領本体別表4の2の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) パイロット実証事業

ア 実効性

(ア) 省力化や作業の合理化に向けた取組が含まれているか。その取組は具体的で効果が期待できるものとなっているか。

(イ) 労働力確保に向けた取組が含まれているか。その取組は具体的で効果が期待できるものとなっているか。

(ウ) 構築する生産供給体制モデルは、労働生産性の向上が期待できるものとなっているか。

イ 波及効果

(ア) 構築する生産供給体制モデルは、普及が見込まれるモデルか。

(イ) 生産供給体制モデルを普及させるための方策が具体的に示されているか。

(ウ) その方策は効果が期待できるものとなっているか。

ウ 加算

(ア) 地域計画

地域計画のうち、以下のⅠ及びⅡの要件を満たす地域計画（以下「将来像が明確化された地域計画」という。）の区域内で行われていること。なお、1つの地域計画が複数の目標地図を含む場合にあっては、要件に適合するかどうかの判断は当該地域計画を単位として判断するものとする。

Ⅰ 農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

(Ⅰ) 目標集積率が、現状の集積率を下回らないこと。

(Ⅱ) 目標集積率が8割以上であること。

ただし、都道府県にあっては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が次のいずれかを満たせば可とする。

a 現状の集積率が5割未満の場合にあっては、6割以上であること。

b 現状の集積率が5割以上6割未満の場合にあっては、現状の集積率から10ポイント以上増加するものであること。

c 現状の集積率が6割以上の場合にあっては、6割以上であること。

Ⅱ 農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合

地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託

面積」の合計を控除した面積の割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。

(Ⅰ) 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあっては、1割未満であること。

(Ⅱ) 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、2割未満であること。

(イ) みどりの食料システム法

コンソーシアム又はその構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。①及び②において「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある。

① 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画

② 法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画

(ウ) 水田農業高収益化推進計画

水田農業高収益化推進計画において申請者であるコンソーシアムの構成員が位置付けられている。

(エ) 生産方式革新実施計画

コンソーシアム又はその構成員が、革新実施計画の認定を受けている者又は事業実施年度末までに当該認定を受けることが確実である者であって、事業内容が当該革新実施計画の内容に合致している。

(オ) 輸出事業計画

コンソーシアム又はその構成員が、輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づき策定された輸出事業計画において、関連事業に関する事項等が定められており、農林水産大臣により認定されている者であって、事業内容が当該輸出事業計画の内容に合致している。

(カ) フラッグシップ輸出産地

フラッグシップ輸出産地として認定された産地の取組であって、事業内容に輸出の取組が含まれている。

(2) 全国推進事業

実効性・波及効果に係る項目として次のとおりとする。

ア 検討会や研修会等の開催の取組は具体的で効果が期待できるものとなっているか。

イ 研修会や交流会は多数の参加が期待できるものとなっているか。

ウ 実証コーディネート取組は具体的で効果が期待できるものとなっているか。

エ パイロット実証事業で構築される生産供給体制モデルを全国に展開させるための方策が具体的に示されているか。

オ 同モデルを全国に展開させるための方策は効果が期待できるものとなっているか。

2 選定方法

選定方法は本要領本体第3の1の(4)によるものとする。なお、本事業における予算の残額が事業実施計画における要望額に満たない場合は、要望額の80%を下限とする範囲内で事業実施計画を採択することができるものとする。

また、全国推進事業については1団体を選定するものとする。

第5 補助対象となる取組等

1 パイロット実証事業

(1) 事業メニュー

事業実施主体は、生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルを構築するための実証として、次のうち成果目標の達成に必要なメニューを選択して取り組むこととする。

ア 省力樹形や省力的な植栽方法の導入

イ スマート農業技術を活用した生産・出荷・流通や労務管理の合理化

ウ 加工・業務用等新たなマーケットの開発・拡大に向けた省力栽培技術や品種の導入

エ サービス事業者等を活用した人材確保

オ 流通事業者や地域内外の他事業と連携した労働力の相互融通

カ 経営の多角化による通年雇用

(2) 取組内容、補助対象経費、補助率

本事業の取組内容、補助対象経費、補助率は次の表のとおりとする。なお、これらのうち補助対象となる取組は、(1)で選択したメニューの実施に必要なものとする。また、次の表のア及びオの実施を必須とする。

取組内容	補助対象経費	補助率
ア 検討会の開催等 円滑で効果的な事業実施のためのコンソーシアムの構成員や有識者等による検討会の開催、成果の取りまとめや普及、情報発信等 イ 調査・分析 流通・加工・販売事業者等の実需者や消費者のニーズ調査、生産者の意向調査、先進事例調査、生産供給体制モデルの生産性や収支の分析、生産供給体制モデルの構築実証に必要な調査・分析等 ウ テストマーケティング 試験販売、展示会等への出展等 エ 技術研修 生産供給体制モデルの構築に必要な技術習得に係る研修会の開催等 オ 展示ほの設置	本要領本体の別表3に掲げる経費のうち左記の取組に必要なもの。 ※ただし、本要領本体の別表1の3の(8)で指定する経費に限る。	定額

展示用実証ほ場の設置、視察対応等		
カ システム導入 データ活用により生産・出荷・流通や労務管理の合理化等を実現するシステム・アプリケーションソフトウェアの構築・改良や利用等	備品費、賃金等、借上費、システムの導入・改良費、委託費、役務費、雑役務費 ※システムの運用に係る経費は対象外とする。	1/2 以内 ※クの幼木管理に必要な経費については、定額（22 万円/10a（＝5.5 万円/10a×4 年分）以内）とする。
キ 小規模園地整備 園内道の整備、傾斜の緩和、土壌・土層改良、排水路の整備、園地設備（用水・かん水設備、防風ネット、モニタリング機器等）の設置等	備品費、借上費、資機材費、燃料費、委託費、役務費、雑役務費	
ク 省力樹形や省力的な植栽方法等への転換 改植・新植、高接、改植・新植に伴う幼木管理等	改植等支援費 ※改植・新植は、伐採・抜根費（新植を除く）、深耕・整地費、土壌改良用資材費、苗木代、植栽費、支柱費等の経費。 ※高接は、整枝・穂木調整費、高接費、穂木代等の経費	
ケ 機械・設備のリース導入 生産供給体制の構築実証に必要な農業機械、選果機、冷蔵・加工設備等のリース導入	借上費	

（３）その他

ア 機械・設備の管理運営・リース導入については、本別紙本体第３の定めに従い、適切に行うこと。

イ スマート農機、ドローン、IoT 機器等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和２年３月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結することとする。

ウ 改植・新植等を行う場合において、取組の対象とする園地は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に定める地域計画（以下、「地域計画」という。）の区域内であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。

2 全国推進事業

本事業の取組内容、補助対象経費、補助率等は次のとおりとする。なお、事業実施主体は、（１）のアからエまでの取組を全て実施すること。

（１）取組内容

ア 検討会・研修会等の開催

パイロット実証事業で構築する生産供給体制モデルの全国展開や広域連携に向けた検討会、研修会、交流会等の開催

※ 検討会のメンバーについては、事業実施主体において有識者等の候補を選定の上、農産局長と協議して決定すること

※ 検討会等の年間開催回数は次のとおりとし、可能な限り対面及びオンラインのハイブリッド開催とすること

- ・ 検討会：３回程度
- ・ 研修会、交流会等：計２回程度

※ 研修会、交流会等については、果樹生産者、生産出荷団体、地方公共団体、民間事業者等が参加可能なものとする。

イ 実証コーディネート

パイロット実証事業の各コンソーシアムの取組の進捗管理や助言等の支援、コンソーシアム間の調整等

ウ 優良事例等の調査

優良事例の選定、各事例における取組内容の調査・取りまとめ等

エ 生産供給体制モデルの普及

パイロット実証事業で構築する生産供給体制モデルや優良事例等を全国に普及させるために必要な資料の作成・公表、情報発信等

（２）補助対象経費

（１）の取組に必要な、本要領本体の別表３に掲げる経費。ただし、本要領本体の別表１の３の（８）で指定する経費に限る。

（３）補助率

定額

第６ 留意事項

１ 共通

事業実施主体又はその構成員のいずれの組織においても、役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員でないこと。

２ パイロット実証事業

（１）事業実施計画書は、以下に留意して作成すること。

ア 構築する生産供給体制モデルは、供給・販売の出口を見据え、省力樹形や省力的な植栽方法の導入、栽培体系の見直しなどにより、これまでの生産供給体系を刷新するものであること。

イ コンソーシアムの実需者における果実の調達計画を記載すること。

ウ 生産供給体制モデルを普及させるための方策を記載すること。

- (2) 都道府県域の取組については、都道府県がモデルを県内に普及させるよう努めること。
- (3) 事業実施主体は、全国推進事業により開催される検討会や研修会等において、本事業の取組を紹介すること。また、このほかの様々な機会において、本事業の取組や成果について情報発信することに努めること。
- (4) 全国推進事業の事業実施主体と連携して事業を実施すること。

3 全国推進事業

- (1) パイロット実証事業の事業実施主体と連携して事業を実施すること。
- (2) 検討会・研修会等の開催に当たっては、開催時期、内容、参加者等についてあらかじめ農産局長と協議すること。

第7 成果目標及び目標年度

1 パイロット実証事業

(1) 成果目標

成果目標は、これまでの生産供給体制を刷新した生産供給体制モデルを構築すること及び本モデルの構築により、事業実施前と比較して労働生産性を向上させることとする。

なお、労働生産性は、次の計算式により算出した農業従事者一人当たりの年間の数値を指標とし、新たに構築する生産供給体制における労働生産性の目標値を設定すること。

$$\text{労働生産性} = \text{粗利益（販売額（売上高）－経費（原価））} \div \text{農業従事者数}$$

※ 販売額（売上高）は、農業生産段階のものとする。

※ 農業従事者数は、有期雇用やパートタイム等がある場合は、周年のフルタイム雇用に換算して算出すること。

(2) 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌年度から起算して8年以内とする。

2 全国推進事業

(1) 成果目標

事業実施主体は、研修会や交流会に延べ200名以上の参加者を確保し、又は事業実施年度内に新たに生産供給体制モデルの構築に取り組む事例を創出すること。

(2) 目標年度

目標年度は、事業実施年度とする。

第8 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要領本体第5の1に基づき、別添17-1により事業実施計画を作成の上、交付等要綱第7の規定に基づき作成した交付申請書に添えて、農産局長又は地方農政局長（事業の範囲が複数の都道府県にわたる場合及び全国推進事業の場合は農産局長、事業の範囲が都道府県域を超えない場合は地方農政局長（北海道に

あつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）。以下同じ。）に提出し、承認を受けるものとする。なお、交付等要綱第9による交付決定の通知により、当該事業実施計画が承認されたとみなすことができるものとする。

また、公募により選定された事業実施主体の選定時の事業実施計画については、農産局長又は地方農政局長の承認を受けたものとみなすことができるものとする。

2 事業実施計画の変更

本要領本体第5の1のなお書に基づき定める事業実施計画の重要な変更は、交付等要綱別表1に掲げる重要な変更に係る変更とする。なお、事業実施計画の変更（交付等要綱別表1に掲げる重要な変更に限る。）については、交付等要綱第13の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

また、これらに該当しない軽微な変更については、実績報告をもってこれに代えることができる。

第9 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第6の1に基づき、事業実施計画の承認年度から目標年度の前年度までの間、年度ごとに、別添 17-2により翌年度の7月末日までに農産局長又は地方農政局長に事業実施状況を報告するものとする。

2 事業の評価

（1）事業実施主体は、本要領本体第7の1（1）に基づき、別添 17-3により自己評価を行い、農産局長又は地方農政局長に報告するものとする。

（2）本要領本体第7の1（7）及び（8）の手続きは、本事業における全国公募事業においても適用するものとする。この場合、地方農政局長は農産局長に読み替えるものとする。

3 営農継続の確認

改植・新植等の取組を行った場合は、取組の実施年度の翌年度から起算した8年間のうち、目標年度の翌年度以降分について、毎年度、別添 17-4により営農継続報告書を作成し、翌年度の7月末日までに農産局長又は地方農政局長に報告するものとする。

第10 補助金の返還等

農産局長又は地方農政局長は、事業実施主体が次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認める場合は、補助金の交付の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還を命ずるものとする。

1 購入契約、リース契約を解約又は解除した場合

2 事業実施主体又はリース事業者のいずれかが事業を中止したとき

3 農業機械等又はリース導入した物件が消滅又は消失した場合

4 改植・新植等の取組が事業実施年度の翌年度から起算して8年間継続されていないこと又は適切な栽培管理が行われていないことが明らかになったとき

5 農産局長又は地方農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をし

た場合

- 6 締結されたリース契約が、本別紙本体第3に定められたリース契約の条件に合致しないことが明らかとなった場合
- 7 第9に定める事業実施状況の報告、事業の評価等の報告を怠った場合

別記 1

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (農業経営体向け)

事業名：_____
組織名・代表者氏名：_____
住所：_____
連絡先：_____

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
① ☐	肥料の適正な保管	☐
② ☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
③ ☐	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
④ ☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
⑤ ☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
⑥ ☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	☐
⑦ ☐	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討	☐
⑧ ☐	農薬の適正な使用・保管	☐
⑨ ☐	農薬の使用状況等の記録・保存	☐
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩ ☐	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑪ ☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫ ☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬ ☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭ ☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める(再掲)	☐
⑮ ☐	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討(再掲)	☐
申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯ ☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑰ ☐	関係法令の遵守	☐
⑱ ☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑲ ☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>
 ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
 ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。
 上記について、確認しました→☐

別記 2

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (民間事業者・自治体等向け)

事業名: _____
 組織名・代表者氏名: _____
 住所: _____
 連絡先: _____

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない (照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等) ように努める	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない □) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
 この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない □) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合 (該当しない □) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない □) 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→□

別記3

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (食品関連事業者向け)

事業名： _____
組織名・代表者氏名： _____
住所： _____
連絡先： _____

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
① ☐	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	☐
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
② ☐	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討 (再掲)	☐
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③ ☐	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況 の記録・保存に努める	☐
④ ☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネル ギー消費をしないように努める	☐
⑤ ☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	☐
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥ ☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦ ☐	※と畜場でない場合 (と畜場である ☐) 食品ロスの削減に努める	☐
⑧ ☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑨ ☐	資源の再利用を検討	☐

申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩ ☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合 (該当しない ☐) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑪ ☐	※特定事業場である場合 (該当しない ☐) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑫ ☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑬ ☐	関係法令の遵守	☐
⑭ ☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	☐
⑮ ☐	※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない ☐) 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑯ ☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>
・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象
者を抽出し、実施状況の確認を行います。
・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確
認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供
することはありません。 上記について、確認しました→☐

注1 (5) ⑦については、と畜場の場合には☐にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

注2 (6) ⑩、(6) ⑪、(7) ⑮の※の記載内容に「該当しない」場
合には☐にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告
時のチェックは不要です。

別表

補助対象経費

別紙３のうちⅡに係る取組における補助対象経費は、下表のうちそれぞれの取組において補助対象となる経費として掲げられたものとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証及び調査に係る備品の購入に要する経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則３社以上、該当する設備備品を１社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、支援対象者（Ⅱの第１の２にあつては、事業実施者をいう。以下同じ。）による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・支援対象者が会議室を所有している場合は、支援対象者の会議室を優先的に使用すること。
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料は除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業機械・設備・施設、ほ場等の借上経費	・ほ場等の借り上げについて、苗木の生産など収穫まで複数年継続して同じほ場を使う必要がある場合、収穫までに要する年数相当分（ただし、3年相当分を超えないものとする。）の経費を計上できるものとする。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本に要する経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に要する経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に購読されているものは除く。

	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料費は物品受払簿で管理すること。 ・Ⅱの第1に係る取組にあっては、穂木代、苗木代は除く。
	資機材費	・事業を実施するために直接必要なほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	
	消耗品費	○事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・消耗品費は物品受払簿で管理すること。
	ほ場整備費	○実証ほや育苗ほの整備に直接必要な以下の経費 ・土壌土層改良費（重機リース代・燃料費、深耕・整地費、土壌改良用資材費等） ・苗木代、苗木植栽費 ・用水、かん水設備等の整備費（揚水設備、散水設備、自動制御装置等の整備費）	・Ⅱの第1の1に係る取組にあっては、苗木代、苗木植栽費は除く。
	農業機械・設備・施設リース費	・事業を実施するために直接必要な農業機械・設備・施設のリース料に係る経費	・Ⅱの第1の2及び第2に係る取組に限る。 ・本別紙本体の第3を参照すること。
	改修費	・事業を実施するために直接必要な機械・設備・施設等の改修等に必要な経費	・Ⅱの第1の2に係る取組に限る。
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な支援対象者等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・支援対象者、支援対象者の代表者及び支援対象者に従事する者に対する謝金は認めない。

委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うにあたっては、第三者に委託することが必要、かつ、合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

注 1 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注 2 表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対象外とする。

- ・本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- ・補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

注 3 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。

- ・国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- ・農産物等の販売価格支持又は所得補てん
- ・新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

別添 1（第 2 の 3 の（2）のイ関係）

〇〇年産業務実施規程（業務実施方針）

年 月 日

実施要領別紙 3 のⅣの第 2 の 1 の果汁特別調整保管等対策事業の実施に関し、以下のとおり業務実施規程（又は業務実施方針）を定める。

1 対象果実

2 実施時期

〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで

3 実施方法

- （1）事業の内容
- （2）事業実施者
- （3）補助対象経費
- （4）補助条件

4 経費

5 その他

別添2（第2の5の（3）のア関係）

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所
応募団体名称
代表者氏名

○年度○○○事業及び○○○事業実施計画書

○年度○○○事業及び○○○事業を実施したいので、関係書類を添えて計画書を提出する。

（注）別添の事業実施計画書については、以下の事業ごとに作成すること。

- ① ○○○事業
- ② ○○○事業
- ③ ○○○事業
- ④ ○○○事業
- ⑤ ○○○事業
- ⑥ ○○○事業

事業実施計画書

事業名：

1 事業の概要

(1) 事業目的及び趣旨

(2) 事業内容

(3) 事業の成果目標と根拠

①成果目標

・
・
・

②目標の根拠（①を目標とする理由及び目標数値の設定根拠を記入）

・
・
・

(4) 事業実施体制及び事業実施者等との協力体制

2 事業の効果

(1) 事業の成果と活用、波及効果

3 事業内容

取組項目	目 的	内 容 (手法、時期、対象者など)	活動指標 (箇所数、回数、 参加者数など)

4 効果測定

事業成果目標	効果の測定方法

(注) 効果の測定方法は、事業目標の達成度を測る具体的な手法を記入すること。

5 事業効果

事業成果	成果の活用、波及効果等

(注) 想定される事業成果及びその活用、波及効果等について記入すること。

6 事業成果の公表

方法	公表時期	公表内容	備考

(注) 公表の方法、時期及び内容を簡潔に記入すること。

7 事業の委託

委託する事業の内容及びそれに要する経費	
委託先	
委託する理由	

(注) 委託する理由には、委託することが必要かつ合理的・効果的であることを明確に記入すること。

8 経費

取組項目	事業費（千円）	うち国費（千円）	備考
合 計			

(注) 3「事業内容」に記入した取組項目ごとに記入すること。

9 事業の構図等

提案事業全体の流れが分かる構図等をA4サイズ2枚以内に整理して添付すること

(注) 提案事業の戦略（方向性）、戦術（方法・施策）、目標数値及び連携団体等の役割など、それぞれの関係性や流れを分かりやすく図示したものとすること。

別添3-1(第2の5の(3)のイ関係)

○年度事業 果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業 交付決定額一覧

※本表は、事業実施主体が〇年度事業において交付決定した額等を記入すること。

[illegible]

業 事

[illegible]

別添3-2(第2の5の(3)のイ関係)

○年度事業 果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業 支出額一覧

※本表は、事業実施主体が〇年度事業において交付決定したもののうち、年度末現在において支出した額等を記入すること。

[illegible]

業

[illegible][illegible]

別添3-3(第2の5の(3)のイ関係)

○年度事業 果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業 未支出額一覧

※本表は、別添3-1の内容(交付決定額等)から別添3-2の内容(支出額等)を除いたものとする。

[illegible]

別添4-1(Ⅰの第1の1(6)のA関係)

〇〇年度 果樹経営支援対策事業実施計画(兼実績報告)兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書(兼確定報告)

都道府県名	産地協議会名

Ⅰ 農業者の概要

農業者氏名	農業者住所	農業者の位置づけ	果樹未収益期間支援事業 対象者申告(確定報告)欄	地域計画の 目標地図への位置付け
		担い手 ・ その他		

- (注) 1 生産者組織(特認団体も含む)が事業を実施する場合、「農業者氏名」の欄には代表者名を、「農業者住所」の欄には代表者等の住所を記入すること。
- 2 実施要領 別紙3のⅠの第1の2(8)のAに該当する場合、「果樹未収益期間支援事業対象者申告(確定申告)」の欄に「○」を記入すること。
- 3 農地中間管理機構が事業を実施する場合、「農業者」とあるのは、「農地中間管理機構」と読み替えるものとし、「農業者の氏名」の欄には当該農地中間管理機構の名称及び代表者名を、「農業者住所」の欄には、当該農地中間管理機構の所在地の住所をそれぞれ記入し、「農業者の位置付け」の欄にはその他に「○」を付すこと。
- 4 当該園地が地域計画の区域内であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な場合、「地域計画の目標地図への位置付け」の欄に「○」を記入すること。

Ⅱ 果樹経営支援対策事業の事業計画(実績)

園地 番号	園地の 所在地	転換元(現況)		転換先		事業内容	計画面積 (受益面積)		事業量	事業費 (定率助成事業)		助成単価 (定額助成事 業)	補助金			補助率	事業 着工 (予定) 年月日	事業 完了 (予定) 年月日	備考
		品目	(品種名)	品目	(品種名)		当該年度 完了(予定) 分	次年度 完了(予定) 分		当該年度 完了(予定) 分	次年度 完了(予定) 分		当該年度 完了(予定) 分	次年度 完了(予定) 分					
1	(特認事業を実施する理由)																		
	()	()	優良品目・品種等 への転換	(改植)	㎡	㎡	円	円	円/㎡	円	円	円							
				(新植)	㎡	㎡	円	円	円/㎡	円	円	円							
				(高接)	㎡	㎡	円	円		円	円	円							
			小規模園地整備			()	㎡	㎡	円	円		円	円	円					
			放任園地発生防止対策				㎡	㎡	円	円	円/㎡	円	円	円					
			用水・かん水施設の整備				㎡	㎡	円	円		円	円	円					
			指定法人特認事業 ()				㎡	㎡	円	円		円	円	円					
			代替園地での生産性回復に係る取組(推進事業)				㎡	㎡	円	円		円	円	円					
	小 計										円	円	円						
2	(特認事業を実施する理由)																		
	()	()	優良品目・品種等 への転換	(改植)	㎡	㎡	円	円	円/㎡	円	円	円							
				(新植)	㎡	㎡	円	円	円/㎡	円	円	円							
				(高接)	㎡	㎡	円	円		円	円	円							
			小規模園地整備			()	㎡	㎡	円	円		円	円	円					
			放任園地発生防止対策				㎡	㎡	円	円	円/㎡	円	円	円					
			用水・かん水施設の整備				㎡	㎡	円	円		円	円	円					
			指定法人特認事業 ()				㎡	㎡	円	円		円	円	円					
			代替園地での生産性回復に係る取組(推進事業)				㎡	㎡	円	円		円	円	円					
	小 計										円	円	円						
合 計	計			事業実施園地数				①定額分 (単価×面積 を記入)	②定率分 (事業費 を記入)	①+②									
				優良品目・品種等 への転換	(改植)	[園地]	㎡	㎡	円	円	円	円	円		円				
					(新植)	[園地]	㎡	㎡	円	円	円	円	円		円				
					(高接)	[園地]	㎡	㎡		円	円	円	円		円				
				小規模園地整備		[園地]	㎡	㎡		円	円	円	円		円				
				放任園地発生防止対策		[園地]	㎡	㎡	円	円	円	円	円		円				
				用水・かん水施設の整備		[園地]	㎡	㎡	円	円	円	円	円		円				
				指定法人特認事業		[園地]	㎡	㎡		円	円	円	円		円				
				代替園地での生産性回復に係る取組(推進事業)		[園地]	㎡	㎡		円	円	円	円		円				
				果樹未収益期間支援事 業の対象となる改植		[園地]	㎡	㎡	円		円	円	円		円				
						円	円	円	円	円	円								

- (注) 1 「転換元(現況)」、「転換先」の欄については、「事業内容」が優良品目・品種への転換もしくは優良品目・品種への転換と同時に小規模園地整備、用水・かん水施設の整備を実施する場合、「転換元(現況)」、「転換先」の欄にそれぞれの品目及び品種を記入すること。小規模園地整備、用水・かん水施設の整備のみを実施する場合(優良品目・品種への転換と同時に実施しない場合)は、「転換元(現況)」の欄にその品目及び品種を記入すること。
- なお、品目を記入する場合、うんしゅうみかんでは、極早生・早生・普通の別を、りんごでは普通栽培・わい化栽培の別を区分して記入すること。
- また、放任園地発生防止対策を実施する場合は、「転換元(現況)」の欄にその品目及び品種、「跡地利用」の欄に該当する作目名等を記入すること。
- 2 「事業内容」の欄については、小規模園地整備を実施する場合は、()書で「園内道の整備」、「傾斜の緩和」、「土壌土層改良」、「排水路の整備」のいずれかを記入すること。また、放任園地発生防止対策を実施する場合は、経営移譲年金の受給権取得条件や相続税及び贈与税の納税猶予条件等に十分留意すること。
- 3 「事業内容」の[]書は、本事業により整備する(した)園地数を記入すること。
- 4 「事業完了(予定)年月日」の欄には、産地協議会が都道府県法人等に対して「果樹経営支援対策事業実績(及び果樹未収益期間支援事業対象者確定)報告兼補助金支払請求書」を提出する年月日を記入すること。
- 5 「計画面積(受益面積)」、「事業費(定率補助事業)」及び「補助金」の欄の「当該年度完了(予定)分」及び「次年度完了(予定)分」の区分については、次のとおりとすること。
- ①「事業完了(予定)年月日」が申請年の12月31日までの取組は、「当該年度完了(予定)分」の欄に記入。
- ②「事業完了(予定)年月日」が申請年の翌年の1月1日以降の取組は、「次年度完了(予定)分」の欄に記入。
- 6 「事業量」の欄については、優良品目・品種等への転換(改植・新植)を実施する場合は、植栽する苗木の本数を、高接を実施する場合は、穂木の重量を、小規模園地整備(園内道の整備)を実施する場合は、延長、幅員を記入するなど、事業内容に応じた事業量を記入すること。また、「代替園地での生産性回復に係る取組」については、代替園地での栽培面積を記載するものとする。
- 7 補助率が定率助成のものは「事業費(定率助成事業)」の欄に事業費を、補助率が定額助成のものについては「助成単価(定額助成事業)」の欄に助成単価を記入すること。
- 8 「果樹未収益期間支援事業の対象となる改植・新植」の計画面積(受益面積)の欄には、同一年度内に完了する改植・新植面積が果樹未収益期間支援事業の下限面積(業務方法書に定める面積)以上の場合に記入し、補助金の欄には(面積×5.5万円/10a×4年間)を記入すること。
- 9 1園地で複数の事業内容を実施し、現行の様式で行が不足する場合は、必要に応じて行を追加すること。
- 10 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には小計及び合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」)を記入すること。
- 11 計画を変更する場合又は計画と実績が異なる場合、変更前(計画)と変更後(実績)を対比できるように、数値が異なる部分についてのみ変更前(計画)を括弧書きで上段に記入するとともに、合計の欄において変更前(計画)の数値、変更後(実績)の数値及び差額をそれぞれ三段書きで記入する。

園地 番号	跡地利用	園地集積		園地の 所有者	特例 農地	出作地
		集積時期	集積先(担い手)氏名			
		年 月				
		年 月				
		年 月				

- (注) 1 この表は、放任園地発生防止対策を実施する場合、または担い手以外の者が優良品目・品種への転換を実施する場合に記入すること。
- 2 放任園地発生防止対策を実施する場合は、植林等を行う作目名を「跡地利用」の欄に記入すること。
- 3 「集積時期」の欄は、担い手に園地を集積する場合、その予定時期を、「集積先氏名」の欄は集積先の担い手の氏名を記入すること。
- 4 転換等を実施しようとする果樹園の所有者が、転換計画作成者と異なる場合は、所有者の氏名を「園地の所有者」欄に記入すること。
- 5 現在、植栽されている品目・品種を伐採する果樹園が、農地に係る相続税の納税猶予制度又は生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予の適用を受けている農地である場合は「特例農地」の欄に○印を記入すること。
- 6 農業者の住所を管轄する産地協議会の区域外に当該果樹園がある場合、その所在地を管轄する産地協議会(生産出荷団体、市町村)の名称等を「出作地」の欄に記入すること。

代替園地での生産性回復に係る取組(推進事業)

・現状の状況

(自園地及び代替園地の状況を具体的に記入すること。)

自園地の所在地	転換面積	品目(樹形:)		代替園地の所在地	計画面積 (受益面積)	補助金	うち消費税	代替園地における収入	備 考
	m		() ()		m	円	円	円	
						円	円	円	
						円	円	円	
合 計						円	円	円	

- (注) 1 自園地の転換面積については、省力樹形等への転換かつ当該産地における当該品目の概ね1経営体当たりの平均栽培面積以上の取組であること。
- 2 品目(樹形:)については、自園地で転換する品目と省力樹形等の種類を記入すること。
- 3 代替園地の計画面積(受益面積)については、自園地の転換面積以下であること。
- 4 代替園地における収入には、代替園地において得られる収入の見込を記載すること。実績報告の際には代替園地において得られた収入を記載すること。
- 5 備考欄には、課税事業者・免税事業者の区分を記載すること。また、実績報告の際に初年度に得られた代替園地の収入を記載すること。

Ⅲ 添付資料

- (1) 事業実施園の配置図
- (2) 見積書(契約書)等

別添4-2(Ⅰの第1の1(6)のア関係)

〇〇年度 果樹経営支援対策推進事業実施計画(兼実施報告)

都道府県名: _____

支援対象者: _____

第1 事業計画総括表

事業種目名	事業内容	事業量	事業費	補助金	備 考
大苗育苗ほの設置			円 円 円 円	円 円 円 円	
省力技術サポート支援			円 円 円 円	円 円 円 円	
合 計			円	円	

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には小計及び合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」)を記入すること。

代替園地での生産性回復に係る取組については別添4-1果樹経営支援対策事業実施計画(兼実績報告)兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書(兼確定報告)に記載することとする。

第2 事業の実施方針

・地域の農業生産の概要

・事業実施の必要性及び目的

第3 事業の内容

大苗育苗ほの設置

・現状の状況

(問題点・課題を含めて記入すること。)

・目指すべき目標

(いつまでにどのような目標(数値化)を達成するのか具体的に記入すること。)

(1)大苗育苗ほの設置

設置場所	設置面積	大苗育苗する品目(品種:)		育苗する本数	管理主体	苗の配布(予定)農家数	必要な経費	うち消費税	備 考
			() ()				円 円 円 円	円 円 円 円	
	m ²			本		戸			
合 計							円	円	

- (注) 1 大苗育苗ほで育苗する品目(品種)はすべて記入すること。
2 「必要な経費」の欄は、ほ場借上費、苗木購入費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

(2)母樹園の設置

設置場所	設置面積 ㎡	母樹の品目(品種:)		母樹として栽植する本数 本	管理主体	穂の配布(予定)農家数 戸	必要な経費		備 考
			() ()				円	うち消費税 円	
							円	円	
							円	円	
							円	円	
							円	円	
合 計							円	円	

(注) 1 母樹として栽植する品目(品種)はすべて記入すること。
2 「必要な経費」の欄は、ほ場借上費、母樹購入費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

(3)その他()

					必要な経費		備 考
						うち消費税	
					円	円	
					円	円	
					円	円	
					円	円	
合 計					円	円	

(注) (1)～(2)の内容に該当しないものについては、(3)に必要な項目、その内容を記入すること。

省力技術サポート支援

・現状の状況

(産地の課題を含めて記入すること。)

・目指すべき目標

(省力樹形等の技術導入に向け、いつまでにどのような目標(数値化)を達成するのか具体的に記入すること。)

取組 (技術導入に向けた研修会等)	対象面積 (省力技術を導入する予定面積)	補助金額	備考
	a	円	
計			

注:経費積算の基礎等の根拠資料(旅費・謝金規程等)を提出すること。

第4 添付資料

- 果樹産地構造改革計画
- 実施要件を満たしていることがわかる資料(果樹共済加入推進協議会等の議事録等)
- 実績報告の際には、事業の実施状況が分かる資料を添付すること。

別添４－３（Ⅰの第１の１（６）のＡ関係）

番 号
年 月 日

社団法人〇〇県（道）果実生産出荷安定基金協会
理事長 殿
（〇〇〇産地協議会経由）

住 所
〇〇〇生産出荷組合
代 表 理 事 組 合 長

果樹経営支援対策事業実施計画（及び果樹未収益期間支援事業対象者）の
（変更）承認申請について

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、果樹経営支援対策事業実施計画（及び果樹未収益期間支援事業対象者）について関係書類を添えて（変更）承認申請します。

（注）別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 支援対象者から提出された果樹経営支援対策事業実施計画兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書（別添４－１）
- 2 支援対象者の住所地を区域内にもつ産地協議会が策定した果樹産地構造改革計画
- 3 2の果樹産地構造改革計画の承認文書
- 4 産地協議会の事前確認報告書
- 5 支援対象者の園地が区域内にある地域計画等※¹

※1 取組の対象とする園地が地域計画の目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実であることが確認できる資料を添付する。

※2 果樹経営支援対策推進事業実施計画の（変更）承認申請も、この様式に準じる。

別添４－４－１（Ⅰの第１の１（７）のア（ア）関係）

（支援対象者が直接提出する場合）

果樹経営支援対策事業（及び果樹未収益期間支援事業）補助金（変更）交付申請書

年 月 日

社団法人〇〇県(道)果実生産出荷安定基金協会
理事長 殿

住所
氏名

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、果樹経営支援対策事業（及び果樹未収益期間支援事業）補助金 円を交付されたく関係書類を添えて（変更）申請します。

（注） 別添書類として、果樹経営支援対策事業実施計画兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書（別添４－１）の写しを添付する。

※果樹経営支援対策推進事業の補助金（変更）交付申請も、この様式に準じる。

別添 4－4－2

生産出荷団体が支援対象者から委任を受けて代理申請する場合

年 月 日

社団法人〇〇県(道)果実生産出荷安定基金協会
理事長 殿

住 所
〇〇〇生産出荷組合
代 表 理 事 組 合 長

果樹経営支援対策事業（及び果樹未収益期間支援事業）補助金（変更）交付申請書

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、果樹経営支援対策事業（及び果樹未収益期間支援事業）補助金 円を交付されたく下記のとおり関係書類を添えて（変更）申請します。

記

- 1 支援対象者からの果樹経営支援対策事業（及び果樹未収益期間支援事業）補助金の受領に関する権限の委任を証する書面・・・別紙 1
- 2 支援対象者別の果樹経営支援対策事業（及び果樹未収益期間支援事業）補助金明細書・・・別紙 2

- (注) 1 農業協同組合長等がその他の農業者が組織する団体の委任を受けて代理申請する場合は、本様式の別紙に準じた実施計画、同意書及び支援対象者別明細書を添付する。
- 2 別添書類として、果樹経営支援対策事業実施計画兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書（別添 4－1）の写しを添付する。

果樹経営支援対策事業(及び果樹未収益期間支援事業)補助金(変更)明細書

番号	氏名	優良品目・品種への転換						省力樹形等への転換				小規模園地整備								放任園地発生 防止対策		用水・かん水施設の整 備		代替園地での 生産性回復に係る取組		果樹未収益期間支援事業 の対象となる改植・新植		補助金額合 計		
		改植		新植		高接		改植		新植		園内道の整備		傾斜の緩和		土壌土層改良		排水路の整備												
		計画面積 (受益面積)	補助金	計画面積 (受益面積)	補助金	計画面積 (受益面積)	補助金	計画面積 (受益面積)	補助金	計画面積 (受益面積)	補助金	計画面積 (受益面積)	補助金	計画面積 (受益面積)	補助金	計画面積 (受益面積)	補助金	計画面積 (受益面積)	補助金	計画面積 (受益面積)	補助金	計画面積 (受益面積)	補助金	計画面積 (受益面積)	補助金	計画面積 (受益面積)	補助金			
		m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	円
		m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	円
		m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	円
		m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	円
		m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	円
		m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	円
		m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	円
		m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	円
		m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	円
		m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	円
		m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	円
合計		m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円	円

(注)計画を変更する場合、変更前と変更後を対比できるように、変更前の数値を括弧書きで上段に記入するとともに、合計の欄において、変更前の数値を括弧書きで上段に、変更後の数値を中段に、その差額を括弧書きで下段に記載する。

別添４－５（Ⅰの第１の１（８）のＡ関係）

番 号
年 月 日

社団法人〇〇県（道）果実生産出荷安定基金協会
理事長 殿
（〇〇産地協議会経由）

住 所
〇〇〇生産出荷組合
組 合 長 理 事

果樹経営支援対策事業実績（及び果樹未収益期間支援事業対象者確定）報告
兼補助金支払請求書

実施要領別紙３のⅠの第１の１（８）のＡ（及び２（８）のＡ）、〇〇業務方法書及び貴協会の業務方法書に基づき、果樹経営支援対策事業の実績（及び果樹未収益期間支援事業対象者の確定）について別添のとおり報告します。

なお、併せて、補助金 円の支払を請求します。

※（また、請求のとおり支払われるときには、受領代理人〇〇（例えば、県信用農業協同組合連合会理事〇〇）あて支払われたく申し添えます。）

（注）１ 別添書類として以下のものの写しを添付する。

- （１） 果樹経営支援対策事業実績報告兼果樹未収益期間支援事業対象者確定報告（別添４－１）
 - （２） 果樹経営支援対策推進事業実績報告（別添４－２）
 - （３） 果樹経営支援対策事業に係る事後確認報告書
- ２ 果樹経営支援対策事業補助金の受領に関する権限と受領以外に関する権限とが異なる者に委任された場合には、※の箇所に、受領に関する権限の委任を受けた者の住所及び氏名を記入する。

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者氏名

○年度未来型果樹農業等推進条件整備事業補助金（変更）交付申請書

○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、貴協会の業務方法書第○条に基づき、未来型果樹農業等推進条件整備事業補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 経費の配分

区分	補助事業に 要する経費	負担区分		備考
		国（本年度国 庫補助金）	自己負担	
未来型果樹農業等推進条件 整備事業	円	円	円	
計				

注 備考欄には、消費税仕入れ控除税額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

- 3 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）
年 月 日

- 4 収支予算額（又は収支精算額）

(1)収入の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	円
自己負担金					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較		備考
			増	減	
未来型果樹農業等推進条件整備事業	円	円	円	円	円
計					

(注) 別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添書類として、未来型果樹農業等推進条件整備事業実施計画（別添 5－1 別添）の写しを添付する。

なお、計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧で二段書）した該当資料ページを添付して提出すること。

- 2 その他必要な書類

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者氏名

○年度未来型果樹農業等推進条件整備事業実績報告兼補助金支払請求書

貴協会の業務方法書に基づき、未来型果樹農業等推進条件整備事業の実績について別紙のとおり報告する。

また、併せて、下記のとおり未来型果樹農業等推進条件整備事業補助金 円の支払いを請求する。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 経費の配分

区分	補助事業に要する経費	負担区分		備考
		国（本年度国庫補助金）	自己負担	
未来型果樹農業等推進条件整備事業	円	円	円	
計				

注 備考欄には、消費税仕入れ控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

- 3 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）
年 月 日

- 4 収支精算額
- (1)収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	円
自己負担金					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較		備考
			増	減	
未来型果樹農業等推進条件整備事業	円	円	円	円	円
計					

(注) 別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添書類として、未来型果樹農業等推進条件整備事業実施計画（別添 5－1 別添）の写しを添付する。

なお、計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧で二段書）した該当資料ページを添付して提出すること。

- 2 その他必要な書類

別添５－３（Ⅰの第１の３（１）セ（ア）関係）

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者氏名

○年度未来型果樹農業等推進条件整備事業の実施状況の報告について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、未来型果樹農業等推進条件整備事業の実施状況について別添のとおり報告します。

（注）別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添の未来型果樹農業等推進条件整備事業実施状況確認シート
- 2 その他必要な書類

別添 5－3 別添

未来型果樹農業等推進条件整備事業（うち新産地育成型・既存産地改良型）
実施状況確認シート

都道府県名			
支援対象者名		代表者名	
目標年度	年度	（事業実施	年目）
対象品目・品種			
導入した技術名称及び概要 （省力樹形又は整列樹形・機械作業体系）			

1 成果目標の達成状況

--

注 成果目標は事業計画書と同じものとする。

基準年 (○年度)	目標 (○年度)	当該年の実績 (○年度)	達成率	備考
			(%)	

注 1 成果目標である 10a 当たりの作業時間当たり収穫量の単位は「t/時間」とすること。

2 実績及び達成状況の算出根拠となる資料を添付すること（事業により整備した園地における作業時間当たり収穫量、県・市町村の経営指標、試験場のデータ等）。

3 必要に応じて年度の欄は追加すること。

2 事業の取組状況

--

3 取組の総評

--

4 今後の課題と翌年度計画への反映状況

--

別添５－４（Ⅰの第１の３（１）ソ（ア）関係）

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者氏名

○年度未来型果樹農業等推進条件整備事業の目標達成状況の報告について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、未来型果樹農業等推進条件整備事業の目標達成状況について別添のとおり報告する。

（注）別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添の未来型果樹農業等推進条件整備事業目標達成状況確認シート
- 2 必要に応じて実施状況報告を添付すること
- 3 その他必要な書類

別添 5－4 別添

未来型果樹農業等推進条件整備事業（うち新産地育成型・既存産地改良型）
目標達成状況確認シート

都道府県名			
支援対象者名		代表者名	
目標年度	年度	（事業実施	年目）
対象品目・品種			
導入した技術名称及び概要 （省力樹形又は整列樹形・機械作業体系）			

1 成果目標の達成状況

--

注 成果目標は事業計画書と同じものとする。

基準年 (○年度)	目標 (○年度)	当該年の実績 (○年度)	達成率	備考
			(%)	

注 1 成果目標である 10a 当たりの作業時間当たり収穫量の単位は「t/時間」とすること。

2 実績及び達成状況の算出根拠となる資料を添付すること（事業により整備した園地における作業時間当たり収穫量、県・市町村の経営指標、試験場のデータ等）。

3 必要に応じて年度の欄は追加すること。

2 事業の取組状況

（1）未来型果樹農業等推進条件整備事業の実施状況

--

（2）取組の総評

--

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者氏名

○年度未来型果樹農業等推進条件整備事業（うち新産地育成型・既存産地改良型）
における改善計画について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、改善計画を実施することとしたいので、報告する。

記

- 1 改善計画の趣旨
- 2 事業で導入した省力樹形又は整列樹形、機械作業体系の内容及び取組の経過
- 3 成果目標が未達成である原因及び問題点
- 4 事業の実績及び改善計画

成果目標：○年度までに○○する。

事業開始後の状況			目標		改善計画		
基準年 (○年度)	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	目標 (○年度)	達成率 (%)	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	達成率 (%)

- 注 1 成果目標である作業時間当たり収穫量の単位は「t/時間」とすること。
- 2 成果目標を変更する場合は、計画時の数値を上段に（）を付し、下段に新たな目標値を記載すること。
- 3 改善計画の根拠となる資料を添付すること。

- 5 改善方策
- 6 改善計画を実施するための推進体制

果樹農業生産力増強総合対策

未来型果樹農業等推進条件整備事業
(新産地育成型・既存産地改良型)
実施計画(兼実績報告)書

都道府県名：

策定年度：

年度

目標年度：

年度

支援対象者名：

対象地域：

実施する取組(該当するものを○で囲む)：

新産地育成型

・

既存産地改良型

第1 事業実施体制

支援対象者名	
産地協議会名	
代表者名	
産地協議会の構成員	J A O O、〇〇市農業委員会、〇〇共済組合、農業生産法人〇〇、農地中間管理機構
事務局	J A O O
担当者： 住所： 電話番号： e-mailアドレス：	
関係機関による支援体制	都道府県、都道府県農業試験場、普及指導センター、市町村 等

第2 産地の概要

1 産地の概要

注 果樹の栽培、出荷状況、担い手の確保、労働力の確保等産地の現状と課題を記載すること。

2 栽培面積

(ha)

品目・品種	事業実施年度 又は前年度の面積	産地計画の目標設定年度の 目標面積（〇年度）

第3 本事業とは別の国費や県費等が投入された基盤整備事業との関連概要（※ 該当がある場合に記載）

新産地育成型の例）平成〇年度着工の〇〇地区での〇〇事業により、水田〇〇haが標準区画〇〇haに大区画化され、また、用排水路のパイプライン化とほ場内耕作道の設置により、ほ場間の移動をスムーズに行うことが可能な基盤が整備されている。本事業では、これに加え、令和〇年度までに〇〇（品目名）の省力樹形・機械作業体系を導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地の実現及び水田の高収益化を図る。

第4 事業実施方針

例) 基盤整備実施と並行し、りんご・なしの新植の準備として、早期成園化のための大苗を育成する。基盤整備が完了した園地から順次、新植を実施する。成園化までの間、幼木の管理作業を実施する。また、省力樹形の管理技術、作業機械の操作方法等を習得するための研修に取り組む。

第5 目標年度までの事業実施計画

1 目標年度

年度

2 目標年度までの本事業の実施面積

本事業を実施する 園地の場所	実施面積 (ha)	管理主体

注 目標年度までに、省力樹形又は整列樹形のいずれか及び機械作業体系を導入する面積について記載すること。

3 省力樹形又は整列樹形を導入する品目・品種

例) りんごの超高密植（ツールスピンドル）栽培、うんしゅうみかんの慣行栽培の整列樹形

注 本事業で取り組む品目、品種を記載すること。

4 導入する機械作業体系

例) スピードスプレイヤー、高所作業台車

注 本事業で導入する作業機械を記載すること。

5 導入する省力樹形（整列樹形）・機械作業体系により期待できる効果

注 導入する省力樹形（整列樹形）・機械作業体系の概要及び効果について分かる資料を添付すること。

6 目標年度までの事業実施計画

(1) 基盤整備事業

単位：ha、千円

区 分	1 年目 (事業開始年度)	○年目 (事業終了年度)	合 計
実施面積			
総事業費			
国庫補助金額			
自己負担額			

(2) 未来型果樹農業等推進条件整備事業（新産地育成型・既存産地改良型）

① 園地整備等の取組

単位：ha、千円

区 分		1 年目 (事業開始年度)	○年目	○年目	○年目	○年目 (目標年度)	合 計
小規模 園地整備 取組内容： ()	支 援 対 象 面 積						
	総 事 業 費						
	国 庫 補 助 金 額						
	自 己 負 担 額						
新 植 ／ 改 植	品目・品種名： ()	支援助対象面積					
		国庫補助金額					
	品目・品種名： ()	支援助対象面積					
		国庫補助金額					
用水・ かん水 施設の整備	支 援 対 象 面 積						
	総 事 業 費						
	国 庫 補 助 金 額						
	自 己 負 担 額						
特認事業 取組内容： ()	支 援 対 象 面 積						
	総 事 業 費						
	国 庫 補 助 金 額						
	自 己 負 担 額						
未収益期間 支援	支 援 対 象 面 積						
	国 庫 補 助 金 額						

注1：目標年度は、新植又は改植を行った年度の翌年度から起算して8年以内とすること。

2：事業開始年度は、②の未来型果樹農業等推進条件整備事業の事業開始年度と同一年度とすること。

3：小規模園地整備を実施する場合は、取組内容の（ ）内に「園内道の整備」、「傾斜の緩和」、「土壌土層改良」、「排水路の整備」のいずれかを記入すること。

4：事業実施主体特認事業を実施する場合は、取組内容の（ ）内に当該特認事業の名称を記入すること。

② 早期成園化、経営継続・発展、機械・設備導入の取組

区 分			1年目 (事業開始年度)	○年目	○年目	○年目	○年目 (目標年度)	合 計
早期成園化、 発展に係る取組・ 経営の継続・	大苗 の 育成	育苗ほの面積						
		支援対象面積						
		国庫補助金額						
	代替農地での 営農	営農面積						
		支援対象面積						
		国庫補助金額						
	省力技術研修	支援対象面積						
		国庫補助金額						
	機械・施設 等導入、 機械・施設 リース導入 導入内容： ()	支援対象面積						
		総事業費						
		国庫補助金額						
		自己負担額						

注：未収益期間支援、大苗の育成、代替農地での営農及び省力技術研修に係る補助金額については、事業開始年度から目標年度までの新植・改植面積の合計を基に算出すること。

7 成果目標値（事業により整備する園地における、10a当たりの作業時間当たり収穫量の向上）

	作業時間 当たり収穫量	事後評価の検証方法（※定量的な検証ができること。）
基準年（a）（○年度）		
事業実施年（○年度）		
○年目（b）（○年度）		
達成率(a/b) %		
○年目（c）（○年度）		
達成率(a/c) %		
目標（d）（○年度）		
達成率(a/d) %		

注1 単位は「t/時間」とし、現状値からの向上を図ることとする。

2 実績及び達成状況の算出根拠となる資料を添付すること（事業により整備した園地における作業時間当たり収穫量、県・市町村の経営指標、試験場のデータ等）。

3 育成期間中であり、収穫作業が発生しない年度は記載不要。

4 必要に応じて年度の欄は追加すること。

第6 本年度の申請・取組内容

1 園地整備等の取組

添付「未来型果樹農業等推進条件整備事業（新産地育成型・既存産地改良型）のうち園地整備等の取組計画（兼実績報告）」のとおり。

注：添付様式は「別添4-1」を準用すること（ただし、様式のうち「放任園地発生防止対策」欄は削除する）。

2 早期成園化や経営の継続・発展に係る取組

（1）大苗の育成

対象品目名	対象面積 （新植・改植面積を 上限）	補助金額 （対象面積×20万円 /10a）	備 考
	ha	円	
計			

注：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること（以下1及び2（1）において同じ）。

(2) 代替農地での営農

対象品目名 (代替農地で取り 組む品目)	改植面積 (A)	改植により 途絶する収益(B)	代替農地での 目標収益(C)	対象面積 (A)*((C)/(B)) (改植面積 を上限)	補助金額 (対象面積× 28万円/10a)	備考
	ha	円	円	ha	円	
計						

注：「改植により途絶する収益」及び「代替農地での目標収益」について、裏付けとなる参考データを添付すること。

(3) 省力技術の研修

取組（技術導入調 査・講習会等）	対象面積 (改植面積の うち省力技術を 導入する面積)	補助金額 (対象面積× 3万円/10a)	備考
	ha	円	
計			

注：省力技術の導入に向けて、産地における現状と課題、目指すべき目標を整理した資料を添付すること。

3 機械・施設等の導入、機械・施設のリース導入

(1) リース導入に必要な費用

リース期間	内容	リースする機械・施設 (能力、台数)等	必要な経費			備考
				うち国費	その他	
			円	円	円	
合 計			円	円	円	

(2) リース内容

品目名	機械・施設名	仕 様 製造会社名 型 式	台数	管理者	保管・設置場所	備 考

注 対象機械が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記載すること。

(3) 農業機械・施設をリースする場合の対象機械の決定の根拠

機械名	リース物件価格（千円）	リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠	備 考

注1 「リース物件価格（千円）」の欄には、リースする農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（税抜価格））を記載すること。

注2 「リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記載すること。

(4) リース機械の納入業者の選定方法の計画

入札方式（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備 考
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注 「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記載すること。

(5) 農業機械のリース料等

リース期間	開始月～終了月（※１）		年	月	～	年	月	（月）	備 考	
	リース借受日から○年間（※２）							（年）		
リース物件取得予定価格（消費税抜き）			①						（円）	
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）			②						（円）	
リース料助成申請額			③						（円）	
リース諸費用（消費税抜き）			④						（円）	
消費税			⑤						（円）	
事業実施主体負担リース料（消費税込み）①－②－③＋④＋⑤								（円）		
リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること（使用した算式に○を記入すること）。										
I リース物件価格 × リース期間 / 耐用年数 × 1/2					II （リース物件価格 － 残存価格） × 1/2					

注1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。

2 リース事業者の見積書の写し（実績報告では契約書の写し）等を添付すること。

3 複数の農業機械をリース導入する場合、表を追加し、機械ごとに記載すること。

4 別紙のチェック票を添付すること。

(6) その他機械・施設、資材の導入

導入する機械・施設、資材	事業費	負担区分			備考
		国庫補助	自己負担	その他	
	円	円	円	円	
合 計					

注1 「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

2 事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

第7 活動評価と改善の方法

1 評価体制

(例) 協議会の下に〇〇、××、□□から構成される評価委員会を設置し、毎年度ごとに各取組の実施状況について評価を行い、代表者に報告するものとする。

2 評価に対する改善

(例) 協議会の代表者は、評価委員会に改善を要するとされた取組について、改善計画を作成するものとする。

第8 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区 分	事業費	負担区分			備考
		国庫補助	自己負担	その他	
	円	円	円	円	
1 園地整備等					
2 大苗の育成					
3 代替農地での営農					
4 省力技術研修					
5 機械・施設等の導入、機械・施設のリース導入					
合 計					

注1 「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

2 1及び5については、事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
自己資金					
その他					
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
未来型果樹農業等推進条件整備事業 （うち新産地育成型・既存産地改良型）	円	円	円	円	
合 計					

注 経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

第9 事業完了予定（完了）年月日

年	月	日
---	---	---

チェック票

- 1 入札や相見積もりはどなたが行いましたか。
- ① 自身で行った
- ② J Aを通じて行った
- ③ 農機販売店を通じて行った
- ④ 市町村を通じて行った
- ⑤ リース会社を通じて行った
- ⑥ 輸入代理店を通じて行った
- ⑦ 協議会が行った
- ⑧ その他 ()
- 2 入札や相見積もりの際に助成金を活用することを明らかにしましたか。
- ① 明らかにしなかった
- ② 明らかにした
- 3 入札や相見積もりを行う際にメーカーや機種を指定しましたか。また、指定をされた方はその理由を教えてください。
- ① 指定していない
- ② 複数メーカーを指定した
- ③ メーカーを一社のみ指定した
- ④ 機種を指定した
- 指定した理由：
- 4 入札や相見積もりの結果は、助成金を活用せずに購入する場合に想定される価格と比較してどのように感じましたか。また、その理由をどのように考えましたか。
- 想定していた価格： 円
- ① ほとんど変わらなかった
- ② 高かった
- 高かった理由：
- ③ 安かった
- 安かった理由：
- ④ わからない

＜裏面につづく＞

- 5 リース会社の選定はどのように行いましたか。
- ① 従来から利用しているリース会社を選定した
 - ② 複数社のリース手数料を確認して割安な会社を選定した
 - ③ JA等から斡旋されたリース会社を選定した
 - ④ 近隣に営業所があるリース会社を選定した
 - ⑤ その他 ()
- 6 リース手数料の内容について、リース会社から説明を受けましたか。
- ① 受けた
 - ② 受けていない
- 7 リース手数料について、引き下げ交渉を行いましたか。
- ① 引き下げ交渉は行っていない
 - ② 引き下げ交渉を行い、当初の提示よりも引き下げてもらった
 - ③ 引き下げ交渉を行ったが、当初の提示どおりだった

～以下は購入先の販売店から聞き取って記入してください。～

- 8 導入する農業機械の定価及び平均的な販売価格（実売価格、本体部分のみ、税抜き）、入札・相見積もり時の価格が実売価格と比較し、5%以上高い場合はその理由

(単位：円)

定価	実勢価格	導入価格	実売価格と比較し5%以上高い理由

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者氏名

○年度果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業補助金（変更）交付申請書

○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、貴協会の業務方法書第○条に基づき、果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 経費の配分

区分	補助事業に 要する経費	負担区分		備考
		国（本年度国 庫補助金）	自己負担	
果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業	円	円	円	
計				

注 備考欄には、消費税仕入れ控除税額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

- 3 事業完了予定年月日
年 月 日

- 4 収支予算額（又は収支精算額）

(1)収入の部

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	円
自己負担金					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較		備考
			増	減	
果樹型トレーニング ファーム推進条件整備事業	円	円	円	円	円
計					

(注) 別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添書類として、果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業実施計画（別添 6－1 別添）の写しを添付する。

なお、計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧で二段書）した該当資料ページを添付して提出すること。

- 2 その他必要な書類

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者氏名

○年度果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業実績報告兼補助金支払請求書

貴協会の業務方法書に基づき、果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業の実績について別紙のとおり報告する。

また、併せて、下記のとおり果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業補助金 円の支払いを請求する。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 経費の配分

区分	補助事業に要した経費	負担区分		備考
		国（本年度国庫補助金）	自己負担	
果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業	円	円	円	
計				

注 備考欄には、消費税仕入れ控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

- 3 事業完了年月日
年 月 日

- 4 収支精算額
- (1) 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	円
自己負担金					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較		備考
			増	減	
果樹型トレーニング ファーム推進条件整備事業	円	円	円	円	円
計					

(注) 別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添書類として、果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業実施計画（別添 6－1 別添）の写しを添付する。

なお、計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧で二段書）した該当資料ページを添付して提出すること。

- 2 その他必要な書類

別添 6－3（Ⅰの第1の4（11）ア関係）

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者氏名

○年度果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業の実施状況の報告について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業の実施状況について別添のとおり報告します。

（注）別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添の果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業実施状況確認シート
- 2 その他必要な書類

果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業
実施状況確認シート

都道府県名			
支援対象者名		代表者名	
事業開始年度	年度		
目標年度	年度	(事業実施 年目)	
対象品目・品種			
取組内容 (園地整備や 研修等の内容)			

1 成果目標の達成状況

--

注 成果目標は事業計画書と同じものとする。

	目標 (○年度)	当該年度の実績 (○年度)		備考
確保する(した) 新規参入者等の数				

注 1 実績及び達成状況の根拠となる資料を添付すること。

2 必要に応じて年度の欄は追加すること。

2 事業の取組状況

--

3 取組の総評

--

4 今後の課題と翌年度計画への反映状況

--

別添 6－4（Ⅰの第1の4（12）ア関係）

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者氏名

○年度果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業の目標達成状況の報告について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業の目標達成状況について別添のとおり報告する。

（注）別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添の果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業目標達成状況確認シート
- 2 必要に応じて実施状況報告を添付すること
- 3 その他必要な書類

果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業
目標達成状況確認シート

都道府県名			
支援対象者名		代表者名	
事業開始年度	年度		
目標年度	年度	(事業実施 年目)	
対象品目・品種			
取組内容 (園地整備や 研修等の内容)			

1 成果目標の達成状況

--

注 成果目標は事業計画書と同じものとする。

	目標 (○年度)	当該年度の実績 (○年度)		備考
確保する(した) 新規参入者等の数				

注 1 実績及び達成状況の根拠となる資料を添付すること。

2 必要に応じて年度の欄は追加すること。

2 事業の取組状況

(1) 事業の実施状況

--

(2) 取組の総評

--

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者氏名

○年度果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業
における改善計画について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、改善計画を実施することとしたいので、報告する。

記

- 1 改善計画の趣旨
- 2 事業の内容及び取組の経過
- 3 成果目標が未達成である原因及び問題点
- 4 事業の実績及び改善計画

成果目標：○年度までに新規参入者数等を○名確保する。

事業開始後の状況			目標 (○年度)		改善計画		
基準年 (○年度)	1 年目 (○年度)	2 年目 (○年度)			1 年目 (○年度)	2 年目 (○年度)	

注
改善計画の根拠となる資料を添付すること。

- 5 改善方策
- 6 改善計画を実施するための推進体制

果樹農業生産力増強総合対策

果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業
実施計画（兼実績報告）書

都道府県名：

事業実施期間：

～

年度

目標年度：

年度

計画策定年度：

年度

支援対象者名：

対象地域：

第1 事業実施体制

支援対象者名 (整備園地の運用主体)	
代表者名	
担当者： 住所： 電話番号： e-mailアドレス：	

第2 産地の概要

1 産地の概要

--

注 果樹の栽培、出荷状況、担い手の確保、労働力の確保等産地の現状と課題を記載すること。

2 果樹の栽培面積

(ha)

品目・品種	事業開始年度 又は前年度の面積 (〇年度)	産地計画の目標設定年度の 目標面積 (〇年度)

3 対象地域の産地協議会の概要

産地協議会名	
代表者名	
産地協議会の構成員	J A 〇〇、〇〇市農業委員会、〇〇共済組合、農業生産法人〇〇、農地中間管理機構
事務局	J A 〇〇
担当者： 住所： 電話番号： e-mailアドレス：	

第3 事業実施方針

例)産地の担い手不足解消に向け、離農希望者の園地を活用した新規就農者等を受け入れるためのトレーニングファームを整備し、就農希望者を対象に先輩農業者や外部講師による技術研修を実施する。事業実施に当たっては、就農支援機関である市役所及びＪＡの就農支援と一体的に取り組む。

第4 成果目標

	目標	直近3か年の実績		
	○年度	○年度	○年度	○年度
確保する(した) 新規就農者等の数				

注1:「新規就農者等」とは、新規参入者、新規自営農業就農者、新規雇用就農者及び研修中の者をいう。

注2: 目標年度は、事業開始年度の3年後以内とすること。

第5 産地における新規就農者等の確保・定着に向けた取組計画

※ 支援対象者の対象地域において、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記4 サポート体制構築事業 第5の3のサポート体制計画を策定済みであり、かつ果樹を支援対象としている場合は、当該計画を添付することで本項の記載に代えることができる。

1 新規就農者等の育成方針（就農希望者に向けたサポート内容）

注：産地が求める新たな担い手像及びそうした担い手に育成するために産地が行うサポートの内容について記載すること。

2 産地のサポート体制（関係機関と役割分担）

支援分野	担当機関・部署名	支援分野	担当機関・部署名
技術・経営指導		販路支援	
農地確保支援		生活に係る支援 (住居、子育て等)	
期間・施設等の 確保支援		事務局・全体調整	
資金相談		園地管理	
農業者による指導		その他(〇〇)	

3 新規就農者等の確保の取組

--

注：新規就農者等を確保するために実施する産地の取組について記載すること。

4 本事業とは別の新規就農者等支援に係る国費等の活用実績又は予定（※ 産地において該当がある場合に記載）

事業名	事業の所管	実施年度	取組の内容

第6 目標年度までの事業実施計画及び園地の運用計画

1 事業実施計画（実績）

単位：ha、千円

区 分			○年度 (事業開始年度)	○年度	○年度	○年度 (目標年度)	合 計	備考
小規模園地整備等	小規模園地整備 取組内容： ()	支援対象面積						
		総事業費						
		国庫補助金						
		自己負担						
		その他						
	用水・かん水設備の整備	支援対象面積						
		総事業費						
		国庫補助金						
		自己負担						
		その他						
	特認事業 取組内容： ()	支援対象面積						
		総事業費						
		国庫補助金						
		自己負担						
		その他						
改植 取組内容： ()	品目・品種名： ()	支援対象面積						
		国庫補助金						
	品目・品種名： ()	支援対象面積						
		国庫補助金						
改植後の幼木管理	支援対象面積							
	国庫補助金							
省力技術研修	支援対象面積							
	国庫補助金							
技術指導・園地管理		国庫補助金						

注1：小規模園地整備を実施する場合は、取組内容の（ ）内に「園内道の整備」、「傾斜の緩和」、「土壌土層改良」、「排水路の整備」のいずれかを記入すること。

注2：事業実施主体特認事業を実施する場合は、取組内容の（ ）内に当該特認事業の名称を記入すること。

注3：部分改植を実施する場合は、取組内容の（ ）内に「改植」、「新植」のいずれかを記入すること。

注4：整備園地の規模が新規就農者等の育成計画に見合ったものであることを示す資料を添付すること。

2 整備園地の運用計画（実績）

（１）整備園地全体の運用方針

例）整備園地の運用主体は、支援対象者である〇〇とする。園地は、令和７年度に園内道及び用水・かん水設備の整備を実施し、令和８年度から就農希望の研修生用のトレーニングファームとして運用する。研修用として２年間運用した後の令和１０年度以降は、希望者に園地の一部をリース分譲する。

注：整備する園地の運用主体、運用の方法（研修利用、新規就農者等へのリースや譲渡等の計画）や工程について記載すること。

（２）整備園地全体の運用計画及び工程

〇年度 （事業開始年度）	例）5,000㎡の園地を対象に園内道、用水・かん水設備の整備を実施する。
〇年度	例）〇年度に整備した園地について、就農希望者用のトレーニングファームとして運用を開始し、研修生を受け入れる。また、新たに5,000㎡の園地整備を実施する。
〇年度	例）整備園地10,000㎡をトレーニングファームとして運用するとともに、希望者に対して園地のリースを開始する。
〇年度 （目標年度）	例）整備園地のうち5,000㎡を引き続きトレーニングファームとして運用し、5,000㎡をリース分譲する。

注：各年度における運用計画について記載すること。

（３）整備園地の管理方針及び方法

例）整枝・剪定等研修生が習得までに時間を要する技術については、産地内の園地管理が可能な技能を持つ人材等へ委託を行い、段階を経て管理を研修生へ移行していく。

園地の管理者	研修生	研修生以外（委託）
〇年度 （事業開始年度）	例）除草	例）整枝・剪定、施肥、農薬散布
〇年度	例）除草、施肥	例）整枝・剪定、農薬散布
〇年度	例）除草、施肥、農薬散布	例）整枝・剪定、農薬散布
〇年度 （目標年度）	例）除草、整枝・剪定、施肥、農薬散布	

注：未来型果樹農業等推進条件整備事業（担い手育成型）にあっては記入しないこと。

(4) 各整備園地の運用計画

園地 番号	園地の所在地	品目	品種名	面積 (㎡)	整備の内容及び実施年度	運用方法	リース又は譲渡の場合 はその相手及び予定年 度
例)	〇〇市〇〇町大字〇〇字〇〇	ぶどう	シャインマスカット	5,000	・園内道 (R5) ・用水・かん水設備 (R5)	研修、 リース	果樹太郎 (R8)
1							
2							
3							

注1: 「整備の内容及び実施年度」欄は、本事業で整備する内容を記載し、カッコ書きで実施年度を記載すること。

注2: 「運用方法」欄は、研修、リース、譲渡、その他のうち該当するものを記載すること。

注3: リース又は譲渡の相手は、計画段階で未定の場合は「〇年度研修参加者」等、リース又は譲渡先の目処を記載すること。

(5) 本事業とは別の国費や県費等が投入された事業との関連概要 (※ 整備園地において該当がある場合に記載)

該当園地	事業名	事業の所管	実施年度	整備の内容

注1: 「該当園地」欄は、(3)の園地番号を記載すること。

注2: 「事業の所管」欄は、省庁や地方公共団体等の名称を記載すること。

注3: 「整備の内容」欄は、整備対象の設備等を具体的に記載すること。

第7 本年度の申請・取組内容

1 小規模園地整備等、部分改植、幼木管理

添付「果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業のうち園地整備等の取組計画（兼実績報告）」のとおり。

注：添付様式は「別添4-1」を準用すること（ただし、様式のうち「放任園地発生防止対策」、「代替園地での生産性回復に係る取組（推進事業）」欄は削除する）。

2 省力技術研修

取組 (技術導入調査・講習会等)	対象面積 (園地整備する 面積)	補助金額 (対象面積× 3万円/10a)	備考
	ha	円	
計			

注：省力技術の導入に向けて、産地における現状と課題、目指すべき目標を整理した資料を添付すること。

3 技術指導及び園地管理

委託者	例) 産地内の農業者
委託する園地管理の作業	例) 整枝・剪定、施肥、農薬散布
必要な経費	例) 謝金〇〇円、旅費〇〇円、役務費〇〇円、管理経費〇〇円（肥料、農薬）

第8 活動評価と改善の方法

1 評価体制

例) 協議会の下に〇〇、××、□□から構成される評価委員会を設置し、毎年度ごとに各取組の実施状況について評価を行い、代表者に報告するものとする。

2 評価に対する改善

例) 支援対象者は、評価委員会に改善を要するとされた取組について、改善計画を作成するものとする。

第9 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区 分	事業費	負 担 区 分			備考
		国庫補助	自己負担	その他	
	円	円	円	円	
1 小規模園地整備等					
2 部分改植					
3 改植後の幼木管理					
4 省力技術研修					
5 技術指導・園地管理					
合 計					

注1:「事業費」欄は、定額補助分については補助金額を事業費の額として計上すること。

2:1については、事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
自己資金					
その他					
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業	円	円	円	円	
合 計					

注：経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

第10 事業完了予定（完了）年月日

年	月	日
---	---	---

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者指名

○年度優良苗木生産推進事業補助金（変更）交付申請書

○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、貴協会の業務方法書第○条に基づき、優良苗木生産推進事業補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的及び内容
2 経費の配分

区分	補助事業に 要する経費	負担区分		備考
		国（本年度国 庫補助金）	自己負担	
優良苗木生産推進事業	円	円	円	
計				

注 備考欄には、消費税仕入れ控除税額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

- 3 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）
年 月 日

4 収支精算額（又は収支精算額）

(1)収入の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	円
自己負担金					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較		備考
			増	減	
優良苗木生産推進事業	円	円	円	円	円
計					

(注) 別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添書類として、優良苗木生産推進事業実施計画（別添 7－1 別添）の写しを添付する。
なお、計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧で二段書）した該当資料ページを添付して提出すること。
- 2 その他必要な書類

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者指名

○年度優良苗木生産推進事業実績報告兼補助金支払請求書

貴協会の業務方法書に基づき、優良苗木生産推進事業の実績について別紙のとおり報告する。
また、併せて、下記のとおり優良苗木生産推進事業補助金 円 の支払いを請求する。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 経費の配分

区分	補助事業に要 する経費	負担区分		備考
		国（本年度国 庫補助金）	自己負担	
優良苗木生産 推進事業	円	円	円	
計				

注 備考欄には、消費税仕入れ控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち
国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税
額」とそれぞれ記載すること。

- 3 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）
年 月 日

- 4 収支精算額
(1)収入の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	円
自己負担金					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較		備考
			増	減	
優良苗木生産推進事業	円	円	円	円	円
計					

(注) 別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添書類として、優良苗木生産推進事業実施計画（別添 7－1 別添）の写しを添付する。
なお、計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧で二段書）した該当資料ページを添付して提出すること。
- 2 その他必要な書類

別添 7－3（Ⅱの第1の1（13）ア関係）

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者指名

○年度優良苗木生産推進事業の実施状況の報告について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、優良苗木生産推進事業の実施状況について別添のとおり報告します。

（注）別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添の優良苗木生産推進事業実施状況確認シート
- 2 その他必要な書類

優良苗木生産推進事業実施状況確認シート

都道府県名			
支援対象者名		中核機関 及び代表 者名	
目標年度	年度	(事業実施	年目)

注：支援対象者が苗木生産者の場合は、中核機関の記載は不要。

1 事業の実施状況

育苗ほの設置場所	ほ場 面積 (a)	管理 主体名	品目	品種名	品種 登録 の 有無	育苗状況		備 考
						前年 (年度)	事業実施後 ○年目 (年度)	

注：適宜、行等を追加して記入すること。

2 事業の取組状況

優良苗木生産推進事業の取組状況

--

3 取組の総評

--

4 今後の課題と翌年度計画への反映状況

--

別添 7－4（Ⅱの第1の1（14）ア関係）

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者指名

○年度優良苗木生産推進事業の目標達成状況の報告について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、優良苗木生産推進事業の目標達成状況について別添のとおり報告する。

（注）別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添の優良苗木生産推進事業目標達成状況確認シート
- 2 必要に応じて実施状況報告を添付すること
- 3 その他必要な書類

優良苗木生産推進事業目標達成状況確認シート

都道府県名			
支援対象者名		中核機関 及び代表 者名	
目標年度	年度	(事業実施	年目)

注：支援対象者が苗木生産者の場合は、中核機関の記載は不要。

1 成果目標の達成状況

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
検証方法及び達成状況	

育苗ほの設置場所	ほ場面積 (a)	管理 主体名	品目	品種名	計画		実績	
					事業実施後3年目		事業実施後3年目	
					(目標年) (年度)	うち 出荷本数	(目標年) (年度)	うち 出荷本数

注：適宜、行等を追加して記入すること。

2 事業の取組状況

(1) 優良苗木生産推進事業の取組状況

--

(2) 取組の総評

--

別添 7－5（Ⅱの第1の1（14）イ関係）

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者指名

○年度優良苗木生産推進事業における改善計画について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、改善計画を実施することとしたいので、報告する。

記

- 1 改善計画の趣旨
- 2 事業で借り上げ、整備した育苗ほ場での苗木生産の状況及び取組の経過
- 3 成果目標が未達成である原因及び問題点
- 4 事業の実績及び改善計画

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
検証方法及び達成状況	

育苗ほ の設置 場所	ほ場 面積 (a)	管理 主体名	品目	品種名	目標の達成状況		改善計画			
					事業実施後3年目		1年目		2年目	
					(目標年) (年度)	うち 出荷 本数	(年度)	うち 出荷 本数	(目標年) (年度)	うち 出荷 本数

注：適宜、行等を追加して記入すること。

- 5 改善方策
- 6 改善計画を実施するための推進体制

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者指名

○年度優良苗木生産推進事業収益状況報告書

○年度において、補助金の交付決定があった優良苗木生産推進事業に関する 年度の収益の状況
について、貴協会の業務方法書第○条に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業の目的及び内容	円
2 補助事業の成果の企業化による収益額	円
3 補助事業に関して支出された総額	円
4 企業化に係る総費用	円
5 補助金の確定額	円
6 前年度までの収益納付額	円
7 本年収益納付額	円

（注）各項目の算出の根拠となる資料を添付すること

果樹農業生産力増強総合対策

優良苗木生産推進事業実施計画（兼実績報告）書

都道府県名：

事業実施年度：

年度

目標年度：

年

支援対象者名：

対象地域：

第1 事業実施体制
支援対象者の概要

中核機関	
中核機関代表者名	
コンソーシアムの構成員	〇〇県、〇〇産地協議会、□□産地協議会、△△種苗（種苗会社）
事務局	〇〇産地協議会（ＪＡ〇〇）
担 当 者 :	
住 所 :	
電 話 番 号 :	
e-mailアドレス :	
会計担当者	〇〇産地協議会（ＪＡ〇〇）
担 当 者 :	
住 所 :	
電 話 番 号 :	
e-mailアドレス :	
苗木生産者	〇〇株式会社
氏名及び住所（法人の場合には名称及び代表者の氏名）	
取り扱う指定種苗の種類（野菜、果樹、花き等の作物区分）	
営業所の所在地	
苗木生産施設（ほ場）の所在地	
生産を行っている主な品目・品種	

注1：苗木生産コンソーシアムの場合は、推進体制がわかる資料を添付すること。

2：産地協議会については、果樹産地構造改革計画を添付すること。

3：支援対象者が苗木生産者の場合は、苗木生産者の欄のみ記載すること。この場合、担当者の氏名、電話番号、e-mailアドレスを記入すること。

第2 事業の実施について

1 事業実施方針

--

注1：現状の問題点を踏まえて、事業の実施方針を記入すること。

2：苗木生産コンソーシアムの苗木生産者については、地域内の業者を基本とするが、地域外（県外）の業者の場合はその理由を記入すること。

3：支援対象者が苗木生産者の場合は、苗木の供給先（生産出荷団体等）及び当該供給先が構成員となっている産地協議会名を記入すること。
併せて、当該産地協議会の果樹産地構造改革計画を添付すること。

2 成果目標

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
事後評価の検証方法	

3 苗の生産を必要とする品種

協議会名	品目名	品種名	現在の栽培面積 (年度)	事業実施後 3年目の 改植面積 (年度)	苗木の必要 本数		備考
						うち本事業で の供給本数	
	計						
	計						
	合計						

注1：品目・品種は産地計画で「生産を振興する品目・品種」に位置づけられたもののうち本事業で生産する品目・品種について記入すること。

2：栽培面積の現在の欄は、事業を実施する年度の面積を記入すること。

3：備考には、苗の生産が必要な理由（省力樹形導入のためフェザー苗が必要、新品種の導入等）を記入すること。

4：適宜、行等を追加して記入すること。

4 苗木の生産計画

育苗ほの設置場所	ほ場面積 (a)	管理主体名	品目	品種名	品種登録の有無	育苗本数				備考
						事業実施後1年目 (年度)	事業実施後2年目 (年度)	事業実施後3年目 (目標年) (年度)	うち出荷本数	
例)	50	△△種苗	りんご	M9(台木)		100	100	100		〇〇と接ぐ台木のため出荷はしない
			りんご	〇〇(フェザー苗)	有		100	100	100	

注1:「設置場所」の欄は、苗木生産ほを設置する市町村名・地域名を、特定の機関の敷地内に設置する場合には機関名を記入すること。

2: 生産する品目・品種は、コンソーシアムを構成する産地協議会が産地計画において「生産を振興する品目・品種」とすること。ただし、台木の生産を行う場合を除く。

3: 管理主体名は、苗木生産ほに関する責任者名(又は管理する機関名)を記入すること。

4: 生産する苗が登録品種であれば、「品種登録の有無」の欄に「有」を記入すること。

5: 登録品種の場合、備考欄に育成者の許諾を受けるなど増殖に問題がない旨を記入すること。

6: 品種名には()書きで、出荷する予定の苗の状態(例:フェザー苗、1年生苗等)を記入すること。

7: 台木を生産する場合は、備考に接ぎ木する品種を記入すること。

8: 目標年の出荷本数と3の「うち本事業での供給本数」は整合をとること。一致しない場合理由を備考に記入すること。

9: 適宜、行等を追加して記入すること。

5 栽培実証ほの管理・作業の内容

育苗ほの設置場所	品種名	作業内容			備考
		事業実施後1年目	事業実施後2年目	事業実施後3年目	

注1: 苗木生産期間中における主な管理・作業等について記入すること。

2: 年ごとの管理・作業等が分かるように記入すること。

3: 適宜、行を追加して記入すること。

第3 取組内容

1 検討会の開催

開催時期	内容	参加人数・対象	場所	必要な経費（円）			備考
					うち国費	その他	
合計							

2 苗木育苗ほの設置

(1) 苗木生産ほ場借り上げ代

育苗ほの設置場所	面積（a）	必要な経費（円）			備考
			うち国費	その他	
合計					

注：複数年(3年相当分を越えないこと)を計上する場合、実績報告の際には、2年目以降の経費については、領収書(写)等を添付すること。

(2) 苗木生産ほ場整備費

育苗ほの設置場所	機械・施設（能力、台数）等	必要な経費（円）			備考
			うち国費	その他	
合計					

注：ほ場毎に記入すること。

(3) 省力樹形用苗木の育成

対象品目名	対象面積 (改植・新植面積 を上限)	補助金額 (対象面積×20万円 /10a)	備 考
	ha	円	
計			

注1：対象面積は、本取組により育成した省力樹形用苗木を用いて改植又は新植を行う面積とする。

2：本取組において支援対象となる省力樹形は、Iの第1の1(3)のAの表のうち1の(1)イにおける省力樹形とする。

第4 活動評価と改善の方法

1 評価体制

(例) コンソーシアムの下に〇〇、××、□□から構成される評価委員会を設置し、毎年度ごとに各取組の実施状況について評価を行い、代表者に報告するものとする。

2 評価に対する改善

(例) コンソーシアムの代表者は、評価委員会に改善を要するとされた取組について、改善計画を作成するものとする。

第5 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区 分	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		国庫補助	自己負担	その他	
	円	円	円	円	
1 検討会の開催					
2 苗木育苗ほの設置					
3 省力樹形用苗木の育成					
合 計					

注1 「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

2 補助率の異なる取組を行う場合は補助率ごとに記載欄を分けて記載すること。

3 事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること(3を除く。)

2 収支予算（又は精算）

（１）収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
自己資金					
その他					
合 計					

（２）支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
優良苗木生産推進事業	円	円	円	円	
合 計					

注 1 経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

2 適宜、行を追加して記入すること。

第6 事業完了予定（完了）年月日

年	月	日
---	---	---

第7 添付資料

- 1 組織及び運営についての規約等写し、財務諸表（又は収支予算書、収支決算書等）
- 2 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- 3 その他、事業主体及び事業実施者が必要と認める資料

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

事業実施者名
所在地
代表者指名

○年度果樹種苗増産緊急対策事業補助金（変更）交付申請書

○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、貴協会の業務方法書第○条に基づき、果樹種苗増産緊急対策事業補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的及び内容

2 経費の配分

区分	補助事業に 要する経費	負担区分		備考
		国（本年度国 庫補助金）	自己負担	
果樹種苗増産緊急対策事業	円	円	円	
計				

注 備考欄には、消費税仕入れ控除税額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

3 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）
年 月 日

4 収支精算額（又は収支精算額）

(1)収入の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	円
自己負担金					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較		備考
			増	減	
果樹種苗増産緊急対策事業	円	円	円	円	円
計					

(注) 別添書類として、次の写しを添付する。

1 別添書類として、果樹種苗増産緊急対策事業実施計画（別添 7－1 別添）の写しを添付する。

なお、計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧で二段書）した該当資料ページを添付して提出すること。

2 その他必要な書類

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

事業実施者名
所在地
代表者指名

○年度果樹種苗増産緊急対策事業実績報告兼補助金支払請求書

貴協会の業務方法書に基づき、果樹種苗増産緊急対策事業の実績について別紙のとおり報告する。
また、併せて、下記のとおり果樹種苗増産緊急対策事業補助金 円の支払いを請求する。

記

1 事業の目的及び内容

2 経費の配分

区分	補助事業 に要する 経費	負担区分		備考
		国（本年度国庫補 助金）	自己負担	
果樹種苗増産緊急対策事業	円	円	円	
計				

注 備考欄には、消費税仕入れ控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち
国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税
額」とそれぞれ記載すること。

3 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）
年 月 日

4 収支精算額
(1)収入の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	円
自己負担金					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較		備考
			増	減	
果樹種苗増産緊急対策事業	円	円	円	円	円
計					

(注) 別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添書類として、果樹種苗増産緊急対策事業実施計画（別添８－１別添）の写しを添付する。
なお、計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧で二段書）した該当資料ページを添付して提出すること。
- 2 その他必要な書類

別添 8－3（Ⅱの第1の2の（12）ア関係）

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

事業実施者名
所在地
代表者指名

○年度果樹種苗増産緊急対策事業の実施状況の報告について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、果樹種苗増産緊急対策事業の実施状況について別添のとおり報告します。

（注）別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添の果樹種苗増産緊急対策事業実施状況確認シート
- 2 その他必要な書類

果樹種苗増産緊急対策事業実施状況確認シート

都道府県名			
事業実施者名		中核機関 及び代表 者名	
目標年度	年度	(事業実施 年目)	

1 事業の実施状況

隔離栽培施設の場所	施設管理者	施設の面積	栽培可能本数
		m ²	本
連携している植物防疫所			

注：担当課、係まで記入すること

	品目	品種	輸入本数	隔離検疫 の期間	配布時期 (予定)	配布先 (本数)	備考
前年							
	計						
○年目 (年度)							
	計						

注：適宜、行等を追加して記入すること。

2 事業の取組状況

果樹種苗増産緊急対策事業の取組状況

--

3 取組の総評

--

4 今後の課題と翌年度計画への反映状況

--

別添 8－4（Ⅱの第1の2（13）ア関係）

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

事業実施者名
所在地
代表者指名

○年度果樹種苗増産緊急対策事業の目標達成状況の報告について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、果樹種苗増産緊急対策事業の目標達成状況について別添のとおり報告する。

（注）別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添の果樹種苗増産緊急対策事業目標達成状況確認シート
- 2 必要に応じて実施状況報告を添付すること
- 3 その他必要な書類

果樹種苗増産緊急対策事業目標達成状況確認シート

都道府県名			
事業実施者名		中核機関 及び代表 者名	
目標年度	年度	(事業実施	年目)

1 成果目標の達成状況

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
検証方法及び達成状況	

品目	品種	輸入 本数	隔離検疫 の期間	計画		実績	
				3年目 (年度)		3年目 (年度)	
				出荷時期	出荷先	出荷時期	出荷先
計							

注：適宜、行等を追加して記入すること。

2 事業の取組状況

(1) 果樹種苗増産緊急対策事業の取組状況

--

(2) 取組の総評

--

都道府県法人等
理事長等

事業実施者名
所在地
代表者指名

○年度果樹種苗増産緊急対策事業における改善計画について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、改善計画を実施することとしたいので、報告する。

記

- 1 改善計画の趣旨
- 2 事業で整備した隔離栽培施設での隔離検疫の実施状況及び取組の経過
- 3 成果目標が未達成である原因及び問題点
- 4 事業の実績及び改善計画

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
検証方法及び達成状況	

品目	品種	輸入 本数	隔離 検疫 の期間	目標の達成状況		改善計画			
				出荷時期	出荷先	1 年 目 （ 年度 ）		2 年 目 （ 年度 ）	
						出荷時期	出荷 先	出荷時期	出荷 先
計									

注：適宜、行等を追加して記入すること。

- 5 改善方策
- 6 改善計画を実施するための推進体制

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

事業実施者名
所在地
代表者指名

○年度果樹種苗増産緊急対策事業収益状況報告書

○年度において、貴協会の業務方法書第○条に基づき、補助金の交付決定があった果樹種苗増産緊急対策事業に関する ○年度の収益の状況について、貴協会の業務方法書第○条に基づき、下記のとおり報告する。

記

1	事業の目的及び内容	円
2	補助事業の成果の企業化による収益額	円
3	補助事業に関して支出された総額	円
4	企業化に係る総費用	円
5	補助金の確定額	円
6	前年度までの収益納付額	円
7	本年収益納付額	円

（注）各項目の算出の根拠となる資料を添付すること

果樹農業生産力増強総合対策

果樹種苗増産緊急対策事業
実施計画（兼実績報告）書

都道府県名：

策定年度：

年度

目標年度：

事業実施者名

（輸入苗木供給推進コンソーシアム）：

対象地域：

第1 事業実施体制

中核機関	
中核機関代表名	
産地協議会の構成員	都道府県： 産地協議会： 大学又は試験研究機関： その他：
事務局	〇〇産地協議会（ＪＡ〇〇）
担 当 者：	
住 所：	
電 話 番 号：	
e-mailアドレス：	
会計担当者	〇〇産地協議会（ＪＡ〇〇）
担 当 者：	
住 所：	
電 話 番 号：	
e-mailアドレス：	

注1：苗木生産コンソーシアムの推進体制がわかる資料を添付すること。

2：地域協議会については、果樹産地構造改革計画を添付すること。

第2 事業の実施について

1 事業の実施方針

--

注：現状の問題点を踏まえて、事業の実施方針を記入すること。

2 成果目標

目標年度	
成果目標	
成果目標の具体的な内容	
事後評価の検証方法	

注：成果目標の具体的な内容については、事業実施3年後までに隔離検疫を終えて、輸入する予定の品種名を記入すること。

3 隔離栽培計画

(1) 輸入ぶどう苗木等の品目・品種

	品目	品種	輸入本数	輸入相手国	隔離検疫の期間	産地協議会への 出荷予定時期	配布希望産地協議会及び配布希望数 量
1年目							
	合計						
2年目							
	合計						
3年目							
	合計						

注1：「配布希望産地協議会及び配布希望数量」の欄には、配布希望の産地協議会名の後に（）書きで配布数量を記入すること。

2：事業実施3年後までに隔離検疫を終えて、輸入する予定の品種については、2の成果目標と整合をとること。

(2) 隔離栽培施設の概要

隔離栽培施設の場所	施設管理者	施設の面積	栽培可能本数	施設の概要
		m ²	本	

連携している植物防疫所	
-------------	--

注：担当課、係まで記入すること

第3 取組内容

1 現地検討会・講習会等の開催

開催時期	内容	参加人数・対象	場所	必要な経費（円）			備考
					うち国費	その他	
合計							

2 隔離栽培用施設の修繕等

作成時期	内容	機械・施設（能力、台数）等	必要な経費（円）			備考
				うち国費	その他	
合計						

注 施設の見取り図、修繕等の内容がわかる資料を添付すること。

うち リースによる機械・施設の導入

リース期間	内容	リースする機械・施設（能力、台数）等	必要な経費（円）			備考
				うち国費	その他	
合計						

(1)リース内容

品目名	機械・施設名	仕様 製造会社名 型式	台数	管理者	保管・設置場所	備考

注 対象機械が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記載すること。

(2)農業機械・施設をリースする場合の対象機械の決定の根拠

機械名	リース物件価格 (千円)	リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1 「リース物件価格(千円)」の欄には、リースする農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を記載すること。

注2 「リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記載すること。

(3)リース機械の納入業者の選定方法の計画

入札方式（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備 考
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記載すること。

(4) 農業機械のリース料等

リース期間	開始月～終了月（※1）	年	月	～	年	月	（月）	備 考
	リース借受日から○年間（※2）	（年）						
リース物件取得予定価格（消費税抜き）	①							（円）
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）	②							（円）
リース料助成申請額	③							（円）
リース諸費用（消費税抜き）	④							（円）
消費税	⑤							（円）
事業実施主体負担リース料（消費税込み） ①－②－③＋④＋⑤								（円）
リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること（使用した算式に○を記入すること）。								
I リース物件価格 × リース期間 / 耐用年数 × 1/2					II （リース物件価格 － 残存価格） × 1/2			

- 注1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。
 2 リース事業者の見積書の写し（実績報告では契約書の写し）等を添付すること。
 3 複数の農業機械をリース導入する場合、表を追加し、機械ごとに記載すること。
 4 別紙のチェック票を添付すること。

第4 活動評価と改善の方法

1 評価体制

(例) 協議会の下に〇〇、××、□□から構成される評価委員会を設置し、毎年度ごとに各取組の実施状況について評価を行い、代表者に報告するものとする。

2 評価に対する改善

(例) 協議会の代表者は、評価委員会に改善を要するとされた取組について、改善計画を作成するものとする。

第5 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区 分	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		国庫補助	自己負担	その他	
	円	円	円	円	
1 現地検討会・講習会等の開催					
2 隔離栽培用施設の修繕等					
合 計					

注1 「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

2 事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
自己資金					
その他					
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
果樹種苗増産緊急対策事業	円	円	円	円	
合 計					

注1 経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

2 適宜、行を追加して記入すること。

第6 事業完了予定（完了）年月日

年	月	日
---	---	---

チェック票

- 1 入札や相見積もりはどなたが行いましたか。
- ① 自身で行った
- ② J Aを通じて行った
- ③ 農機販売店を通じて行った
- ④ 市町村を通じて行った
- ⑤ リース会社を通じて行った
- ⑥ 輸入代理店を通じて行った
- ⑦ 協議会が行った
- ⑧ その他（ ）

- 2 入札や相見積もりの際に助成金を活用することを明らかにしましたか。
- ① 明らかにしなかった
- ② 明らかにした

- 3 入札や相見積もりを行う際にメーカーや機種を指定しましたか。
また、指定をされた方はその理由を教えてください。
- ① 指定していない
- ② 複数メーカーを指定した
- ③ メーカーを一社のみ指定した
- ④ 機種を指定した

指定した理由：

- 4 入札や相見積りの結果は、助成金を活用せずに購入する場合に想定される価格と比較してどのように感じましたか。また、その理由をどのように考えましたか。

想定していた価格：

[illegible]

- ① ほとんど変わらなかった
② 高かった

高かった理由：

- ③ 安かった

安かった理由：

- ④ わからない

＜裏面につづく＞

- ～以下は購入先の販売店から聞き取って記入してください。～

- (単位：円)

定価	実勢価格	導入価格	実売価格と比較し 5 % 以上高い理由

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者氏名

○年度省力的苗木生産体制推進事業補助金（変更）交付申請書

○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、貴協会の業務方法書第○条に基づき、省力的苗木生産体制推進事業補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 経費の配分

区分	補助事業に要する経費	負担区分		備考
		国（本年度国庫補助金）	自己負担	
省力的苗木生産体制推進事業	円	円	円	
計				

注 備考欄には、消費税仕入れ控除税額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

- 3 事業完了予定年月日
年 月 日

4 収支予算額

(1)収入の部

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	円
自己負担金					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較		備考
			増	減	
省力的苗木生産推進事業	円	円	円	円	円
計					

(注) 別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添書類として、省力的苗木生産推進事業実施計画（別添 9－1 別添）の写しを添付する。
なお、計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧で二段書）した該当資料ページを添付して提出すること。
- 2 その他必要な書類

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者氏名

○年度省力的苗木生産体制推進事業実績報告兼補助金支払請求書

貴協会の業務方法書に基づき、省力的苗木生産体制推進事業の実績について別紙のとおり報告する。

また、併せて、下記のとおり省力的苗木生産体制推進事業補助金 円の支払いを請求する。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 経費の配分

区分	補助事業に要した経費	負担区分		備考
		国（本年度国庫補助金）	自己負担	
省力的苗木生産体制推進事業	円	円	円	
計				

注 備考欄には、消費税仕入れ控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

- 3 事業完了年月日
年 月 日

- 4 収支精算額
- (1)収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	円
自己負担金					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較		備考
			増	減	
省力的苗木生産体制 推進事業	円	円	円	円	円
計					

(注) 別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添書類として、省力的苗木生産体制推進事業実施計画（別添 9－1 別添）の写しを添付する。

なお、計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧で二段書）した該当資料ページを添付して提出すること。

- 2 その他必要な書類

別添 9－3（Ⅱの第1の3（12）ア関係）

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者氏名

○年度省力的苗木生産体制推進事業の実施状況の報告について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、省力的苗木生産体制推進事業の実施状況について別添のとおり報告します。

（注）別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添の省力的苗木生産体制推進事業実施状況確認シート
- 2 その他必要な書類

省力的苗木生産体制推進事業実施状況確認シート

都道府県名			
支援対象者名			
目標年度	年度	(事業実施	年目)

1 事業の実施状況

育苗ほの設置場所	ほ場 面積 (a)	栽培方法	品目	品種名	品種 登録の 有無	育苗状況		備 考
						前年 (年度)	事業実施後 ○年目 (年度)	

注：適宜、行等を追加して記入すること。

2 事業の取組状況

省力的苗木生産体制推進事業の取組状況

--

3 取組の総評

--

別添 9－4（Ⅱの第1の3（13）ア関係）

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者氏名

○年度省力的苗木生産体制推進事業の目標達成状況の報告について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、省力的苗木生産体制推進事業の目標達成状況について別添のとおり報告する。

（注）別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添の省力的苗木生産体制推進事業目標達成状況確認シート
- 2 必要に応じて実施状況報告を添付すること
- 3 その他必要な書類

省力的苗木生産体制推進事業目標達成状況確認シート

都道府県名			
支援対象者名			
目標年度	年度	(事業実施	年目)

1 成果目標の達成状況

成果目標	
検証方法及び達成状況	

育苗ほの設置場所	ほ場面積 (a)	栽培方法	品目	品種名	計画	実績	
					育苗本数 (目標年) (年度)	育苗本数 (目標年) (年度)	出荷の有無

注：適宜、行等を追加して記入すること。

2 事業の取組状況

(1) 省力的苗木生産体制推進事業の取組状況

--

(2) 取組の総評

--

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者指名

○年度省力的苗木生産体制推進事業における改善計画について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、改善計画を実施することとしたいので、報告する。

記

- 1 改善計画の趣旨
- 2 苗木生産の状況及び取組の経過
- 3 成果目標が未達成である原因及び問題点
- 4 事業の実績及び改善計画

成果目標	
検証方法及び達成状況	

育苗ほ の設置 場所	ほ場 面積 （a）	栽培方法	品目	品種名	目標の達成状況	改善計画	
					出荷の有無 （目標年） （ 年度）	1 年目 （ 年度）	2 年目 （目標年） （ 年度）

注：適宜、行等を追加して記入すること。

- 5 改善方策
- 6 改善計画を実施するための推進体制

果樹農業生産力増強総合対策

省力の苗木生産体制推進事業
実施計画（兼実績報告）書

都道府県名：

事業実施年度：

年度

目標年度：

年

支援対象者名：

第1 事業実施体制
支援対象者の概要

支援対象者名 (法人の場合には名称及び代表者の氏名)	
住所	
苗木生産を行っている主な品目・品種	

第2 事業の実施について
1 事業実施方針

--

注1：現状の課題を踏まえて、事業の実施方針を記入すること。

2 成果目標

成果目標	○年度までに生産された省力苗木（ポット苗木）の出荷
------	---------------------------

3 省力的苗木の生産計画

育苗ほの設置場所	ほ 場 面 積 (a)	栽培方法	品目	品種名	品種 登録 の有無	育苗本数			備考	
						現況 (年度)	計画 (年度)	実績 (目標年) (年度)		
例)	50	ポット栽培	かんきつ	〇〇温州		100	100	100		
			りんご	〇〇(フェザー苗)	有		100	100		

注1：「設置場所」の欄は、苗木生産ほを設置する市町村名・地域名を、特定の機関の敷地内に設置する場合には機関名を記入すること。

- 2：生産する品目・品種は、果樹産地の需要に対応した品目・品種とすること。
- 3：栽培方法は、ポット苗栽培等、取り組む省力的な栽培方法を記載すること。
- 4：生産する苗が登録品種であれば、「品種登録の有無」の欄に「有」を記入すること。
- 5：登録品種の場合、備考欄に育成者の許諾を受けるなど増殖に問題がない旨を記入すること。
- 6：品種名には()書きで、出荷する予定の苗の状態(例:フェザー苗、1年生苗等)を記入すること。
- 7：適宜、行等を追加して記入すること。

第3 取組内容

1 省力苗木生産施設等の設置費

育苗ほの設置場所	導入する施設・資材等	必要な経費（円）		備考
		うち国費	その他	
合計				

注：1 ほ場毎に記入すること。

2 必要な経費は導入する施設・資材毎に記入すること。

第4 事業完了予定（完了）年月日

年 月 日

第5 添付資料

- 1 組織及び運営についての規約等写し、財務諸表（又は収支予算書、収支決算書等）
- 2 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- 3 その他、事業主体及び事業実施者が必要と認める資料

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者氏名

○年度苗木契約生産拡大支援事業補助金（変更）交付申請書

○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、貴協会の業務方法書第○条に基づき、苗木契約生産拡大支援事業補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的及び内容

2 経費の配分

区分	補助事業に 要する経費	負担区分		備考
		国（本年度国 庫補助金）	自己負担	
苗木契約生産拡大支援事業	円	円	円	
計				

注 備考欄には、消費税仕入れ控除税額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

3 事業完了予定年月日
年 月 日

4 収支予算額

(1)収入の部

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	円
自己負担金					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較		備考
			増	減	
苗木契約生産拡大支援 事業	円	円	円	円	円
計					

(注) 別添書類として、次の写しを添付する。

1 別添書類として、苗木契約生産拡大支援事業実施計画（別添 10－1 別添）の写しを添付する。

なお、計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧で二段書）した該当資料ページを添付して提出すること。

2 その他必要な書類

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者氏名

○年度苗木契約生産拡大支援事業実績報告兼補助金支払請求書

貴協会の業務方法書に基づき、苗木契約生産拡大支援事業の実績について別紙のとおり報告する。
また、併せて、下記のとおり苗木契約生産拡大支援事業補助金 円の支払いを請求する。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 経費の配分

区分	補助事業に要した経費	負担区分		備考
		国（本年度国庫補助金）	自己負担	
苗木契約生産拡大支援事業	円	円	円	
計				

注 備考欄には、消費税仕入れ控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

- 3 事業完了年月日
年 月 日

- 4 収支精算額
(1)収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	円
自己負担金					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較		備考
			増	減	
苗木契約生産拡大支援 事業	円	円	円	円	円
計					

(注) 別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添書類として、苗木契約生産拡大支援事業実施計画（別添 10－1 別添）の写しを添付する。
なお、計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧で二段書）した該当資料ページを添付して提出すること。
- 2 その他必要な書類

別添 10－3（Ⅱの第1の4（12）ア関係）

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者氏名

○年度苗木契約生産拡大支援事業の実施状況の報告について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、苗木契約生産拡大支援事業の実施状況について別添のとおり報告します。

（注）別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添の苗木契約生産拡大支援事業実施状況確認シート
- 2 その他必要な書類

苗木契約生産拡大支援事業実施状況確認シート

都道府県名			
支援対象者名			
目標年度	年度	(事業実施	年目)

1 事業の実施状況

育苗ほの設置場所	ほ場 面積 (a)	契約先	品目	品種名	品種 登録の 有無	契約状況 (本数)	目標年の出 荷の見込み (年度)	備 考

注：適宜、行等を追加して記入すること。

2 事業の取組状況

苗木契約生産拡大支援事業の取組状況

3 取組の総評

別添 10－4（Ⅱの第1の4（13）ア関係）

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者氏名

○年度苗木契約生産拡大支援事業の目標達成状況の報告について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、苗木契約生産拡大支援事業の目標達成状況について別添のとおり報告する。

（注）別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添の苗木契約生産拡大支援事業目標達成状況確認シート
- 2 必要に応じて実施状況報告を添付すること
- 3 その他必要な書類

苗木契約生産拡大支援事業目標達成状況確認シート

都道府県名			
支援対象者名			
目標年度	年度	(事業実施	年目)

1 成果目標の達成状況

成果目標	
検証方法及び達成状況	

育苗ほの 設置場所	ほ場 面積 (a)	契約先	品目	品種名	計画		実績	
					契約本数 (目標年) (年度)	安定生産 技術の 取組面積	契約本数 (目標年) (年度)	出荷の有無

注：適宜、行等を追加して記入すること。

2 事業の取組状況

(1) 苗木契約生産拡大支援事業の取組状況

--

(2) 取組の総評

--

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

支援対象者名
所在地
代表者氏名

○年度苗木契約生産拡大支援事業における改善計画について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、改善計画を実施することとしたいので、報告する。

記

- 1 改善計画の趣旨
- 2 苗木生産の状況及び取組の経過
- 3 成果目標が未達成である原因及び問題点
- 4 事業の実績及び改善計画

成果目標	
検証方法及び達成状況	

育苗ほの 設置場所	ほ場 面積 （a）	契約先	品目	品種名	目標の達成状況	改善計画
					出荷の有無 （目標年） （ 年度）	出荷の可能性

注：適宜、行等を追加して記入すること。

- 5 改善方策
- 6 改善計画を実施するための推進体制

果樹農業生産力増強総合対策

苗木契約生産拡大支援事業実施計画（兼実績報告）書

都道府県名：

事業実施年度： 年度

目標年度： 年

支援対象者名：

第1 事業実施体制
支援対象者の概要

支援対象者名 (法人の場合には名称及び代表者の氏名)	
住所	
苗木生産を行っている主な品目・品種	

第2 事業の実施について
1 事業実施方針

--

注1：現状の課題を踏まえて、事業の実施方針を記入すること。

2 成果目標

成果目標	〇年度までに契約生産面積を拡大させ、契約に基づき苗木を供給する
------	---------------------------------

3 契約に基づく苗木の生産計画

育苗ほの設置場所	ほ 場 面 積 (a)	契約先	品目	品種名	品種 登録 の有無	契約本数			10a 当たり 生産本数	備考
						現況 (年度)	計画 (年度)	実績 (目標年) (年度)		
例)	100	〇〇生産組合	かんきつ	〇〇温州		0	10000本 83a	10000本 83a	1,200	
			りんご	〇〇(フェザー苗)	有					

注1：「設置場所」の欄は、苗木生産ほを設置する市町村名・地域名を、特定の機関の敷地内に設置する場合には機関名を記入すること。

- 2：生産する品目・品種は、果樹産地の需要に対応した品目・品種」とすること。
- 3：生産する苗が登録品種であれば、「品種登録の有無」の欄に「有」を記入すること。
- 4：登録品種の場合、備考欄に育成者の許諾を受けるなど増殖に問題がない旨を記入すること。
- 5：品種名には()書きで、出荷する予定の苗の状態(例:フェザー苗、1年生苗等)を記入すること。
- 6：契約本数の欄は、上段に契約本数を、下段に10a当たり生産本数から換算した面積を記入すること。
- 7：10a当たり生産本数の欄は、当該産地で通常生産される苗木の本数を記入すること。
- 8：適宜、行等を追加して記入すること。

第3 取組内容

1 安定生産技術の取組

品目	かん水設備 の導入	排水対策	土壌診断	病害対策	特認技術 ()

注： 1 取り組む技術に「○」を記入すること。（かん水設備の導入もしくは排水対策（暗きょ等）の取組は必須とし、3つ以上取組を行うこと。）

2 特認技術に取り組む場合は括弧内に技術名を記入すること。

2 交付金額

取組面積					
a	×	支援単価	=	交付金額	
		15万円/10a			円

※端数は切り捨て

第4 事業完了予定（完了）年月日
年 月 日

第5 添付資料

- 1 組織及び運営についての規約等写し、財務諸表（又は収支予算書、収支決算書等）
- 2 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- 3 その他、事業主体及び事業実施者が必要と認める資料

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

事業実施者名
所在地
代表者指名

○年度花粉安定確保対策事業補助金（変更）交付申請書

○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、貴協会の業務方法書第○条に基づき、
花粉安定確保対策事業補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的及び内容

2 経費の配分

区分	補助事業に 要する経費	負担区分		備考
		国（本年度国 庫補助金）	自己負担	
花粉安定確保対策事業	円	円	円	
計				

注 備考欄には、消費税仕入れ控除税額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

3 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

年 月 日

4 収支精算額（又は収支精算額）

(1) 収入の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	円
自己負担金					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較		備考
			増	減	
花粉安定確保対策事業	円	円	円	円	円
計					

(注) 別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添書類として、花粉安定確保対策事業実施計画（別添 11－1 別添）の写しを添付する。
なお、計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧で二段書）した該当資料ページを添付して提出すること。
- 2 その他必要な書類

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

事業実施者名
所在地
代表者指名

○年度花粉安定確保対策事業実績報告兼補助金支払請求書

貴協会の業務方法書に基づき、花粉安定確保対策事業の実績について別紙のとおり報告する。
また、併せて、下記のとおり花粉安定確保対策事業補助金 円の支払いを請求する。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 経費の配分

区分	補助事業 に要する 経費	負担区分		備考
		国（本年度国庫補 助金）	自己負担	
花粉安定確保対策事業	円	円	円	
計				

注 備考欄には、消費税仕入れ控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

- 3 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）
年 月 日

- 4 収支精算額
- (1)収入の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	円
自己負担金					
計					

- (2)支出の部

区分	本年度	本年度	比較	備考
----	-----	-----	----	----

	精算額	予算額	増	減	
花粉安定確保対策事業	円	円	円	円	円
計					

(注) 別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添書類として、花粉安定確保対策事業実施計画（別添 11－1 別添）の写しを添付する。
 なお、計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧で二段書）した該当資料ページを添付して提出すること。
- 2 その他必要な書類

別添 11－ 3 （Ⅱ の第 2 の 11 （ 1 ） 関係）

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

事業実施者名
所在地
代表者指名

○年度花粉安定確保対策事業の実施状況の報告について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、花粉安定確保対策事業の実施状況について別添のとおり報告します。

（注）別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添の花粉安定確保対策事業実施状況確認シート
- 2 その他必要な書類

花粉安定確保対策事業実施状況確認シート

都道府県名			
事業実施者名		中核機関 及び代表 者名	
目標年度	年度	(事業実施	年目)

1 事業の実施状況

育苗ほの設置場所	ほ場 面積 (a)	管理 主体名	品目	品種名	品種 登録の 有無	花粉の生産量 (g)		備 考
						事業実施後 ○年目 (年度)	事業実施後 ○年目 (年度)	

注：適宜、行等を追加して記入すること。

2 事業の取組状況

花粉安定確保対策事業の取組状況

--

3 取組の総評

--

4 今後の課題と翌年度計画への反映状況

--

別添 11－ 4 （Ⅱ の第 2 の 12 （ 1 ） 関係）

番 号
年 月 日

都道府県法人等
理事長等

事業実施者名
所在地
代表者指名

○年度花粉安定確保対策事業の目標達成状況の報告について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、花粉安定確保対策事業の目標達成状況について別添のとおり報告する。

（注）別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添の花粉安定確保対策事業目標達成状況確認シート
- 2 必要に応じて実施状況報告を添付すること
- 3 その他必要な書類

花粉安定確保対策事業目標達成状況確認シート

都道府県名			
事業実施者名		中核機関及び 代表者名	
目標年度	年度	(事業実施	年目)

1 成果目標の達成状況

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
検証方法及び達成状況	

育苗ほの 設置場所	ほ場 面積 (a)	管理 主体名	品目	品種名	花粉の供給計画			
					計画		実績	
					事業実施後 5 年目		事業実施後 5 年目	
					(目標年) (年度)	うち本事業で の生産量	(目標年) (年度)	うち本事業 での生産量

注：適宜、行等を追加して記入すること。

2 事業の取組状況

(1) 花粉安定確保対策事業の取組状況

--

(2) 取組の総評

--

都道府県法人等
理事長等

事業実施者名
所在地
代表者指名

○年度花粉安定確保対策事業における改善計画について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、改善計画を実施することとしたいので、報告する。

記

- 1 改善計画の趣旨
- 2 事業で借り上げ、整備したほ場での花粉生産の状況及び取組の経過
- 3 成果目標が未達成である原因及び問題点
- 4 事業の実績及び改善計画

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
検証方法及び達成状況	

育苗ほの 設置場所	ほ場 面積 (a)	管理 主体名	品目	品種 名	目標の達成状況		改善計画			
					事業実施後 5 年目		1 年目		2 年目	
					(目標年) (年度)	花粉の 生産量 (g)	(目標年) (年度)	花粉 の生 産量 (g)	(目標 年) (年 度)	花粉 の生 産量 (g)

注：適宜、行等を追加して記入すること。

- 5 改善方策
- 6 改善計画を実施するための推進体制

果樹農業生産力増強総合対策

花粉安定確保対策事業実施計画
(兼実績報告) 書

都道府県名：

事業実施年度：

年度

目標年度：

年度

支援対象者名：

対象地域：

第1 事業実施体制
支援対象者の概要

支援対象者名（農業 者名又は生産出荷団 体等名）	
代表者名（以下、生産出 荷団体等の場合）	
事務局	
担 当 者 :	
住 所 :	
電 話 番 号 :	
e-mailアドレス :	

第2 事業の実施について
1 事業実施方針

--

注：現状の問題点を踏まえて、事業の実施方針を記入すること。

2 成果目標

成果目標	
成果目標の具体的な内 容	
事後評価の検証方法	

3 花粉の供給を必要とする品種

協議 会名	品目名	品種名	現在の栽培面積 （a） （ 年度）	事業実施後 5年目の新植・ 改植面積 （ 年度）	花粉の		備考
					目標数量 （g）	うち本事業で の生産量	
	計						
	計						
合計							

注1：品目・品種は産地計画で「生産を振興する品目・品種」に位置づけられた品目・品種を記入すること。
2：現在の栽培面積の欄は、事業を実施する年度のア面積を記入すること。
3：適宜、行等を追加して記入すること。

4 花粉の供給計画

ほ場の設置場所	ほ場 面積 (a)	管理主体名	品目	品種名	品種 登録 の有無	花粉の生産量(g)			備考
						事業実施 後○年目 (年度)	事業実施 後○年目 (年度)	事業実施 後5年目 (目標年) (年度)	
			(例)なし						
			(例)キウイ フルーツ						

注1：「設置場所」の欄は、花粉生産ほを設置する市町村名・地域名を、特定の機関の敷地内に設置する場合には機関名を記入すること。
2：管理主体名は、花粉生産ほに関する責任者名(又は管理する機関名)を記入すること。
3：生産する花粉が登録品種であれば、「品種登録の有無」の欄に「有」を記入すること。
4：登録品種の場合、備考欄に育成者の許諾を受けるなど増殖に問題がない旨を記入すること。
5：適宜、行等を追加して記入すること。

5 花粉生産ほの管理・作業の内容

ほ場の 設置場所	品目・品種名	作業内容			備考
		事業実施後○年目	事業実施後○年目	事業実施後○年目	

注1：花粉生産期間中における主な管理・作業等について記入すること。
2：年ごとの管理・作業等が分かるように記入すること。
3：適宜、行を追加して記入すること。

第3 取組毎の内容

1 検討会の開催

開催時期	内容	参加人数・対象	場所	必要な経費（円）			備考
					うち国費	その他	
合 計							

2 小規模園地整備

取組内容	園地の 所在地	管理 主体	計画 面積 (受益 面積)	当年度 完了 (予定) 分	次年度 完了 (予定) 分	事業量 (延長、 幅員)	事業費	当年度 完了 (予定) 分	次年度 完了 (予定) 分	補助金	当年度 完了 (予定) 分	次年度 完了 (予定) 分	事業 着工 (予定) 年月日	事業 完了 (予定) 年月日	備考
				㎡	㎡			円	円		円	円			
合 計								円	円	円	円	円			

注1 「取組内容」の欄には、「園内道の整備」、「傾斜の緩和」、「土壌土層改良」、「排水路の整備」、「用水・かん水施設の整備」のいずれかを実施すること。

2 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には小計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」）を記入すること（以下同じ）。

3 新植・改植（なし、キウイフルーツ、りんご等）

取組内容 (新植又は改植)	導入品目 (品種)	(改植の場合) 現況の品目 (品種)	園地の 所在地	管理 主体	計画 面積 (受益 面積)	当年度 完了 (予定) 分	次年度 完了 (予定) 分	事業量 (植栽する 苗木の本 数)	助成単価	補助金	当年度 完了 (予定) 分	次年度 完了 (予定) 分	事業 着工 (予定) 年月日	事業 完了 (予定) 年月日	備考
						㎡	㎡				円	円			
									円/㎡	円	円	円			
合 計									円/㎡	円	円	円			

4 花粉専用樹の育成管理

対象品目名	対象面積 (新植・改植面積を上限)	補助金額 (対象面積×11万円/10a)	備 考
	ha	円	
合 計			

5 機械・施設のリース導入

リース期間	内容	リースする機械・施設 (能力、台数) 等	必要な経費			備考
			うち国費	その他		
			円	円	円	
合 計			円	円	円	

(1) リース内容

品目名	機械・施設名	仕 様 製造会社名 型 式	台数	管理者	保管・設置場所	備 考

注 対象機械が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記載すること。

(2) 農業機械・施設をリースする場合の対象機械の決定の根拠

機械名	リース物件価格（千円）	リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠	備 考

注1 「リース物件価格（千円）」の欄には、リースする農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（税抜価格））を記載すること。

注2 「リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記載すること。

(3) リース機械の納入業者の選定方法の計画

入札方式（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備 考
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注 「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記載すること。

(4) 農業機械のリース料等

リース期間	開始月～終了月	年 月	～	年 月	(月)	備 考
	リース借受日から〇年間				(年)	
リース物件取得予定価格（消費税抜き）	①	(円)				
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）	②	(円)				
リース料助成申請額	③	(円)				
リース諸費用（消費税抜き）	④	(円)				
消費税	⑤	(円)				
事業実施主体負担リース料（消費税込み） ①－②－③＋④＋⑤	(円)					
リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること（使用した算式に○を記入すること）。						
I リース物件価格 × リース期間 / 耐用年数 × 1/2		II (リース物件価格 － 残存価格) × 1/2				

- 注 1 リース事業者の見積書の写し（実績報告では契約書の写し）等を添付すること。
 2 複数の農業機械をリース導入する場合、表を追加し、機械ごとに記載すること。
 3 別紙のチェック票を添付すること。

第4 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区 分	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		国庫補助	自己負担	その他	
1 検討会の開催	円	円	円	円	
2 小規模園地整備					
3 新植・改植					
4 花粉専用樹の育成管理					
5 機械・施設のリース導入					
合 計					

- 注 1 「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。
 2 新植等の補助率の異なる取組を行う場合は補助率ごとに記載欄を分けて記載すること。
 3 1、2及び5は事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
自己資金					
その他					
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
花粉安定確保対策事業	円	円	円	円	
合 計					

注1 経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

2 適宜、行を追加して記入すること。

第5 事業完了予定（完了）年月日

年	月	日
---	---	---

第6 添付資料

事業実施主体及び事業実施者が必要と認める資料

チェック票

- 1 入札や相見積もりはどなたが行いましたか。
- ① 自身で行った
- ② J Aを通じて行った
- ③ 農機販売店を通じて行った
- ④ 市町村を通じて行った
- ⑤ リース会社を通じて行った
- ⑥ 輸入代理店を通じて行った
- ⑦ 協議会が行った
- ⑧ その他 ()
- 2 入札や相見積もりの際に助成金を活用することを明らかにしましたか。
- ① 明らかにしなかった
- ② 明らかにした
- 3 入札や相見積もりを行う際にメーカーや機種を指定しましたか。また、指定をされた方はその理由を教えてください。
- ① 指定していない
- ② 複数メーカーを指定した
- ③ メーカーを一社のみ指定した
- ④ 機種を指定した
- 指定した理由：
- 4 入札や相見積もりの結果は、助成金を活用せずに購入する場合に想定される価格と比較してどのように感じましたか。また、その理由をどのように考えましたか。
- 想定していた価格： 円
- ① ほとんど変わらなかった
- ② 高かった
- 高かった理由：
- ③ 安かった
- 安かった理由：
- ④ わからない

＜裏面につづく＞

- 7 リース手数料について、引き下げ交渉を行いましたか。
- ① 引き下げ交渉は行っていない
- ② 引き下げ交渉を行い、当初の提示よりも引き下げてもらった
- ③ 引き下げ交渉を行ったが、当初の提示どおりだった

8 導入する農業機械の定価及び平均的な販売価格（実売価格、本体部分のみ、税抜き）、
入札・相見積もり時の価格が実売価格と比較し、5%以上高い場合はその理由

定価	実勢価格	導入価格	実売価格と比較し５％以上高い理由

**果樹農業生産力増強総合対策
産地構造転換パイロット事業実施計画（兼実績報告）書
【パイロット実証事業】**

- 事業実施年度： 令和○年度
- 目標年度： 令和○年度

第1 事業実施主体の概要

- 1 コンソーシアム
コンソーシアム名： ○○コンソーシアム
コンソーシアムの構成員： ○○県、株式会社○○、○○農業協同組合
対象となる産地の市町村： ○県○市・○市、○府○町
- 2 コンソーシアムの中核機関
中核機関： 株式会社○○
中核機関の代表者名：
- 3 コンソーシアムの事務局
事務局： 株式会社○○ ○○部○○課
担当者名：
住所：〒
電話番号：
メールアドレス：

第2 事業概要

- 1 事業目的
- 2 構築する生産供給体制モデルの名称及び概要
- 3 成果目標
 - (1) 目標年度
※ 事業開始年度の翌年度から起算して8年以内とする。
 - (2) 成果目標
※ 実施要領で定める成果目標に基づき設定すること。
記載例：○○が可能な○○モデルを構築するとともに、コンソーシアムの労働生産性を○万円/人から○万円/人に向上させる。
 - (3) 成果目標の具体的な内容、現状数値・目標数値の設定根拠
 - (4) 事後評価の検証方法
※ 客観的な手法により検証ができる内容を記載すること。
- 4 事業実施体制
※ 本事業の実施体制について、コンソーシアムの全体の取りまとめ及び取組ごとの体制や各構

成員の役割分担が分かるよう記載すること（図も可）。なお、コンソーシアム外に協力を求める機関等があれば、協力機関として記載すること。

第3 事業の内容

1 対象とする品目・品種・用途

※ 用途は、加工、業務用、国内生食用、輸出用等について記載すること。

2 構築するモデルの規模（面積、果実生産量、販売量・販売額等）

3 実施する事業メニュー

※ 目標達成に必要であり本事業で実施するメニューに○をすること。複数選択可。

事業メニュー	実施するもの
1 省力樹形や省力的な植栽方法の導入	
2 スマート農業技術を活用した生産・出荷・流通や労務管理の合理化	
3 加工・業務用等新たなマーケットの開発・拡大に向けた省力栽培技術や品種の導入	
4 サービス事業者等を活用した人材確保	
5 流通事業者や地域内外の他事業と連携した労働力の相互融通	
6 経営の多角化による通年雇用	

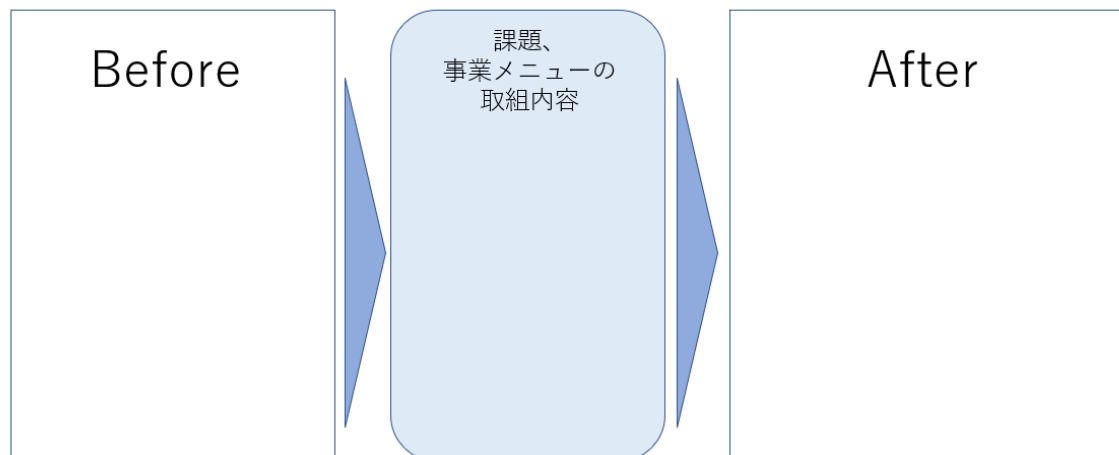
4 事業の具体的な内容

※ 新たな生産供給体制モデルの構築前と構築後の姿を示し、目標達成に必要な事業メニューのそれぞれの取組内容について、具体的に記載すること。

※ 加えて、以下のイメージを参考に、本事業の内容を横向き1枚にまとめ、添付すること。

新たな○○○○モデルの構築

○○産地では○○の状況。更なる生産性の向上を目指し、○○、○○、○○に取り組むことで○○を可能とする○○モデルを構築する。これを○○に展開し、○○を目指す。



5 生産・販売計画

※ 事業開始年度から目標年度までの各年度における生産・販売計画を記載すること。具体的には、年度ごとのコンソーシアム内の生産面積、単収、生産量、コンソーシアムの実需者における調達量、販売量・販売額等について記載すること。

6 普及計画

※ 生産供給体制モデルを普及させるための方策について、誰がいつ何を行うのかを具体的に記載すること。（都道府県事業との連携やコンソーシアムの実需者が産地に〇〇等のアプローチを行うなど、モデル普及のネックとなる課題に対応した普及計画を記載）

第4 事業全体の実施スケジュール

※ 事業メニュー及び取組内容ごとについて事業開始年度から目標年度までのスケジュールが分かるように記載すること。

※ 「事業実施1年目」「2年目」「3年目」「4年目以降」のそれぞれについて記載すること。

第5 事業の取組内容及び事業費

（単位：円）

区分		○年度 (事業開始年度)	○年度	○年度	合計
1 検討会の開催等	総事業費				
	国庫補助金				
	自己資金				
	その他				
2 展示ほの設置	総事業費				
	国庫補助金				
	自己資金				
	その他				
合計	総事業費				
	国庫補助金				
	自己資金				
	その他				

注1 事業開始年度を含む3年以内について記載すること。

注2 第7の区分の取組内容ごとに記載し、必須の取組（検討会の開催等及び展示ほの設置）以外も実施する場合は適宜行を追加すること。

第6 本年度事業の取組内容

1 検討会の開催等（必須）

（1）検討会の概要

※ 検討会の目的、内容等について記載すること。

（2）検討会の構成

所属・役職	氏名	備考

(3) 検討会の開催時期及び内容

開催時期	検討内容	備考
○年○月		

(4) 成果の取りまとめや普及、情報発信等

実施時期	取組内容	備考
○年○月		

2 調査・分析

- ※ 実施する場合のみ記載すること。
- ※ 調査・分析の目的、内容等について具体的に記載すること。

3 テストマーケティング

- ※ 実施する場合のみ記載すること。
- ※ テストマーケティングの目的、内容等について具体的に記載すること。

4 技術研修

- ※ 実施する場合のみ記載すること。

(1) 研修の概要

- ※ 研修の目的、対象技術、内容等について記載すること。

(2) 研修の開催時期及び内容

実施時期	参集範囲・人数	内容	備考
○年○月			

5 展示ほの設置（必須）

(1) 展示用実証ほの概要

展示開始 時期	所在地	品目・ 品種	展示ほ 面積(a)	管理者	展示する植栽方式等の技術
○年○月					

注 実証ほを設置する場所ごとに記入すること。

(2) 視察対応、周知等

実施時期	取組内容	備考
○年○月		

6 システム導入

※ 実施する場合のみ記載すること。

※ システムやアプリ導入の目的、導入手段（構築、改良、既存サービスの利用等）、機能等について具体的に記載すること。

7 小規模園地整備

※ 実施する場合のみ記載すること。

※ 小規模園地整備の目的、整備内容、整備内容ごとの実施面積等について具体的に記載すること。

8 省力樹形や省力的な植栽方法等への転換

※ 実施する場合のみ記載すること。

(1) 転換の目的及び概要

※ 転換する目的、省力樹形・省力的な植栽方法の概要について具体的に記載すること。

(2) 転換の内容

改植・ 新植等	品目・品種	省力樹形・ 省力的な植栽方法等	面積(a)	管理者	備考

注 「改植・新植等」の欄は、実施する内容（改植、新植、幼木管理、高接ぎ等）を記載すること。

9 機械・設備のリース導入

※ 実施する場合のみ記載すること。

(1) リース内容

機械・設備名	仕様 製造会社名 型式	台数	金額(円)	管理者	保管・設置場所	リース予定 時期

注 対象機械が複数ある場合は、適宜、行を追加して機械・設備ごとに記載すること。

(2) 対象機械・設備の決定根拠

機械・設備名	リース物件価格 (千円)	リースする機械・設備の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1 「リース物件価格(千円)」の欄には、リースする機械・設備の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を記載すること。

注2 「リースする機械・設備の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では機械・設備の能力を決定(導入する機械・設備の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械・設備の能力等の具体的な数値を用いて記載すること。

(3) リース機械・設備の納入業者の選定方法の計画

入札方式(いずれかに○)	指名業者選定の考え方	備考
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注 「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記載すること。

(4) 機械・設備のリース料等

リース期間	開始月～終了月(※1)	年	月	～	年	月	(月)	備考	
	リース借受日から〇年間(※2)							(年)	
リース物件取得予定価格(消費税抜き)	①							(円)	
リース期間終了後の残存価格(消費税抜き)	②							(円)	
リース料助成申請額	③							(円)	
リース諸費用(消費税抜き)	④							(円)	
消費税	⑤							(円)	
事業実施主体負担リース料(消費税込み)①－②－③＋④＋⑤								(円)	
リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること(使用した算式に○を記入すること)。									
Ⅰ リース物件価格 × リース期間 / 耐用年数 × 1/2					Ⅱ (リース物件価格 － 残存価格) × 1/2				

注1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。

注2 リース事業者の見積書の写し(実績報告では契約書の写し)等を添付すること。

注3 複数の機械・設備をリース導入する場合、表を追加し、機械・設備ごとに記載すること。

第7 経費の配分及び負担区分

(単位:円)

区 分	総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
		国庫補助金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)	
1 検討会の開催等					
2 調査・分析					
3 テストマーケティング					
4 技術研修					
5 展示ほの設置					
6 システム導入					
7 小規模園地整備					
8 省力樹形や省力的植栽等への転換					
9 機械・設備のリース導入					
合 計					

注1 本年度事業分について記載すること。

注2 区分欄は、実施する取組分について記載することとし、不要な行は削除すること。

注3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」を記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
☐ 地方公共団体の一般会計
☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

注4 事業実施主体以外の団体が別途事業費を負担する場合には、備考欄にその団体名を記入すること。

注5 経費の詳細については、別添の経費内訳書に記載すること。

第8 収支予算（又は精算）

1 収入の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金					
自己資金					
その他					
合 計					

2 支出の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備考
			増	減	
産地構造転換パイロット事業(パイロット実証事業)					
合 計					

第9 本年度事業の完了予定（完了）年月日

第10 添付資料

- 1 組織及び運営についての規約等の写し、財務諸表
- 2 役員名簿、構成員名簿
- 3 導入する機械・設備のパンフレット・見積書等
- 4 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- 5 生産供給体制モデルの図
- 6 経費内訳書
- 7 環境負荷低減チェックシート
- 8 審査基準の加算項目に該当する場合は、該当することが分かる資料

※ ①～③については、添付する資料の名称を記載すること。④～⑥については、本計画書中の該当項目を記載すること。

審査基準の加算項目		添付する資料名
① 地域計画	次に掲げるいずれか又はすべて（１）及び（２）の要件を満たす地域計画の区域内で行われていること。なお、１つの地域計画が複数の目標地図を含む場合にあっては、要件に適合するか否かの判断は当該地域計画を単位として判断するものとするに該当する。 （１）農用地の利用の集積に関する目標 地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。 ア 目標集積率が、現状の集積率を下回らないこと。 イ 目標集積率が８割以上であること。 ただし、都道府県にあっては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が次のいずれかを満たせば可とする。 （ア）現状の集積率が５割未満の場合にあっては、６割以上であること （イ）現状の集積率が５割以上６割未満の場合にあっては、現状の集積率から10ポイント以上増加するものであること （ウ）現状の集積率が６割以上の場合にあっては、６割以上であること （２）農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合 地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積の割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。 ア 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあっては、１割未満であること イ 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、２割未満であること	
② みどりの食料システム法	第19条第１項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある。	
	第21条第１項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある。	

③ 水田農業高収益化推進計画	水田農業高収益化推進計画においてコンソーシアムの構成員が位置付けられている。	
④ 生産方式革新実施計画	コンソーシアム又はその構成員が、採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に定める生産方式革新実施計画（以下、「革新実施計画」という。）の認定を受けている者又は事業実施年度末までに当該認定を受けることが確実である者であって、事業内容が当該革新実施計画の内容に合致している。	※本計画書中の該当項目を記載する。
⑤ 輸出事業計画	コンソーシアム又はその構成員が、輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づき策定された輸出事業計画において、関連事業に関する事項等が定められており、農林水産大臣により認定されている者であって、事業内容が当該輸出事業計画の内容に合致している。	※本計画書中の該当項目を記載する。
⑥ フラッグシップ輸出産地	フラッグシップ輸出産地として認定された産地（フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号農林水産省輸出・国際局長通知）第5の規程により認定証の交付を受けた産地をいう。）の取組であって、事業内容に輸出の取組が含まれている。	※本計画書中の該当項目を記載する。

9 その他農産局長又は地方農政局長等が必要と認める資料

- ・改植・新植等を行う場合は、取組の対象とする園地が地域計画の目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実であることが確認できる資料を添付すること。

※ 実績報告の際は以下の資料を添付すること。

- ・ 調査・分析、テストマーケティングを行った場合は、結果を取りまとめた報告書
- ・ システムやアプリの構築・改良を行った場合は、その概要が分かる資料

(注4)赤字は記載例。また、以下に示す各列の項目に加え、必要に応じて適宜項目列を追加することも可。

[illegible]

**果樹農業生産力増強総合対策
産地構造転換パイロット事業実施計画（兼実績報告）書
【全国推進事業】**

- 事業実施年度： 令和○年度
- 目標年度： 令和○年度

第1 事業実施主体の概要

団体名：
団体の代表者名：
事務局： ○○部○○課
担当者名：
住所： 〒
電話番号：
メールアドレス：

第2 事業概要

1 事業の目的及び取組概要

※ 事業の目的及び本事業によりどのような取組を行うのかを記載すること。また、本事業の概要を横向き1枚にまとめ、添付すること。

2 成果目標

（1）目標年度
令和○年度

（2）成果目標

※ 実施要領で定める成果目標に基づき設定すること。

（3）成果目標の具体的な内容、目標数値の設定根拠

（4）事後評価の検証方法

※ 客観的な手法により検証ができる内容を記載すること。

3 事業実施体制

※ 本事業の実施体制について、取組ごとの体制や役割分担が分かるよう記載すること。（図も可）

4 事業全体の実施スケジュール

※ 取組内容ごとのスケジュールが分かるように具体的に記載すること。

第3 取組ごとの内容

1 検討会の開催

（1）検討会の概要

※ 目的、内容等について記載すること。

(2) 検討会の構成案

所属・役職	氏名	備考

(3) 検討会の開催時期及び内容

開催時期	内容	備考
○年○月		

2 研修会・交流会等の開催

(1) 研修・交流会等の概要

※ 目的、内容等について記載すること。

(2) 研修会・交流会等の開催時期及び内容

開催時期	参集範囲	内容	備考
○年○月			

3 実証コーディネート

※ パイロット実証事業の各コンソーシアムの取組の進捗管理や助言等の支援、コンソーシアム間の調整等について具体的に記載すること。

4 優良事例等の調査

※ 調査の目的、内容、対象、方法等について具体的に記載すること。

5 生産供給体制モデルの普及

※ 全国への普及に向けた資料の作成・公表、情報発信等の取組について、具体的に記載すること。

第4 経費の配分及び負担区分

(単位:円)

区 分	総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
		国庫補助金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)	
1 検討会の開催					
2 研修会・交流会等の開催					
3 実証コーディネート					
4 優良事例等の調査					
5 生産供給体制モデルの普及					
合 計					

注1 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」を記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

注2 事業実施主体以外の団体が別途事業費を負担する場合には、備考欄にその団体名を記入すること。

注3 経費の詳細については、別添の経費内訳書に記載すること。

第5 収支予算（又は精算）

1 収入の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金					
自己資金					
その他					
合 計					

2 支出の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備考
			増	減	
産地構造転換パイロット事業					
合 計					

第6 事業完了予定（完了）年月日

第7 添付資料

1 組織及び運営についての規約等の写し、財務諸表

- 2 役員名簿、構成員名簿
- 3 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- 4 事業の概要の図
- 5 経費内訳書
- 6 環境負荷低減チェックシート
- 7 その他農産局長が必要と認める資料

※ 実績報告の際は、本事業の成果を取りまとめた報告書を添付すること。

(注4)赤字は記載例。また、以下に示す各列の項目に加え、必要に応じて適宜項目列を追加することも可。

[illegible]

別添 17－2（Ⅵの第 9 の 1 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長^{※1} 殿

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和〇年度果樹農業生産力増強総合対策のうち産地構造転換パイロット事業（パイ
ロット実証事業）の実施状況の報告について

持続的生産強化対策事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3175 号、3 畜産第 1993 号農
産局長及び畜産局長通知）別紙 3 のⅥの第 9 の 1 に基づき、関係書類^{※2}を添えて報告する。

※ 1：事業の範囲が複数の都道府県にわたるものについては、農産局長宛とすること。

※ 2：関係書類として、別添 17－2 別添を添付すること。

果樹農業生産力増強総合対策
産地構造転換パイロット事業実施状況報告書
【パイロット実証事業】

- 事業実施年度： ○年度
- 目標年度： ○年度
- 実施状況報告対象年度： ○年度（事業実施○年目）

第 1 事業実施主体

コンソーシアム名：
コンソーシアムの構成員：
対象となる産地の市町村：
中核機関：

第 2 成果目標の達成状況

1 生産供給体制モデルの構築

（1）成果目標

※ 事業実施計画書から転記すること。

（2）達成状況

※ 達成状況について具体的に記載すること。

2 労働生産性の向上

（1）成果目標

※ 事業実施計画書から転記すること。

（2）達成状況

指標	基準年 (○年度)	1 年目 (○年度)	2 年目 (○年度)	3 年目 (○年度)	4 年目 (○年度)	5 年目 (○年度)	目標 (○年度)
労働 生産性 (万円／人)							

注 1 実績の算出根拠となる資料を添付すること。

注 2 必要に応じて年度の欄を追加すること。

第 3 当該年度の事業の実施状況

※ 取組内容や進捗について具体的に記載すること。

第 4 当該年度の取組の総評

第 5 今後の課題と翌年度計画への反映状況

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長^{※1} 殿

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和〇年度果樹農業生産力増強総合対策のうち産地構造転換パイロット事業
（〇〇〇〇〇^{※2}）の自己評価の報告について

持続的生産強化対策事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3175 号、3 畜産第 1993 号農
産局長及び畜産局長通知）別紙 3 のⅥの第 9 の 2 に基づき、関係書類^{※3}を添えて報告する。

※ 1：パイロット実証事業のうち事業の範囲が複数の都道府県にわたるもの及び全国推進事業につ
いては、農産局長宛とすること。

※ 2：パイロット実証事業又は全国推進事業のいずれかを記載すること。

※ 3：関係書類として、パイロット実証事業については別添 17－3 別添 1、全国推進事業について
は別添 17－3 別添 2 を添付すること。

果樹農業生産力増強総合対策
産地構造転換パイロット事業評価報告書
【パイロット実証事業】

- 事業実施年度： ○年度
○ 目標年度： ○年度

第 1 事業実施主体

コンソーシアム名：
コンソーシアムの構成員：
対象となる産地の市町村：
中核機関：

第 2 成果目標の達成状況

1 生産供給体制モデルの構築

(1) 成果目標

※ 事業実施計画書から転記すること。

(2) 達成状況

※ 達成状況について具体的に記載すること。

2 労働生産性の向上

(1) 成果目標

※ 事業実施計画書から転記すること。

(2) 達成状況

指標	基準年 (○年度) ①	目標 (○年度) ②	目標年度の		備考
			実績 ③	達成率 (%)	
労働生産性 (万円／人)					

注 1 実績の算出根拠となる資料を添付すること。

注 2 達成率は、 $(③ - ①) / (② - ①)$ を記載すること。

第 3 事業の実施状況

※ 事業全体の取組内容について具体的に記載すること。

第 4 取組の総評

※ 事業全体の総合評価として、本事業の実施により得られた成果（成果目標に関するもの以外を含む）や課題について記載すること。

果樹農業生産力増強総合対策
産地構造転換パイロット事業評価報告書
【全国推進事業】

- 事業実施年度： ○年度
- 目標年度： ○年度
- 事業実施主体：

第 1 成果目標の達成状況

（１）成果目標

※ 事業実施計画書から転記すること。

（２）達成状況

※ 達成状況について具体的に記載すること。

第 2 事業の実施状況

※ 事業全体の取組内容について具体的に記載すること。

第 3 取組の総評

※ 事業全体の総合評価として、本事業の実施により得られた成果（成果目標に関するもの以外を含む）や課題について記載すること。

農林水産省農産局長※ 殿
〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和〇年度果樹農業生産力増強総合対策のうち産地構造転換パイロット事業（パイ
ロット実証事業）の営農継続報告書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農
産局長及び畜産局長通知）別紙3のⅥの第9の3に基づき、報告する。

第1 事業実施期間等

事業開始年度	事業完了年度	目標年度	本報告の対象年度

第2 改植・新植の内容

ほ場 番号	改植・ 新植	品目・品種	省力樹形・ 省力的な植栽方法等	面積 (a)	所在地	管理者	備考
①							
②							

注1 事業実施計画書の記載のうち、改植及び新植の取組内容を転記すること。
注2 管理者に変更がある場合は、変更前の内容を取り消線で削除した上で、変更後の内容を記載すること。

第3 営農の状況

ほ場 番号	栽培管理の状況	樹体の生育状況	備考
①			
②			

注 各事項について具体的に記載すること。

第4 添付書類

- 1 各ほ場の状況が分かる画像（報告対象年度の翌年度の4月1日以降に撮影したもの）
- 2 その他農産局長又は地方農政局長等が必要と認める資料

※：事業の範囲が複数の都道府県にわたるものについては、農産局長宛とすること。